

令和6年度

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

宮 城 県 基 金 運 用 状 況 審 査 意 見 書

宮城県監査委員

宮 監 委 第 45 号

令和 7 年 9 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏

宮城県監査委員 佐々木 功 悦

宮城県監査委員 成 田 由加里

宮城県監査委員 宮 川 耕 一

令和 6 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和 6 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに令和 6 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

目 次

宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	6
2	審査の方法	6
3	審査の結果及び意見	7
	(1) 審査の結果	7
	(2) 意見	13
4	決算の概要	23
5	決算参考資料	27
	(1) 一般会計	
	ア 款別歳入額	27
	イ 県税税目別課税収入状況	28
	ウ 県税以外の収入未済状況	29
	エ 款別歳出額	32
	オ 前年度からの繰越額一覧表	33
	カ 翌年度への繰越額一覧表	34
	キ 四半期別資金の状況調	36
	(2) 特別会計	
	ア 会計別歳入額	38
	イ 会計別歳出額	39
	ウ 収入未済状況	40
	エ 前年度からの繰越額一覧表	41
	オ 翌年度への繰越額一覧表	41
	カ 四半期別資金の状況調	42
	(3) 財産等	
	ア 公有財産	44
	イ 重要物	46
	ウ 債務保証及び損失補償	46
	エ 債権	46
	オ 基金	50
	カ 県債	53

宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	56
2	審査の方法	56
3	運用の状況	57
	(1) 市町村振興資金貸付基金	57
	(2) 土地基金	58
	(3) 企業立地資金貸付基金	59
	(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	60
	(5) 美術品等取得基金	61
4	審査の結果及び意見	62

<参考>前年度意見に対する執行部の対応状況

	前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況	64
	前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況	92

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

令和7年7月15日審査に付された令和6年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県国民健康保険特別会計決算
- (5) 宮城県中小企業高度化資金特別会計決算
- (6) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (7) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (9) 宮城県県有林特別会計決算
- (10) 宮城県土地取得特別会計決算
- (11) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審査の方法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、別に実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

県警察については、これらに加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

令和6年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数並びに収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、おおむね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既の実施した定期監査等（令和6年9月から令和7年8月まで実施）も含めて認められた不適切な事務処理の内容を示す。

ア 予算執行関係

(ア) 予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a みやぎ産業交流センター（夢メッセみやぎ）に係る修繕工事において予算執行を怠り、多額の不用額を生じさせたもの【国際政策課、国際ビジネス推進室】

イ 収入関係事務

(ア) 県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）は、特別納付金、生活保護扶助費返還金、児童扶養手当給付費返還金など一般会計及び特別会計の合計で25億2,786万8,222円と前年度を5億8,740万702円（30.3%）上回った。これは、一般会計で2億453万6,510円を不納欠損処分したことにより収入未済額が減少した一方で、特別納付金、中小企業高度化資金貸付金などの収入未済額が増加したことによるものである。

引き続き収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

- a 特別納付金（北中山地区の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額【自然保護課】

現年度分	430,819,400円	(0円)
過年度分	0円	(0円)
合計	430,819,400円	(0円)

* () 内の数字は、令和5年度決算額を表す。以下同じ。

b 特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額

【廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室】

現年度分 36,313,773 円 (33,378,511 円)

過年度分 1,006,515,742 円 (973,522,231 円)

合 計 1,042,829,515 円 (1,006,900,742 円)

c 特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額【水産業基盤整備課、漁港整備推進室】

現年度分 5,720,000 円 (0 円)

過年度分 6,820,000 円 (6,820,000 円)

合 計 12,540,000 円 (6,820,000 円)

d 生活保護扶助費返還金に係る収入未済額【各保健福祉事務所（地域事務所を除く。）】

現年度分 13,090,024 円 (22,640,720 円)

過年度分 166,733,545 円 (154,430,800 円)

合 計 179,823,569 円 (177,071,520 円)

e 児童扶養手当給付費返還金に係る収入未済額【子ども・家庭支援課】

現年度分 129,000 円 (1,113,860 円)

過年度分 18,518,730 円 (18,010,220 円)

合 計 18,647,730 円 (19,124,080 円)

f 県営住宅使用料に係る収入未済額【住宅課】

現年度分	7,775,286 円	(12,300,630 円)
過年度分	21,064,294 円	(20,768,348 円)
合 計	28,839,580 円	(33,068,978 円)

g 損害賠償金に係る収入未済額【警察本部】

現年度分	0 円	(919,600 円)
過年度分	20,960,084 円	(20,112,484 円)
合 計	20,960,084 円	(21,032,084 円)

h 中小企業高度化資金貸付金に係る収入未済額【商工金融課、中小企業支援室】

現年度分	105,468,966 円	(0 円)
過年度分	0 円	(2,514,040 円)
合 計	105,468,966 円	(2,514,040 円)

i その他の収入未済額

現年度分	95,245,338 円	(58,790,700 円)
過年度分	592,694,040 円	(615,145,376 円)
合 計	687,939,378 円	(673,936,076 円)

(イ) 補助金の額の確定に伴う返還金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 令和元年度健康増進事業等補助金について、令和2年度に過大交付した分の返還が行われていなかったことが、令和6年度に補助事業者からの指摘により判明し、返還されたもの【健康推進課】

(ウ) 調定遅延及び過徴収が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 河川占用料について、調定遅延があったもの【北部土木事務所栗原地域事務所】
- b 教育財産の使用許可に係る使用料について、調定遅延があったもの【美術館】
- c 県営住宅の家賃算定に誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたもの【住宅課】

(エ) 使用料の収入遅延において、督促を行っていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 港湾施設使用料の収入遅延について、督促を行わなかったことにより、延滞金を徴収できなかったもの【仙台塩釜港湾事務所】
- b 県営住宅敷地使用料の収入遅延について、督促を行わなかったことにより、延滞金を徴収できなかったもの【住宅課】

(オ) 収入証紙の取扱事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 危険物施設に係る申請手数料について、証紙貼用実績簿を作成していなかったもの【消防課】
- b 証紙の返還等ができない売りさばき人に対して還付を行ったもの【出納管理課】

ウ 支出関係事務

(ア) 需用費などにおいて、過払い、二重払い、支払遅延など不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 離職者等再就職訓練業務の職場見学等推進費について、前年度の計算方法で算定された請求書であることに気付かないまま当該金額を支払ったもの【白石高等技術専門校】
- b 需用費について、二重払いが認められたもの【古川農業試験場】
- c 需用費などについて、支払遅延が認められたもの【消防課】【デジタルみやぎ推進課】【保健環境センター】【子ども総合センター】【仙台家畜保健衛生所】【文化財課】

- d レンタカー使用料について、資金前渡の処理を行わず、職員が立替払を行ったもの【美術館】
- e 水道料金・下水道使用料について、県費による支出処理を怠り、自費で支出処理を行った不適切な会計事務処理があったもの【東北歴史博物館】

(イ) 補助金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 令和5年度宮城県医療機関等原油価格・物価高騰対策事業補助金について、出納閉鎖後に翌会計年度予算で支出したもの【医療政策課、県立病院再編室、医療人材対策室】

エ 財産管理関係事務

(ア) 物品の記録管理において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 備品台帳に現物が無い供用備品が記録されていたもの【高校教育課、高校財務・就学支援室】

オ 契約関係事務

(ア) 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 委託契約について、随意契約理由を予定価格が少額であるとする場合に、その限度額を超えているものが認められたもの【蔵王自然の家】
- b 不調となった委託業務について、改めて指名委員会を開催すべきところ、不調案件の指名委員会で選定した業者と見積合わせを行ったもの【国際政策課、国際ビジネス推進室】【保健体育安全課】

(イ) 工事事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 営繕課が作成し関係各課等に通知している「建築公共工事積算単価表」の改定において、単価の一部に誤りがあり、当該単価を適用した工事が入札中止となったもの【営繕課】

カ その他の事務

(ア) 職員間情報共有ツールにおいて、職員による不正閲覧が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 令和3年11月1日から令和6年4月11日までの間、職員間情報共有ツールに掲載された他の職員の情報を業務外の目的で閲覧及びダウンロードしていたもの【デジタルみやぎ推進課】

(イ) 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

- a 鳥獣捕獲許可証のべ46人分を、決裁を経ずに知事印を押印の上交付したもの。また、未決裁許可に係る捕獲許可申請書、許可期間終了により返納のあった未決裁許可証及び捕獲報告書について、無断で破棄したもの。【北部地方振興事務所栗原地域事務所】

(ウ) 不動産取得税において、課税漏れが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 不動産取得税の未処理案件について、誤って処理済案件に含めたこと等により、課税処理をしないまま、課税できる期間を経過したもの【大河原県税事務所、仙台南県税事務所】

(エ) 歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

- a 所得税について、納付期限に遅延し、不納付加算税が発生したもの【小牛田農林高等学校】【利府支援学校】

(オ) 私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- a 教師用デジタル教科用指導書代について、県費で支払うべきところ、団体費で支払ったもの【登米総合産業高等学校】
b グラウンド整備について、県が公費で実施すべきところ、団体の施工により私費で実施したもの【名取北高等学校】

(2) 意見

令和6年度は、物価高への対応をはじめとした経済対策を講じつつ、「新・宮城の将来ビジョン（令和3年度～令和12年度）」に基づき、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、DXの推進、人口減少局面における地域経済の持続性確保、大規模化・多様化する自然災害への備えなど、各種事業に取り組んだ。

これらの実施状況について、付託された令和6年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

ア 健全な財政運営と適切な財務の執行

(ア) 決算状況

令和6年度の税収は3,232億7,376万4,388円と過去最高を更新し、一般会計の実質収支額は15億2,877万9,809円の黒字となった。令和6年度末における県債現在高は1兆6,037億2,126万9,646円（前年度比588億1,361万8,189円減（△3.5%））、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,976億2,679万8,679円（前年度比220億536万5,572円減（△10.0%））となっている。財政力指数は0.60728（前年度0.58832）、経常収支比率は95.4%（前年度96.7%）と前年度より改善しているものの、財政構造の硬直化が常態化している。

令和7年度当初予算においては、平成13年度の制度創設以来、初めて臨時財政対策債の新規発行が行われず、地方財政の健全化に向けて大きな前進となった一方、財源不足を補うため財政調整基金を取り崩すなど、厳しい財政状況に変わりはない。人口構造の変化による社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策、自然災害等への備えのほか、物価・賃金・金利などの上昇にも適切に対応しながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて、引き続き、堅実な財政運営に努められたい。

(イ) 健全化判断比率等の状況

令和6年度の実質公債費比率は10.0%（前年度比△0.3%）、将来負担率は130.8%（前年度△4.5%）であり、歳入確保と歳出抑制の両面から財源不足の縮減に取り組んだ結果、いずれも前年度より改善し、臨時財政対策債を除く県債残高も標準財政規模の2倍を超えないレベルを維持している。

一方で、今後は社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策費の増加に加え、大規模災害等への備えが求められることから、令和7年2月に策定した「みやぎ財政運営戦略（第4期）（令和7年度～令和9年度）」に基づき、歳入確保、歳出削減、世代間の公平性を意識した将来負担の軽減及び財政運営上の課題の早期発見・対処に取り組み、持続可能な財政運営を堅持するとともに、財政状況を県民に分かりやすく説明するよう努められたい。

なお、地方の財源不足の解消に当たっては、引き続き、地方交付税に係る国税法定率の引上げなど地方財政の健全化に資する持続可能な制度を確立するよう国に求めるとともに、県債残高の約35%を占める臨時財政対策債については、基準財政需要額への算入額と実際の元利償還額との間に乖離が生じないよう今後とも適切に管理されたい。

（ウ）収入未済額の縮減

令和6年度の県税全体の収入率は99.1%を維持しているものの、収入未済額は約26億1千万円となっている。県では「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画（令和4年度～令和6年度）」に基づき、個人県民税とその他税目に分けて縮減目標を定め、対策を実施している。収入未済額の約7割を占める個人県民税を重点税目と定め、市町村の実情に応じて積極的な支援を行うとともに、市町村と連携・協働して縮減対策を実施した結果、令和6年度の収入未済額は約18億6千万円と前年度から約1億4千万円減少した。一方、個人県民税以外の一般税については、現年度分の滞納整理の早期実行により滞納繰越の防止に努め、滞納繰越となった事案について実態把握と財産調査を徹底したが、令和6年度の収入未済額は約7億5千万円と前年度から約8千万円増加した。県税全体の縮減目標である23億5千万円以下は達成できなかったものの、基準年である令和2年度の約38億9千万円から約12億8千万円の縮減が図られた。引き続き、新たな滞納事案に最優先で取り組みながら、生活困窮者に対しては適切に納税緩和措置を適用するなど、令和9年度の県税全体の縮減目標である22億9千万円以下を達成できるよう縮減を図られたい。

県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）については、令和4年度から令和6年度までの3年間に3億円を縮減することを目標として、マルチアングルゼミナールや債権管理研修会において、ナッジ理論¹を取り入れた通知の作成や優良事例の情報共有による人材育成を行うとともに、粘り強い催告や分納者に対する継続的な納付指導、債権回収会社への一

¹ ナッジ理論：行動科学等の理論に基づき、規制や大きな経済インセンティブによらずに人の行動を予測可能な形に変えるアプローチ手法

括業務委託による債権回収を実施したが、新たに行政代執行に係る特別納付金約4億3千万円が発生したことなどにより、前年度より約5億9千万円増の約25億3千万円となった。

令和7年3月に改訂された「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」では、回収難易度に応じた債権区分による目標を新たに定めたほか、滞納の長期化防止や債権回収業務の効率化などに取り組むこととされており、収入未済額縮減推進会議において進行管理を行いながら、全庁をあげて収入未済額の縮減を適切に進められたい。

なお、令和6年度の不納欠損額は前年度と同規模の約4億6千万円となっており、やむを得ず不納欠損を行う場合は、資力調査を確実に励行するなど、適正な事案管理を行い、公平公正を確保されたい。

(エ) 歳入歳出外現金の適正管理

歳入歳出外現金については、令和4年度行政監査での監査委員意見及び公表された措置状況等のとおり、内部統制の強化を図ってきた。令和5年8月の総務事務センター稼働に伴い、集約対象所属職員に係る所得税及び社会保険料などの法定控除金については、不備発生が抑制された一方、総務事務センターに集約されずに各所属に残る歳入歳出外現金の事務については、依然として不適切な取扱いが散見される。

知識不足や組織的なチェック機能の不全が主な要因となっていることから、出納局では、ミス事例や対策ポイントをまとめた研修資料を作成するほか、会計事務指導によるフォローアップ、内部統制における部局リスクに「歳入歳出外現金の払出（徴収）漏れ、払出（徴収）遅延」を追加するなどの対策を実施した。これらの対策を継続し、歳入歳出外現金の適正管理に努められたい。

(オ) 3E（経済性・効率性・有効性）を重視した行財政運営と県民への説明責任

令和6年度に策定した「新・宮城の将来ビジョン実施計画（中期）（令和7年度～令和9年度）」では、「人口減少対策」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）による変革みやぎの実現」、「半導体をはじめとする成長産業の誘致・育成」に重点的に取り組むこととしている。政策評価・施策評価において、必要性、有効性、効率性の観点から、達成状況とその要因を検証し、施策の効果（アウトカム）を県民に分かりやすく説明するとともに、必要に応じて毎年度の見直しを実施されたい。あわせて、これまで長期間にわたり継続されてきた事業についても、今後は限られた職員で行政運営を維持する必要があることから、職員人件費を含む総コスト

を意識し、事務事業の最適化を検討されたい。

また、「みやぎ発展税」や「みやぎ環境税」など一定の政策目的のための超過課税や法定外税については、充当事業の必要性や、有効性、客観的な指標を提示するなど、3Eに即した分かりやすい情報発信に努められたい。

なお、県の財政状況をデータに基づき具体的に説明するため、歳入歳出決算書はもとより、地方財政状況調査や財政健全化法に基づく各種指標、地方公会計制度に基づく財務書類等について、一元的に情報入手が可能となるようホームページにおける情報提供の方法について検討されたい。

(カ) 精度の高い予算管理と事務執行管理

工事に係る予算の執行管理が不十分であったことから、重複して予算を計上した結果、多額の不用額が生じる事案が発生した。所属内及び関係所属において、不備に気付く機会が複数あったにも関わらず発生していることは、組織が十分に機能を発揮していない可能性を示唆するものであり、これを重く受け止め、徹底した再発防止策を講じられたい。

また、東日本大震災及びその後の災害からの復旧・復興においては、これまで柔軟な運用や特例的な財政措置が講じられてきたところであるが、震災後に入庁し、特例措置を当然視する職員の増加が懸念されるなか、会計年度独立の原則と繰越制度について、改めて組織的に共有し事業の適正な進捗管理に努められたい。

(キ) 補助金事務の適正執行

補助金交付手続については、平成29年度包括外部監査結果を踏まえ、「補助金交付手続きの改善方針（令和4年3月1日付け行経号外）」及び「（参考様式）補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」により執行されているところであるが、令和6年度定期監査においては、過払いが発生した事案や出納閉鎖後に翌年度予算で支払った事案、過大交付分の返還が遅延した事案のほか、実績報告書の提出期限が守られていない事案を複数確認した。

改めて、上記方針の順守及びチェックリストの活用により内部統制の体制整備を図るほか、補助効果の把握・確認、零細補助金等の整理合理化など、PDCAサイクルを意識した補助金事務の適正な執行に努められたい。

(ク) 財産の適正管理

令和3年度行政監査において備品の適正管理について意見を述べ、以後の定期監査において指摘等を行っているところであるが、未だに財務規則に基づく照合確認や、供用の状況の記録・管理が適切に行われず、現物と物品管理システムの登録データとの間に齟齬のある所属が散見されることは誠に遺憾である。

県では、財務規則に基づく照合確認の徹底、「物品管理・調達事務マニュアル」及び「売払い・廃棄等事務の手引き」の改定、物品管理に係る研修実施、会計事務指導検査時の巡回指導等により、適正管理に取り組んでいるが、指定管理者が管理するものを含め、一元的なモニタリングが必要である。物品は公金が形を変えたものであり、その亡失、損傷などがあつた場合には、職員個人の賠償責任も問われ得るものであることを理解し、指定管理者が管理するものを含め、全ての備品について照合確認を行い、現物の状態や使用・貸付の状況を正確に記録するとともに、不用品の増加は保管費用の増加に加え、売却時期を逃すことで県有財産の有効活用を逸していると捉え、適切に処分を進められたい。

(ケ) 公社等外郭団体の経営改善と自立的運営

令和6年度は、46団体が公社等外郭団体として指定され、そのうち改善支援団体は、前年度と同じ5団体であつた。県では、これまでの取組を踏まえ、令和7年3月に「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン」を策定したところであり、引き続き、県の関与の更なる適正化を図り、公社等外郭団体の一層の自立と政策の効率的かつ効果的な実現を図られたい。あわせて財政的援助団体等監査において累積欠損金や債務超過が認められた団体に対しては解消に向けた当該団体の取組を支援するとともに、運営手続きの不備が認められた団体に対しては関係法令の遵守と適正運営について助言、指導に努められたい。

(コ) 地方公会計制度の活用

統一的な基準による地方公会計制度は、発生主義・複式簿記会計の考え方により、減価償却や退職手当などの将来的な負担を含む正確な行政コストの把握、資産・負債のストック情報の明示、公共施設マネジメント等への活用など、これまで見えにくかつた財政状況の「見える化」が期待できる制度である。これまで県では、研修により制度理解の浸透と実務能力の向上に努めたほか、令和6年度には、公立学校の減価償却率と維持補修費を分析し、学校ごとに自ら分析できるよう様式を整備するなどの取組を行ってきた。

引き続き、日々仕訳の業務マニュアルについて不断の見直しを進め、精度の高い財務書類等の作成を行うとともに、受益者負担の適正化をはじめ、資産の管理、予算審議など、持続可能な財政運営に公会計制度を活用できるよう、更なる検討を進められたい。

イ 内部統制の定着と組織体制の強化

(ア) 内部統制の取組状況と課題

「宮城県内部統制評価報告書審査意見書」においては、評価手続及び評価結果について相当であるとした上で、発生した重大な不備への実効性のある取組の強化と組織としての再発防止を強く求めたところである。内部統制が法制化された令和2年度以降、不備の件数は順調に減少しており、内部統制が徐々に職員に浸透しその成果が現れているものと評価できる一方、キャッシュレス化の推進や庶務業務の集約化など新たな取組が始まっており、今まで想定されていないリスクが今後発生することも考えられることから、職員を守る観点からも予防的な対策の強化を検討されたい。本県独自の動的モニタリングシステム「みやぎファインプレーポイント」及び多所属間双方向検証「マルチアングルゼミナール」については、その効果を検証し、更に職員に浸透させることを求める。

令和7年4月に改定された「内部統制行動計画」では、標準的なリスク対応策の拡充などのほか、内部統制推進部局の体制強化を図っており、今後はオフィス改革や働き方改革と連動させた県全体のマネジメント力の向上や、組織全体のガバナンス力の向上を目指して、内部統制の更なる浸透・定着を図られたい。

(イ) 人財の確保・育成と組織体制の強化

職員採用試験（大学卒業程度）の最終倍率は、令和5年度4.3倍、令和6年度3.2倍、令和7年度3.4倍と低下傾向にあり、また、自己都合等退職者に占める20代及び30代の若手職員の割合は6割から7割と高止まりしている。持続可能で良質な行政サービスの提供体制を確保する上で極めて憂慮すべき事態であり、県組織全体で危機感を共有し、総合的な対策を講ずる必要がある。

県では、令和6年度に「職員確保緊急プラン」を策定し、採用試験の応募者確保や、オフィス改革・テレワーク環境の充実など多様な働き方の実現、男性職員の育休取得率100%に向けた支援や女性管理職の積極的登用などに取り組んでいるところであり、引き続き、適正な人員配置・組織改編に加え、外部人材活用などの柔軟な対応により組織全体の効率性向上に取り組まれたい。

(ウ) 働き方改革の推進

働き方改革の目的は、活発なコミュニケーションのもとで職員が成長と働きがいを実感し、効率的な業務によって県民から信頼される質の高いサービスを提供する、魅力ある職場風土づくりである。

県では、「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン（令和7年度）」を策定し、新たな課題、解決した課題等を加除修正しながら毎年度見直しを行うこととしている。デジタル技術を活用した、業務の生産性の向上とプロセスの改善や働きやすい環境の整備などにより、県民も職員も満足する持続可能な行政運営を目指して取組を進められたい。

現在、ペーパーレス化の推進と電子決裁の浸透、ビジネスチャットやWeb会議の活用などの業務のデジタル化が進み、テレワークなどの多様な働き方が選択できる環境が整いつつあるが、その利用実績は一部の職員にとどまっている。育児や介護などの属人的な理由による利用にとどまらず、テレワークに適した業務の仕分けを行うなど、戦略的に取り組まれたい。

男性職員の育児休業取得実績は、令和6年度98.7%（令和5年度85.7%、令和4年度65.4%）と「第4期宮城県特定事業主行動計画」の目標数値100%に近づく一方、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は16.2時間と3年連続で減少したものの目標数値12.5時間を上回っている。引き続き、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、職員の負担軽減のため、業務量のダウンサイジング、業務分担の柔軟な見直し、部・課を超えた短期業務支援の活用範囲の拡大の検討など、育児や介護などによる長期休業を取得しやすい職場環境の構築手法を検討されたい。

(エ) 職員の健康管理

職員が能力を最大限に発揮するためには、心身の健康が何より重要である。令和6年度に、知事部局及び各種委員（会）事務局において精神疾患により7日間以上の病気休暇を取得した者は、前年度より15人少ない122人であったが、平成22年度の67人と比較して1.8倍と大きく増加しており、病気休暇者の7割は病気休暇の取得日数が50日以上となっている。また、教育委員会における精神疾患での7日間以上の病気休暇者は前年度より37人多い106人で平成22年度の2倍、うち約半数が取得日数91日以上である。

メンタルヘルス対策は、職員の働きがいや組織・仕事への主体的な貢献意欲などの確保においても重要であり、長時間勤務者に対する医師による面接指導や主務課の健康管理スタッフによる保健指導の実施、ストレスチェックの集団分析結果による職場環境改善に向けた助言などの取組等について、更なる運用改善に取り組まれたい。

パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど、職場におけるハラスメントは、執務環境を著しく悪化させ、職員の能力発揮を阻害して公務能率を低下させるだけでなく、被害を受けた職員の心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されない。

研修や会議を通じて、各種ハラスメントに該当する事例や、そうした行為をしないための留意事項及び職務に必要な指示・指導や助言も含めて自分の考えを適切に伝える技術等について、職員に繰り返し情報提供するとともに、心理的安全性が高く、良好なコミュニケーションにより人間関係が確保された職場づくりを推進されたい。あわせて、公益通報制度も含む職員の各種相談制度が、実質的に機能しているか、その実効性を適時適切に確認されたい。

(オ) 学校徴収金の適正な管理・運用

県立学校における学校徴収金については、教職員による百万円を超える私的流用が相次ぎ、極めて憂慮すべき状況にあったことから、県では、令和6年度から抜き打ちを含め全ての学校への実地調査などチェック体制の拡充、法人用クレジットカードやネット通販サービスの活用など管理方法の見直し、県立学校校長会や教科研究会等への学校徴収金会計による負担の廃止などに取り組んでいる。

引き続き、不正発生の3要素（動機・機会・正当化）を理解し、不正な会計処理を可能又は容易にする機会が生じないよう学校におけるガバナンスを確立し、職員を孤立させず、いつでも相談又は通報できる体制を確保、周知するなど、組織として職員を不正から守る職責を果たすほか、学校間相互調査の全県域への拡大など不正発生の防止に取り組まされたい。

また、本来公費負担が相当とされる経費について、前例踏襲等の理由から、学校徴収金会計から支出する事案が見受けられた。「学校徴収金取扱マニュアル（令和7年3月改定）」中の「学校管理運営経費の公費・私費の区分等」に基づき、適正な管理・運用に取り組まされたい。

ウ 組織横断的な視点による取組

(ア) DXの推進

県では、「みやぎデジタルファースト宣言」を掲げ、「みやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）」の重点目標に沿って、最適化による県民サービスの向上、地域の課題解決と活力の創出、デジタル技術の活用による働き方改革の推進に取り組んできた。令和6年度は、デジタル身分証アプリの本格運用の開始や窓口におけるキャッシュレス決済の導入、「みやぎ電子申請サービス」へのキャッシュ

レス決済機能の追加などを実施したところである。引き続き、「みやぎDX推進ポリシー（2025～2027）」に基づき、市町村と連携しながら、あらゆる分野でデジタル技術をフル活用するための施策を展開されたい。

人口減少局面において行政サービスの維持・向上を図るためには、引き続き、RPA²やノーコードツール³、生成AI⁴などのデジタルツールを積極的に活用し、業務や組織文化を変革していくDX人材を育成するとともに、不正アクセスや情報漏洩などの不祥事発生を防止する対策を強化されたい。

また、公文書の電子的管理を原則とし、文書の作成から保存、廃棄又は歴史的公文書としての管理までの一連の過程を対象とした統一的な文書管理ルールとなる「公文書の管理に関する条例」が令和7年7月に公布された。令和8年4月の施行に向けて、行政文書管理指針の策定と行政文書管理規程の改正、及びそれらの徹底を図るとともに、新条例に対応した次期総合文書システムの円滑な稼働に向けて注力されたい。

（イ）共生社会の形成と推進

共生社会の形成のため、県では、分野ごとに現状及び課題を分析し、目標と具体的な施策を示した「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）（令和3年度～令和7年度）」、令和3年に制定した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」、多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指す「第4期宮城県多文化共生社会推進計画（令和6年度～令和10年度）」に基づき、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創る「協働共創社会の実現」を目指してきた。

男女共同参画では、政策形成過程における女性の参画促進のため、審議会や知事部局における女性割合の推移をモニタリングしており、令和7年度の知事部局における女性職員の割合は32.2%（1,538人）で前年度31.7%（1,520人）を0.5ポイント上回るとともに、管理職員に占める女性の割合（指標15%）は10.4%（63人）で前年度9.6%（58人）を上回った。附属機関における女性委員の

² RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）：作成したシナリオに基づいて動作するロボットにより業務を自動化するもの。主にルーチン業務をロボットによって自動化する仕組み。

³ ノーコードツール：特別な知識なしで、業務に使うアプリケーションやシステムを開発できるツールのこと。

⁴ 生成AI：テキスト、画像、音声などを自律的に生成できるAI技術の総称。

割合（指標 45%）は、令和 7 年 4 月 1 日現在 38.6%（489 人）と前年度 38.4%（513 人）より 0.2 ポイント上回った一方、男性のみを構成員とする公募型企画提案（プロポーザル）選定委員会が 3 割弱あることも判明した。各種指標は改善傾向にあることから、男性のみの視点による政策形成がリスク要因となり得ることを認識し、引き続き、政策形成過程への女性の参画を推進されたい。

少子高齢化と若者の首都圏流出により、県内の人材不足への対応が喫緊の課題となっている。令和 5 年のベトナム及びインドネシアとの覚書締結や、令和 7 年の大崎市における公立日本語学校開校など、外国人材の更なる受け入れ拡大が確実視されることから、外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に推進する必要がある。また、女性の正規雇用の確保に加え、「L 字カーブ⁵」解消のための柔軟な働き方の普及や男性の育児休業取得の促進など、地域や職場におけるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、誰もが働きやすい環境づくりを進めることが急務である。年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、生涯活躍できる環境を整備し、就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進に努められたい。

（ウ）感染症及び大規模災害等危機対応

東日本大震災からの復興については、ハード面はほぼ完了したものの、未完了の防潮堤工事の事業推進に努めるとともに、広域防災拠点整備事業については、早期の効果発現に努められたい。また、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト面の継続支援や、放射性物質汚染廃棄物の確実な処理など、地域の実情に配慮した丁寧かつ継続的な支援が必要な事項については、引き続き、市町村と連携を図りながら取り組まれたい。

激甚化・頻発化する自然災害のほか、令和 6 年度に 17 万羽の殺処分を行った高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症など、県に求められる危機対応力は、ますます多様化、高度化している。

令和 6 年度は、これらに対処した経験から得られた知見を活かして、「宮城県業務継続計画（BCP）」「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行ったところであるが、引き続き、国や関係機関等と連携した訓練等の実施など、危機管理体制の充実・強化に向け、不断の取組を着実に実践されたい。また、危機管理に関する計画やマニュアルの策定等、防災・減災や復興の対応に女性の視点や高齢者、障害者などのニーズが反映されるよう努められたい。

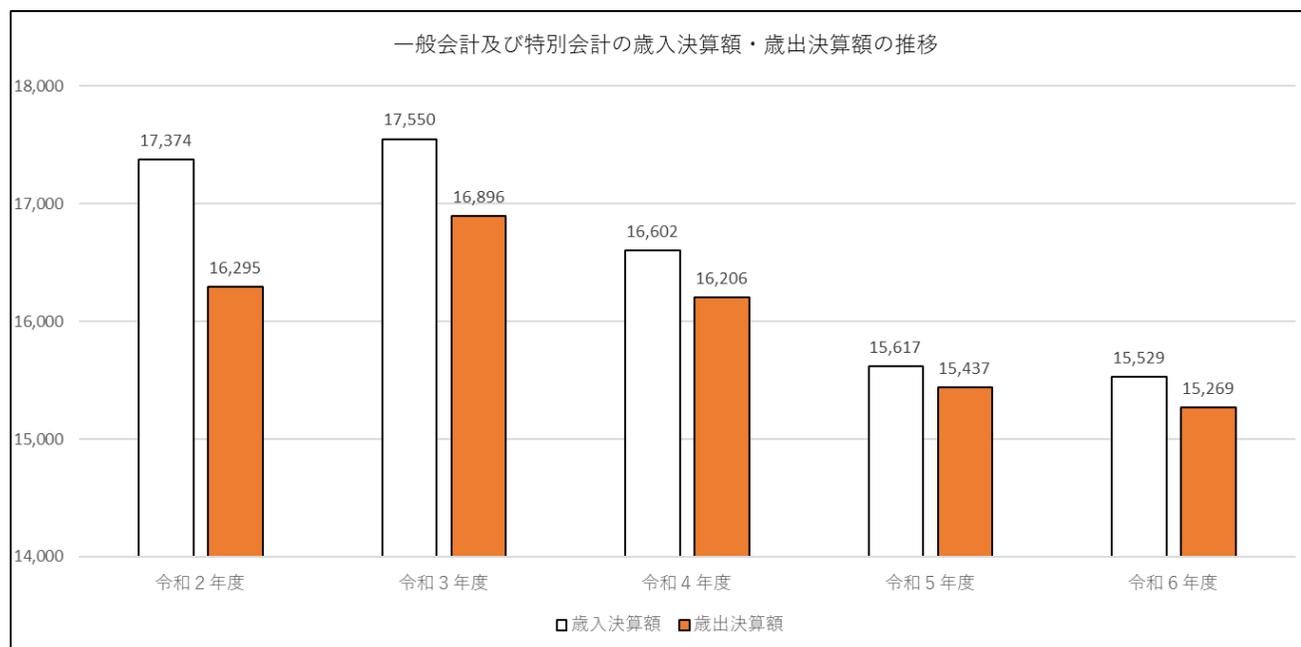
⁵ L 字カーブ：20 代後半以降の女性の年齢階級別正規雇用比率が低下する状況

4 決算の概要

令和6年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆5,528億6,305万1,074円で、前年度の1兆5,616億9,271万406円と比較し88億2,965万9,332円(△0.6%)減少している。

歳出決算額は1兆5,268億2,158万1,911円で、前年度の1兆5,436億7,849万2,101円と比較し168億5,691万190円(△1.1%)減少している。歳入歳出差引額(形式収支額)は260億4,146万9,163円の黒字となり、前年度の180億1,421万8,305円の黒字と比較し80億2,725万858円(44.6%)増加している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源179億7,616万6,361円を控除した実質収支額は、80億6,530万2,802円で、このうち一般会計の実質収支額は15億2,877万9,809円となり、前年度の一般会計の実質収支額17億3,377万5,501円と比較し2億499万5,692円(△11.8%)減少している。



一般会計の歳入決算額は1兆924億1,684万2,803円で、前年度に比べ74億4,774万5,117円(△0.7%)減少している。これは、国庫支出金が273億2,445万4,232円、繰越金が204億5,782万2,017円、諸収入が110億9,225万8,423円、県債が103億1,602万6,000円、寄附金が22億2,037万9,199円減少した一方、県税が93億9,274万7,448円、地方消費税清算金が68億113万1,340円、地方交付税が78億454万4,000円、繰入金が247億3,215万240円増加したことなどによるものである。

歳出決算額は1兆729億1,189万6,633円で、前年度に比べ126億2,290万1,560円(△1.2%)減少している。これは、商工費が191億6,070万7,982円、災害復旧費が85億2,249万6,774円、総務費が68億326万9,011円、公債費が21億4,022万7,141円減少した一方、衛生費が109億7,987万6,764円、警察費が37億1,809万8,129円、教育費が34億3,080万5,901円増加したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は4,604億4,620万8,271円で、前年度に比べ13億8,191万4,215円(△0.3%)減少し、歳出決算額は4,539億968万5,278円で、前年度に比べ42億3,400万8,630円(△0.9%)減少している。これは、国民健康保険特別会計、中小企業高度化資金特別会計、港湾整備事業特別会計などにおいて歳入及び歳出決算額が減少した一方、土地取得特別会計、公債費特別会計などにおいて歳入及び歳出決算額が増加したことなどによるものである。

一時借入金は一一般会計では1,800億円、特別会計では国民健康保険特別会計150億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

令和6年度末における県債現在高は1兆6,037億2,126万9,646円で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、災害復旧事業債、公共事業等債、緊急防災・減災事業債及び特別会計の母子父子寡婦福祉資金債については増加しており、その他の県債は減少又は横ばいとなっているが、全体としては前年度に比べ588億1,361万8,189円（△3.5%）減少している。

また、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,976億2,679万8,679円となり、前年度よりも220億536万5,572円（△10.0%）減少している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.60728（前年度0.58832）と前年度より微増となったほか、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は95.4%（前年度96.7%）と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が常態化している。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円、%)

区分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	令和6年度(ア)	1,176,619,906,502	1,092,416,842,803	△84,203,063,699	92.8	1,072,911,896,633	103,708,009,869	91.2	19,504,946,170
	令和5年度(イ)	1,200,942,054,405	1,099,864,587,920	△101,077,466,485	91.6	1,085,534,798,193	115,407,256,212	90.4	14,329,789,727
	比較増減(△) (ア)-(イ) (ウ)	△24,322,147,903	△7,447,745,117	—	—	△12,622,901,560	—	—	5,175,156,443
	(ウ) / (イ)	△ 2.0%	△ 0.7%	—	—	△ 1.2%	—	—	36.1%
特 別 会 計	令和6年度(エ)	459,650,984,700	460,446,208,271	795,223,571	100.2	453,909,685,278	5,741,299,422	98.8	6,536,522,993
	令和5年度(オ)	463,353,616,380	461,828,122,486	△1,525,493,894	99.7	458,143,693,908	5,209,922,472	98.9	3,684,428,578
	比較増減(△) (エ)-(オ) (カ)	△3,702,631,680	△1,381,914,215	—	—	△4,234,008,630	—	—	2,852,094,415
	(カ) / (オ)	△ 0.8%	△ 0.3%	—	—	△ 0.9%	—	—	77.4%
計	令和6年度(キ)	1,636,270,891,202	1,552,863,051,074	△83,407,840,128	94.9	1,526,821,581,911	109,449,309,291	93.3	26,041,469,163
	令和5年度(ク)	1,664,295,670,785	1,561,692,710,406	△102,602,960,379	93.8	1,543,678,492,101	120,617,178,684	92.8	18,014,218,305
	比較増減(△) (キ)-(ク) (ケ)	△28,024,779,583	△8,829,659,332	—	—	△16,856,910,190	—	—	8,027,250,858
	(ケ) / (ク)	△ 1.7%	△ 0.6%	—	—	△ 1.1%	—	—	44.6%

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(令和元～令和6年度)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
財 政 力 指 数	0.63114	0.62649	0.59731	0.59081	0.58832	0.60728
経 常 収 支 比 率	97.9%	96.3%	89.0%	96.4%	96.7%	95.4%
実 質 公 債 費 比 率	12.9%	12.0%	11.2%	10.6%	10.3%	10.0%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		Cの前年 度比 R6/R5	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度				
1 県 税	円 322,962,000,000	円 326,135,813,534	% 28.8	% 27.6	円 323,273,764,388	% 29.6	% 28.5	% 99.1	% 99.1	% 103.0	円 250,588,939	円 2,611,902,143	% 100.1
2 地方消費税清算金	121,412,000,000	121,412,823,979	10.7	10.0	121,412,823,979	11.1	10.4	100.0	100.0	105.9	0	0	100.0
3 地方譲与税	52,182,000,000	52,207,419,000	4.6	4.0	52,207,419,000	4.8	4.2	100.0	100.0	113.5	0	0	100.0
4 地方特例交付金	6,311,511,000	6,311,511,000	0.6	0.1	6,311,511,000	0.6	0.1	100.0	100.0	467.2	0	0	100.0
5 地方交付税	171,904,437,000	171,904,437,000	15.2	14.3	171,904,437,000	15.7	14.9	100.0	100.0	104.8	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	314,342,000	314,342,000	0.0	0.0	314,342,000	0.0	0.0	100.0	100.0	94.7	0	0	100.0
7 分担金及び負担金	(128,667,290) 4,448,611,290	4,751,496,885	0.4	0.4	4,225,544,236	0.4	0.4	88.9	90.6	100.9	2,544,350	523,408,299	95.0
8 使用料及び手数料	12,263,600,000	12,252,841,589	1.1	1.1	12,212,102,164	1.1	1.1	99.7	99.6	100.8	1,300,730	39,438,695	99.6
9 国庫支出金	(41,728,326,328) 157,172,289,328	152,928,680,743	13.5	16.2	117,383,287,863	10.7	13.2	76.8	77.7	81.1	0	35,545,392,880	74.7
10 財産収入	6,278,639,000	6,303,679,161	0.6	0.2	6,303,679,161	0.6	0.2	100.0	100.0	267.7	0	0	100.4
11 寄附金	1,059,263,000	1,121,224,199	0.1	0.1	1,121,224,199	0.1	0.3	100.0	100.0	33.6	0	0	105.8
12 繰入金	(330,675,630) 79,962,975,630	69,853,759,279	6.2	3.9	69,853,759,279	6.4	4.1	100.0	100.0	154.8	0	0	87.4
13 繰越金	(12,596,014,226) 14,329,789,226	14,329,789,727	1.3	3.0	14,329,789,727	1.3	3.2	100.0	100.0	41.2	0	0	100.0
14 諸収入	(2,463,730,028) 126,272,760,028	127,364,683,481	11.2	12.2	124,870,969,807	11.4	12.4	98.0	97.3	91.8	200,691,430	2,293,142,164	98.9
15 県債	(34,408,000,000) 99,745,689,000	66,692,189,000	5.9	6.7	66,692,189,000	6.1	7.0	100.0	100.0	86.6	0	0	66.9
計	(91,655,413,502) 1,176,619,906,502	1,133,884,690,577	100.0	100.0	1,092,416,842,803	100.0	100.0	96.3	95.8	99.3	455,125,449	41,013,284,181	92.8
前 年 度	(123,296,925,405) 1,200,942,054,405	1,148,590,335,650	—	—	1,099,864,587,920	—	—	—	—	—	447,462,581	48,280,331,649	91.6
比較増減(△)	(△31,641,511,903) △24,322,147,903	△14,705,645,073	—	—	△7,447,745,117	—	—	—	—	—	7,662,868	△7,267,047,468	—

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額561,856円(県税441,936円、諸収入119,920円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額127,079,654円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区 分	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	(B)/(A)	収 入 済 額 (C)	(C)の前 年 度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不 納 欠 損 額 (D)	(D)/(B)	収 入 未 済 額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県 民 税	73,751,000,000	75,975,320,635	103.0	(145,000) 73,925,108,757	100.1	100.2	97.3	153,735,927	0.2	1,896,620,951	2.5
個 人	56,729,000,000	58,877,080,256	103.8	56,876,865,578	93.4	100.3	96.6	141,825,160	0.2	1,858,389,518	3.2
法 人	9,228,000,000	9,289,464,043	100.7	(145,000) 9,239,466,843	111.3	100.1	99.5	11,910,767	0.1	38,231,433	0.4
利 子 割	338,000,000	347,404,812	102.8	347,404,812	263.8	102.8	100.0	0	—	0	—
配 当 割	3,197,000,000	3,197,811,032	100.0	3,197,811,032	151.8	100.0	100.0	0	—	0	—
株 式 等 譲 渡 所 得 割	4,259,000,000	4,263,560,492	100.1	4,263,560,492	174.8	100.1	100.0	0	—	0	—
2 事 業 税	97,005,000,000	97,497,579,795	100.5	(62,400) 97,067,664,198	109.9	100.1	99.6	76,470,306	0.1	353,507,691	0.4
個 人	3,418,000,000	3,594,501,434	105.2	3,432,950,432	102.6	100.4	95.5	5,690,938	0.2	155,860,064	4.3
法 人	93,587,000,000	93,903,078,361	100.3	(62,400) 93,634,713,766	110.2	100.1	99.7	70,779,368	0.1	197,647,627	0.2
3 地 方 消 費 税	81,189,000,000	81,204,932,952	100.0	81,204,932,952	100.2	100.0	100.0	0	—	0	—
4 不 動 産 取 得 税	8,357,000,000	8,476,522,001	101.4	(51,100) 8,383,628,849	108.5	100.3	98.9	5,762,824	0.1	87,181,428	1.0
5 県 た ば こ 税	2,943,000,000	2,945,701,389	100.1	2,945,701,389	97.6	100.1	100.0	0	—	0	—
6 ゴ ル プ 場 利 用 税	666,000,000	678,727,306	101.9	675,344,716	96.5	101.4	99.5	0	—	3,382,590	0.5
7 軽 油 引 取 税	22,649,000,000	22,761,051,428	100.5	22,648,288,968	97.4	100.0	99.5	0	—	112,762,460	—
8 自 動 車 税	34,856,000,000	35,042,885,422	100.5	(183,436) 34,870,001,953	99.8	100.0	99.5	14,619,882	0.0	158,447,023	0.5
9 鉱 区 税	2,000,000	2,498,400	124.9	2,498,400	100.0	124.9	100.0	0	—	0	—
10 狩 猟 税	9,000,000	9,300,100	103.3	9,300,100	97.3	103.3	100.0	0	—	0	—
11 核 燃 料 税	1,126,000,000	1,127,736,900	100.2	1,127,736,900	304.5	100.2	100.0	0	—	0	—
12 産 業 廃 棄 物 税	409,000,000	413,557,206	101.1	413,557,206	94.4	101.1	100.0	0	—	0	—
計	322,962,000,000	326,135,813,534	101.0	(441,936) 323,273,764,388	103.0	100.1	99.1	250,588,939	0.1	2,611,902,143	0.8
前 年 度	313,559,000,000	316,772,086,787	101.0	(2,025,600) 313,881,016,940	100.2	100.1	99.1	223,748,749	0.1	2,669,346,698	0.8
比 較 増 減 (△)	9,403,000,000	9,363,726,747	—	(△1,583,664) 9,392,747,448	—	—	—	26,840,190	—	△ 57,444,555	—

(注) ()内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	28,015,099 円	
負担金	28,015,099	
民生費負担金	28,015,099	
児童福祉費	28,015,099	さわらび学園費 120,000 円 児童保護費 20,974,789 扶養保険費 6,143,110 啓佑学園費 777,200
使用料及び手数料	39,438,695	
使用料	39,438,695	
民生使用料	4,929,275	
社会福祉費	2,038,704	船形の郷 91,640 第二啓佑学園 1,947,064
児童福祉費	2,890,571	子ども総合センター 3,470 拓桃医療療育センター 1,472,644 啓佑学園 1,414,457
商工使用料	569,520	
観光費	569,520	公園地 569,520
土木使用料	33,672,600	
河川海岸費	1,062,400	河川海岸敷 1,062,400
港湾費	1,415,570	港湾施設 1,415,570
住宅費	31,194,630	県営住宅 28,839,580 特定公共賃貸住宅 335,500 県営住宅駐車場 2,019,550
教育使用料	267,300	
高等学校費	267,300	全日制高等学校授業料 267,300

科 目	金 額	摘 要
諸収入	2,293,142,164 円	
延滞金、加算金及び過料等	56,369,491	
延滞金	8,633,806	
延滞金	8,633,806	8,633,806 円
加算金	43,859,941	
加算金	43,859,941	43,859,941
過料等	3,875,744	
過料等	3,875,744	放置違反金 3,875,744
貸付金元利収入	272,551,238	
民生費貸付金元利収入	524,572	
社会福祉費	524,572	介護福祉士等修学資金貸付金元金 524,572
衛生費貸付金元利収入	1,379,589	
医薬費	1,379,589	看護学生等修学資金貸付金元金 210,000 医学生修学資金等貸付金利子 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	269,764,077	
林業費	269,764,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金 269,764,077
教育費貸付金元利収入	883,000	
高等学校費	883,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金 883,000
雑入	1,964,221,435	
弁償金	204,580	
弁償金	204,580	民間借上げ住宅に係る損害費用等 204,580
違約金及び延納利息	12,210,439	
違約金	2,380,934	建設事業不履行違約金 516,092 その他 1,864,842
延納利息	9,829,505	損害賠償金 8,184,476 返還金 1,645,029

科 目	金 額	摘 要
雑入	1,951,806,416 円	
返還金	222,546,381	補助金等精算返還金 22,754,439 円 返還金 164,331,623 児童扶養手当給付費返還金 18,647,730 過誤払返納金 16,812,589
雑入	1,729,260,035	特別納付金 1,488,316,615 損害賠償金 24,325,340 生活保護扶助費返還金 179,823,569 扶養保険扶助費 380,000 補助金返還加算金 35,443,430 光熱水費 38,880 印刷物販売料 932,201
合 計	2,360,595,958	

(注) 収入未済額(分担金及び負担金523,408,299円、使用料及び手数料39,438,695円、国庫支出金35,545,392,880円、諸収入2,293,142,164円)のうち、繰越事業に係る未収入特定財源等(分担金及び負担金495,393,200円、国庫支出金35,545,392,880円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額			翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A)	(C)/(A)
			構 成 比		年度対比 R6/R5	繰越明許費	事故繰越し	計			
			当年度	前年度							
	円	円	%	%	%	円	円	円	円	%	%
1 議 会 費	1,668,737,000	1,650,651,350	0.2	0.2	99.7	0	0	0	18,085,650	98.9	1.1
2 総 務 費	(4,058,475,093) 83,473,025,393	76,529,605,031	7.1	7.7	91.8	4,472,422,193	285,981,480	4,758,403,673	2,185,016,689	91.7	2.6
3 民 生 費	(4,733,799,825) 157,039,287,825	151,349,400,772	14.1	13.5	103.1	2,807,068,592	0	2,807,068,592	2,882,818,461	96.4	1.8
4 衛 生 費	(1,854,320,183) 56,493,351,183	53,790,968,045	5.0	3.9	125.6	704,607,000	41,301,367	745,908,367	1,956,474,771	95.2	3.5
5 労 働 費	(36,660,000) 3,864,532,000	3,417,335,976	0.3	0.3	122.6	88,020,000	0	88,020,000	359,176,024	88.4	9.3
6 農 林 水 産 業 費	(20,489,709,352) 73,830,158,352	51,773,932,217	4.8	4.9	97.2	19,016,025,240	939,228,000	19,955,253,240	2,100,972,895	70.1	2.8
7 商 工 費	(6,361,328,411) 138,248,133,411	134,214,175,016	12.5	14.1	87.5	1,513,663,831	327,430,573	1,841,094,404	2,192,863,991	97.1	1.6
8 土 木 費	(44,767,080,265) 131,062,251,265	86,902,398,444	8.1	8.1	98.9	39,332,632,097	3,645,185,122	42,977,817,219	1,182,035,602	66.3	0.9
9 警 察 費	(1,723,455,000) 60,181,612,736	57,314,593,178	5.3	4.9	106.9	1,872,529,000	0	1,872,529,000	994,490,558	95.2	1.7
10 教 育 費	(5,223,344,110) 191,048,700,968	180,158,516,973	16.8	16.3	101.9	6,276,417,847	607,582,500	6,884,000,347	4,006,183,648	94.3	2.1
11 災 害 復 旧 費	(2,407,241,263) 9,503,407,263	5,676,440,534	0.5	1.3	40.0	3,452,794,007	78,785,018	3,531,579,025	295,387,704	59.7	3.1
12 公 債 費	111,574,298,000	111,554,860,718	10.4	10.5	98.1	0	0	0	19,437,282	100.0	0.0
13 諸 支 出 金	158,632,150,000	158,579,018,379	14.8	14.3	102.0	0	0	0	53,131,621	100.0	0.0
14 予 備 費	261,106	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	261,106	0.0	100.0
計	(91,655,413,502) 1,176,619,906,502	1,072,911,896,633	100.0	100.0	98.8	79,536,179,807	5,925,494,060	85,461,673,867	18,246,336,002	91.2	1.6
前 年 度	(123,296,925,405) 1,200,942,054,405	1,085,534,798,193	—	—	—	78,906,838,606	12,748,574,896	91,655,413,502	23,751,842,710	90.4	2.0
比 較 増 減 (△)	(△31,641,511,903) △ 24,322,147,903	△ 12,622,901,560	—	—	—	629,341,201	△ 6,823,080,836	△ 6,193,739,635	△ 5,505,506,708	—	—

(注) ()内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位:円)

科 目	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	4,058,475,093	3,801,069,908	257,405,185
3 民 生 費	4,733,799,825	4,042,098,588	691,701,237
4 衛 生 費	1,854,320,183	1,237,048,231	617,271,952
5 労 働 費	36,660,000	33,660,000	3,000,000
6 農 林 水 産 業 費	20,489,709,352	19,923,364,033	566,345,319
7 商 工 費	6,361,328,411	4,843,908,484	1,517,419,927
8 土 木 費	44,767,080,265	44,452,206,041	314,874,224
9 警 察 費	1,723,455,000	1,477,489,247	245,965,753
10 教 育 費	5,223,344,110	3,966,255,282	1,257,088,828
11 災 害 復 旧 費	2,407,241,263	2,121,511,584	285,729,679
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	91,655,413,502	85,898,611,398	5,756,802,104

(注1) 繰越額は、前年度からの事故繰越しを含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越しを含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

科 目		翌年度繰越額		
款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
1 議会費	1 議会費	0	0	0
2 総務費	1 総務管理費	3,248,148,135	285,981,480	3,534,129,615
	2 企画費	110,461,000	0	110,461,000
	6 防災費	1,015,719,058	0	1,015,719,058
	10 生活環境費	98,094,000	0	98,094,000
	計	4,472,422,193	285,981,480	4,758,403,673
3 民生費	1 社会福祉費	2,650,856,200	0	2,650,856,200
	2 児童福祉費	156,212,392	0	156,212,392
	計	2,807,068,592	0	2,807,068,592
4 衛生費	1 公衆衛生費	0	310,367	310,367
	2 環境衛生費	277,260,000	40,991,000	318,251,000
	3 公害対策費	159,343,000	0	159,343,000
	5 医薬費	268,004,000	0	268,004,000
	計	704,607,000	41,301,367	745,908,367
5 労働費	2 職業訓練費	88,020,000	0	88,020,000
6 農林水産業費	1 農業費	102,434,767	0	102,434,767
	2 畜産業費	2,664,447,087	0	2,664,447,087
	3 農地費	9,668,062,300	186,895,100	9,854,957,400
	4 林業費	1,895,253,677	174,244,800	2,069,498,477
	5 水産業費	4,685,827,409	578,088,100	5,263,915,509
	計	19,016,025,240	939,228,000	19,955,253,240
7 商工費	1 商業費	265,414,889	0	265,414,889
	2 工鉱業費	931,364,000	327,430,573	1,258,794,573
	3 企業指導費	2,698,432	0	2,698,432
	4 観光費	314,186,510	0	314,186,510
	計	1,513,663,831	327,430,573	1,841,094,404

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	1,628,803,498	119,947,600	1,748,751,098
	2 道 路 橋 り よ う 費	14,026,493,281	1,335,611,454	15,362,104,735
	3 河 川 海 岸 費	20,602,444,643	2,088,965,963	22,691,410,606
	4 港 湾 費	461,827,740	0	461,827,740
	5 都 市 計 画 費	2,274,239,343	54,063,835	2,328,303,178
	6 住 宅 費	338,823,592	46,596,270	385,419,862
	計	39,332,632,097	3,645,185,122	42,977,817,219
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	1,252,177,000	0	1,252,177,000
	2 警 察 活 動 費	620,352,000	0	620,352,000
	計	1,872,529,000	0	1,872,529,000
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	4,177,292,532	422,577,900	4,599,870,432
	7 特 別 支 援 学 校 費	1,087,774,683	183,871,600	1,271,646,283
	9 社 会 教 育 費	849,110,000	1,133,000	850,243,000
	10 保 健 体 育 費	162,240,632	0	162,240,632
	計	6,276,417,847	607,582,500	6,884,000,347
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	65,311,000	57,158,600	122,469,600
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,244,623,325	21,626,418	3,266,249,743
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	142,859,682	0	142,859,682
	計	3,452,794,007	78,785,018	3,531,579,025
合 計		79,536,179,807	5,925,494,060	85,461,673,867

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	322,962,000,000	収入額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			107,247,713,928	33.2	52,752,066,888	16.3	87,055,772,946	26.9	63,554,823,243	19.7	12,662,945,447	3.9
地方消費税清算金	121,412,000,000	収入額	12,460,899,000	10.3	16,026,810,000	13.2	10,827,840,000	8.9	82,097,274,979	67.6	0	-
			累計	12,460,899,000	10.3	28,487,709,000	23.5	39,315,549,000	32.4	121,412,823,979	100.0	121,412,823,979
地方譲与税	52,182,000,000	収入額	3,801,851,000	7.3	11,901,174,000	22.8	16,672,912,000	31.9	19,831,482,000	38.0	0	-
			累計	3,801,851,000	7.3	15,703,025,000	30.1	32,375,937,000	62.0	52,207,419,000	100.0	52,207,419,000
地方特例交付金	6,311,511,000	収入額	3,150,804,000	49.9	3,160,707,000	50.1	0	-	0	-	0	-
			累計	3,150,804,000	49.9	6,311,511,000	100.0	6,311,511,000	100.0	6,311,511,000	100.0	6,311,511,000
地方交付税	171,904,437,000	収入額	78,421,394,000	45.6	39,779,839,000	23.1	50,601,580,000	29.4	3,101,624,000	1.8	0	-
			累計	78,421,394,000	45.6	118,201,233,000	68.8	168,802,813,000	98.2	171,904,437,000	100.0	171,904,437,000
交通安全対策特別交付金	314,342,000	収入額	0	-	164,542,000	52.3	0	-	149,800,000	47.7	0	-
			累計	0	-	164,542,000	52.3	164,542,000	52.3	314,342,000	100.0	314,342,000
分担金及び負担金	4,448,611,290	収入額	39,667,296	0.9	89,110,568	2.1	99,734,793	2.4	875,588,723	20.7	3,121,442,856	73.9
			累計	39,667,296	0.9	128,777,864	3.0	228,512,657	5.4	1,104,101,380	26.1	4,225,544,236
使用料及び手数料	12,263,600,000	収入額	2,832,667,125	23.2	2,295,371,674	18.8	3,773,816,245	30.9	2,668,795,975	21.9	641,451,145	5.3
			累計	2,832,667,125	23.2	5,128,038,799	42.0	8,901,855,044	72.9	11,570,651,019	94.7	12,212,102,164
国庫支出金	157,172,289,328	収入額	13,544,327,381	11.5	12,162,893,404	10.4	13,132,038,609	11.2	57,682,118,855	49.1	20,861,909,614	17.8
			累計	13,544,327,381	11.5	25,707,220,785	21.9	38,839,259,394	33.1	96,521,378,249	82.2	117,383,287,863
財産収入	6,278,639,000	収入額	566,338,972	9.0	211,484,632	3.4	4,923,529,171	78.1	260,829,268	4.1	341,497,118	5.4
			累計	566,338,972	9.0	777,823,604	12.3	5,701,352,775	90.4	5,962,182,043	94.6	6,303,679,161
寄附金	1,059,263,000	収入額	42,876,506	3.8	131,569,488	11.7	193,802,915	17.3	681,742,804	60.8	71,232,486	6.4
			累計	42,876,506	3.8	174,445,994	15.6	368,248,909	32.8	1,049,991,713	93.6	1,121,224,199
繰入金	79,962,975,630	収入額	297,237,540	0.4	414,423	0.0	0	-	61,514,076,466	88.1	8,042,030,850	11.5
			累計	297,237,540	0.4	297,651,963	0.4	297,651,963	0.4	61,811,728,429	88.5	69,853,759,279
繰越金	14,329,789,226	収入額	14,329,789,727	100.0	0	-	0	-	0	-	0	-
			累計	14,329,789,727	100.0	14,329,789,727	100.0	14,329,789,727	100.0	14,329,789,727	100.0	14,329,789,727
諸収入	126,272,760,028	収入額	14,026,150,881	11.2	△ 7,402,960,344	△ 5.9	12,092,273,491	9.7	99,434,391,748	79.6	6,720,994,111	5.4
			累計	14,026,150,881	11.2	6,623,190,537	5.3	18,715,464,028	15.0	118,149,855,776	94.6	124,870,849,887
県債	99,745,689,000	収入額	0	-	52,500,000,000	78.7	500,000,000	0.7	2,728,400,000	4.1	10,963,789,000	16.4
			累計	0	-	52,500,000,000	78.7	53,000,000,000	79.5	55,728,400,000	83.6	66,692,189,000
歳入合計	1,176,619,906,502	収入額	250,761,717,356	23.0	183,773,022,733	16.8	199,873,300,170	18.3	394,580,948,061	36.1	63,427,292,627	5.8
			累計	250,761,717,356	23.0	434,534,740,089	39.8	634,408,040,259	58.1	1,028,988,988,320	94.2	1,092,416,280,947

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
議会費	1,668,737,000	支出額	570,618,632	34.6	264,484,159	16.0	555,404,453	33.6	246,993,303	15.0	13,150,803	0.8
		累計	570,618,632	34.6	835,102,791	50.6	1,390,507,244	84.2	1,637,500,547	99.2	1,650,651,350	100.0
総務費	83,473,025,393	支出額	8,556,489,532	11.2	7,863,571,823	10.3	11,777,487,182	15.4	36,907,394,543	48.2	11,424,661,951	14.9
		累計	8,556,489,532	11.2	16,420,061,355	21.5	28,197,548,537	36.8	65,104,943,080	85.1	76,529,605,031	100.0
民生費	157,039,287,825	支出額	35,102,206,637	23.2	20,903,592,120	13.8	27,967,508,759	18.5	60,603,424,429	40.0	6,772,668,827	4.5
		累計	35,102,206,637	23.2	56,005,798,757	37.0	83,973,307,516	55.5	144,576,731,945	95.5	151,349,400,772	100.0
衛生費	56,493,351,183	支出額	5,997,325,943	11.1	4,247,187,338	7.9	5,556,316,568	10.3	17,460,550,150	32.5	20,529,588,046	38.2
		累計	5,997,325,943	11.1	10,244,513,281	19.0	15,800,829,849	29.4	33,261,379,999	61.8	53,790,968,045	100.0
労働費	3,864,532,000	支出額	716,754,081	21.0	623,742,873	18.3	840,852,350	24.6	558,078,951	16.3	677,907,721	19.8
		累計	716,754,081	21.0	1,340,496,954	39.2	2,181,349,304	63.8	2,739,428,255	80.2	3,417,335,976	100.0
農林水産業費	73,830,158,352	支出額	7,483,837,907	14.5	10,445,459,962	20.2	9,913,918,378	19.1	14,838,541,344	28.7	9,092,174,626	17.6
		累計	7,483,837,907	14.5	17,929,297,869	34.6	27,843,216,247	53.8	42,681,757,591	82.4	51,773,932,217	100.0
商工費	138,248,133,411	支出額	89,679,810,873	66.8	11,237,753,622	8.4	4,984,259,251	3.7	25,171,548,168	18.8	3,140,803,102	2.3
		累計	89,679,810,873	66.8	100,917,564,495	75.2	105,901,823,746	78.9	131,073,371,914	97.7	134,214,175,016	100.0
土木費	131,062,251,265	支出額	9,784,038,364	11.3	8,321,499,728	9.6	15,457,555,999	17.8	26,371,516,750	30.3	26,967,787,603	31.0
		累計	9,784,038,364	11.3	18,105,538,092	20.8	33,563,094,091	38.6	59,934,610,841	69.0	86,902,398,444	100.0
警察費	60,181,612,736	支出額	12,890,078,186	22.5	10,345,218,988	18.0	17,006,453,319	29.7	11,988,219,296	20.9	5,084,623,389	8.9
		累計	12,890,078,186	22.5	23,235,297,174	40.5	40,241,750,493	70.2	52,229,969,789	91.1	57,314,593,178	100.0
教育費	191,048,700,968	支出額	40,277,442,338	22.4	33,483,642,185	18.6	52,973,892,109	29.4	33,754,685,732	18.7	19,668,854,609	10.9
		累計	40,277,442,338	22.4	73,761,084,523	40.9	126,734,976,632	70.3	160,489,662,364	89.1	180,158,516,973	100.0
災害復旧費	9,503,407,263	支出額	312,318,689	5.5	363,017,552	6.4	391,115,733	6.9	4,286,698,414	75.5	323,290,146	5.7
		累計	312,318,689	5.5	675,336,241	11.9	1,066,451,974	18.8	5,353,150,388	94.3	5,676,440,534	100.0
公債費	111,574,298,000	支出額	30,671,317,820	27.5	15,490,136,927	13.9	30,618,681,999	27.4	21,482,256,585	19.3	13,292,467,387	11.9
		累計	30,671,317,820	27.5	46,161,454,747	41.4	76,780,136,746	68.8	98,262,393,331	88.1	111,554,860,718	100.0
諸支出金	158,632,150,000	支出額	18,572,546,000	11.7	28,224,112,942	17.8	15,343,247,670	9.7	96,439,111,767	60.8	0	-
		累計	18,572,546,000	11.7	46,796,658,942	29.5	62,139,906,612	39.2	158,579,018,379	100.0	158,579,018,379	100.0
予備費	261,106	支出額	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
		累計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
歳出合計	1,176,619,906,502	支出額	260,614,785,002	24.3	151,813,420,219	14.1	193,386,693,770	18.0	350,109,019,432	32.6	116,987,978,210	10.9
		累計	260,614,785,002	24.3	412,428,205,221	38.4	605,814,898,991	56.5	955,923,918,423	89.1	1,072,911,896,633	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比 R6/R5	不納欠損額	収入未済額
	円	円	円	%	円	円
公債費	247,795,869,000	247,795,599,522	247,795,599,522	102.8	0	0
母子父子寡婦福祉資金	75,282,000	121,410,702	79,171,249	109.3	220,330	42,019,123
国民健康保険	205,250,603,000	204,697,461,195	204,697,461,195	98.6	0	0
中小企業高度化資金	2,414,085,000	3,524,358,839	3,416,689,873	81.2	0	107,668,966
農業改良資金	28,206,000	103,207,392	97,198,587	79.3	0	6,008,805
沿岸漁業改善資金	50,773,000	604,923,715	604,923,715	100.0	0	0
林業・木材産業改善資金	69,251,000	223,943,115	217,883,115	56.1	0	6,060,000
県有林	(55,154,000) 410,478,000	448,269,637	448,269,637	87.9	0	0
土地取得	11,698,000	12,214,568	12,214,568	554.2	0	0
港湾整備事業	(873,596,700) 3,544,739,700	3,082,312,180	3,076,796,810	42.2	0	5,515,370
歳入合計	(928,750,700) 459,650,984,700	460,613,700,865	460,446,208,271	99.7	220,330	167,272,264
前年度	(1,729,037,380) 463,353,616,380	461,935,157,964	461,828,122,486	—	12,578,454	94,457,024
比較増減(△)	(△800,286,680) △3,702,631,680	△1,321,457,099	△1,381,914,215	—	△12,358,124	72,815,240

(注) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

イ 会計別歳出額

会計名	予算現額	支出済額	支出済額の 年度対比 R6/R5	翌年度繰越額			不用額
				繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	円	円	円	円
公債費	247,795,869,000	247,795,599,522	102.8	0	0	0	269,478
母子父子寡婦福祉資金	75,282,000	31,472,636	55.9	0	0	0	43,809,364
国民健康保険	205,250,603,000	200,326,126,071	97.3	0	0	0	4,924,476,929
中小企業高度化資金	2,414,085,000	2,237,648,348	71.1	0	0	0	176,436,652
農業改良資金	28,206,000	28,058,284	104.4	0	0	0	147,716
沿岸漁業改善資金	50,773,000	1,765	2.2	0	0	0	50,771,235
林業・木材産業改善資金	69,251,000	18,080,280	10.2	0	0	0	51,170,720
県有林	(55,154,000) 410,478,000	389,352,862	81.3	0	0	0	21,125,138
土地取得	11,698,000	11,698,000	555.5	0	0	0	0
港湾整備事業	(873,596,700) 3,544,739,700	3,071,647,510	42.9	237,600,000	0	237,600,000	235,492,190
歳出合計	(928,750,700) 459,650,984,700	453,909,685,278	99.1	237,600,000	0	237,600,000	5,503,699,422
前年度	(1,729,037,380) 463,353,616,380	458,143,693,908	—	908,440,000	20,310,700	928,750,700	4,281,171,772
比較増減(△)	(△800,286,680) △3,702,631,680	△4,234,008,630	—	△670,840,000	△20,310,700	△691,150,700	1,222,527,650

(注) ()内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 状 況

会 計 名	金 額	摘 要
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	42,019,123	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入 39,742,966 母子父子寡婦福祉資金違約金 1,741,200 過年度過払金等返還金 534,957
中 小 企 業 高 度 化 資 金	107,668,966	設備導入資金 2,200,000 高度化資金 105,468,966
農 業 改 良 資 金	6,008,805	改良資金貸付金 4,024,000 違約金 1,984,805
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	6,060,000	改善資金貸付金 6,060,000
港 湾 整 備 事 業	5,515,370	港湾施設使用料 5,515,370
計	167,272,264	

エ 前年度からの繰越額一覧表

会計名	科目(款)	繰越額	決算額	不用額
		円	円	円
県 有 林	1 農 林 水 産 業 費	55,154,000	53,252,100	1,901,900
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	873,596,700	873,563,600	33,100
計		928,750,700	926,815,700	1,935,000

(注1) 繰越額は、前年度からの事故繰越しを含んでいる。

オ 翌年度への繰越額一覧表

会計名	科目		翌年度繰越額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
			円	円	円
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1 港 湾 費	237,600,000	0	237,600,000
計			237,600,000	0	237,600,000

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間		
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	
公債費	247,795,869,000	円	収入額	60,659,081,151	24.5	40,185,319,511	16.2	40,790,511,134	16.5	92,054,855,223	37.1	14,105,832,503	5.7
			累計	60,659,081,151	24.5	100,844,400,662	40.7	141,634,911,796	57.2	233,689,767,019	94.3	247,795,599,522	100.0
母子父子寡婦福祉資金	75,282,000	円	収入額	24,843,049	31.4	18,312,000	23.1	22,450,845	28.4	9,558,799	12.1	4,006,556	5.1
			累計	24,843,049	31.4	43,155,049	54.5	65,605,894	82.9	75,164,693	94.9	79,171,249	100.0
国民健康保険	205,250,603,000	円	収入額	50,825,807,163	24.8	53,027,858,556	25.9	43,255,016,827	21.1	41,958,641,849	20.5	15,630,136,800	7.6
			累計	50,825,807,163	24.8	103,853,665,719	50.7	147,108,682,546	71.9	189,067,324,395	92.4	204,697,461,195	100.0
中小企業高度化資金	2,414,085,000	円	収入額	1,266,376,815	37.1	44,124,000	1.3	61,828,348	1.8	2,044,074,979	59.8	285,731	0.0
			累計	1,266,376,815	37.1	1,310,500,815	38.4	1,372,329,163	40.2	3,416,404,142	100.0	3,416,689,873	100.0
農業改良資金	28,206,000	円	収入額	97,168,992	100.0	61,000	0.1	61,000	0.1	71,000	0.1	△163,405	△0.2
			累計	97,168,992	100.0	97,229,992	100.0	97,290,992	100.1	97,361,992	100.2	97,198,587	100.0
沿岸漁業改善資金	50,773,000	円	収入額	605,954,840	100.2	90,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0	△1,131,125	△0.2
			累計	605,954,840	100.2	606,044,840	100.2	606,054,840	100.2	606,054,840	100.2	604,923,715	100.0
林業・木材産業改善資金	69,251,000	円	収入額	217,805,527	100.0	15,000	0.0	15,000	0.0	15,000	0.0	32,588	0.0
			累計	217,805,527	100.0	217,820,527	100.0	217,835,527	100.0	217,850,527	100.0	217,883,115	100.0
県有林	410,478,000	円	収入額	57,043,262	12.7	14,815,532	3.3	145,358,793	32.4	92,428,957	20.6	138,623,093	30.9
			累計	57,043,262	12.7	71,858,794	16.0	217,217,587	48.5	309,646,544	69.1	448,269,637	100.0
土地取得	11,698,000	円	収入額	97,848	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12,116,720	99.2
			累計	97,848	0.8	97,848	0.8	97,848	0.8	97,848	0.8	12,214,568	100.0
港湾整備事業	3,544,739,700	円	収入額	348,620,751	11.3	329,722,158	10.7	519,597,116	16.9	1,576,761,805	51.2	302,094,980	9.8
			累計	348,620,751	11.3	678,342,909	22.0	1,197,940,025	38.9	2,774,701,830	90.2	3,076,796,810	100.0
歳入合計	459,650,984,700	円	収入額	114,102,799,398	24.8	93,620,317,757	20.3	84,794,849,063	18.4	137,736,407,612	29.9	30,191,834,441	6.6
			累計	114,102,799,398	24.8	207,723,117,155	45.1	292,517,966,218	63.5	430,254,373,830	93.4	460,446,208,271	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	247,795,869,000	支出額	87,359,636,782	35.3	55,554,081,535	22.4	42,482,014,384	17.1	62,399,866,821	25.2	0	0.0
		累計	87,359,636,782	35.3	142,913,718,317	57.7	185,395,732,701	74.8	247,795,599,522	100.0	247,795,599,522	100.0
母子父子寡婦福祉資金	75,282,000	支出額	13,569,614	43.1	3,578,745	11.4	10,947,237	34.8	2,035,475	6.5	1,341,565	4.3
		累計	13,569,614	43.1	17,148,359	54.5	28,095,596	89.3	30,131,071	95.7	31,472,636	100.0
国民健康保険	205,250,603,000	支出額	33,869,893,594	16.9	48,568,058,918	24.2	48,542,605,042	24.2	51,517,569,438	25.7	17,827,999,079	8.9
		累計	33,869,893,594	16.9	82,437,952,512	41.2	130,980,557,554	65.4	182,498,126,992	91.1	200,326,126,071	100.0
中小企業高度化資金	2,414,085,000	支出額	62,104,242	2.8	162,000,000	7.2	48,793,058	2.2	△ 57,402,329	△ 2.6	2,022,153,377	90.4
		累計	62,104,242	2.8	224,104,242	10.0	272,897,300	12.2	215,494,971	9.6	2,237,648,348	100.0
農業改良資金	28,206,000	支出額	26,754,540	95.4	1,243,000	4.4	0	0.0	55,112	0.2	5,632	0.0
		累計	26,754,540	95.4	27,997,540	99.8	27,997,540	99.8	28,052,652	100.0	28,058,284	100.0
沿岸漁業改善資金	50,773,000	支出額	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,765	100.0
		累計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,765	100.0
林業・木材産業改善資金	69,251,000	支出額	0	0.0	0	0.0	0	0.0	32,760	0.2	18,047,520	99.8
		累計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	32,760	0.2	18,080,280	100.0
県有林	410,478,000	支出額	54,705,237	14.1	24,560,837	6.3	237,785,928	61.1	48,157,951	12.4	24,142,909	6.2
		累計	54,705,237	14.1	79,266,074	20.4	317,052,002	81.4	365,209,953	93.8	389,352,862	100.0
土地取得	11,698,000	支出額	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11,698,000	100.0	0	0.0
		累計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11,698,000	100.0	11,698,000	100.0
港湾整備事業	3,544,739,700	支出額	63,774,761	2.1	816,288,381	26.6	276,443,497	9.0	1,025,973,315	33.4	889,167,556	28.9
		累計	63,774,761	2.1	880,063,142	28.7	1,156,506,639	37.7	2,182,479,954	71.1	3,071,647,510	100.0
歳出合計	459,650,984,700	支出額	121,450,438,770	26.8	105,129,811,416	23.2	91,598,589,146	20.2	114,947,986,543	25.3	20,782,859,403	4.6
		累計	121,450,438,770	26.8	226,580,250,186	49.9	318,178,839,332	70.1	433,126,825,875	95.4	453,909,685,278	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土地	行政財産	81,332,792.69 m ²	49,794.93 m ²	81,382,587.62 m ²
	うち山林	61,473,827.30 m ²	△ 5,639.01 m ²	61,468,188.29 m ²
	普通財産	3,210,516.11 m ²	△ 73,070.60 m ²	3,137,445.51 m ²
	土地取得特別会計財産	52,446.47 m ²	0.00 m ²	52,446.47 m ²
	計	84,595,755.27 m ²	△ 23,275.67 m ²	84,572,479.60 m ²
立木 (推定蓄積量)	所有林	1,431,366.18 m ³	21,691.31 m ³	1,453,057.49 m ³
	分収林	1,733,766.82 m ³	31,005.22 m ³	1,764,772.04 m ³
	計	3,165,133.00 m ³	52,696.53 m ³	3,217,829.53 m ³
建物 (延面積)	行政財産	2,713,956.47 m ²	1,447.18 m ²	2,715,403.65 m ²
	普通財産	93,261.04 m ²	2,118.56 m ²	95,379.60 m ²
	計	2,807,217.51 m ²	3,565.74 m ²	2,810,783.25 m ²
動産	船舶	4 隻	0 隻	4 隻
		1,024.00 総トン	0.00 総トン	1,024.00 総トン
	航空機	0 機	0 機	0 機
用益物権	地上権	62,234,140.97 m ²	△ 438,849.30 m ²	61,795,291.67 m ²
	計	62,234,140.97 m ²	△ 438,849.30 m ²	61,795,291.67 m ²
無体財産権	特許権	29 件	△ 4 件	25 件
	実用新案権	0 件	0 件	0 件
	育成者権	15 件	0 件	15 件
	著作権	8 件	0 件	8 件
	商標権	26 件	1 件	27 件
	その他	0 件	3 件	3 件
	計	78 件	0 件	78 件

	区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
有 価 証 券	株 券	8,074,023 千円	△ 3,716,130 千円	4,357,893 千円
	計	8,074,023 千円	△ 3,716,130 千円	4,357,893 千円
出 資 に よ る 利 権	出 資 証 券	3,256,490 千円	△ 2,473 千円	3,254,017 千円
	出 資 に よ る 権 利	56,839,837 千円	△ 12,658 千円	56,827,179 千円
	計	60,096,327 千円	△ 15,131 千円	60,081,196 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	3,813 個	11 個	3,824 個
船 舶	41 隻	0 隻	41 隻
車 両	1,394 台	△ 20 台	1,374 台
合 計	5,248	△ 9	5,239

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	12,102,100,197 千円	地方債共同発行連帯債務保証 他
損 失 補 償	5,365,000 千円	みやぎ産業振興機構みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業損失補償 他

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金 等	119,043,148,957 円	△ 3,505,081,607 円	115,538,067,350 円

(貸付金等の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
借上宿舎敷金	240,000	△ 240,000	0
借上駐車場敷金	56,000	△ 56,000	0
市町村振興資金貸付金	310,703,789	△ 54,971,417	255,732,372
公営企業安定化資金貸付金	127,560,000	△ 19,560,000	108,000,000
災害援護資金貸付金	6,810,009,656	△ 1,359,519,866	5,450,489,790
東京事務所借上宿舎敷金	835,000	0	835,000
地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金	2,488,832,336	40,212,354	2,529,044,690
地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金	5,275,101,187	659,782,645	5,934,883,832
地方独立行政法人宮城県立こども病院法人移行前地方債償還債務負担金	3,639,781,410	△ 410,289,993	3,229,491,417
地方独立行政法人宮城県立病院機構法人移行前地方債償還債務負担金	613,472,022	△ 83,250,263	530,221,759
看護学生修学資金貸付金	155,619,625	27,679,375	183,299,000
医学生修学資金等貸付金	601,200,000	△ 25,200,000	576,000,000
母子父子寡婦福祉資金貸付金	262,247,677	△ 8,884,150	253,363,527
東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	75,487,447,491	△ 2,016,944,979	73,470,502,512
令和元年台風第19号等に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	1,236,040,000	△ 18,410,000	1,217,630,000
工場立地基盤整備事業貸付金	313,640,000	956,786,000	1,270,426,000
松の平三丁目地区造成事業貸付金	2,485,800,000	0	2,485,800,000
大阪事務所名古屋産業立地センター敷金	2,600,436	0	2,600,436
機械類貸与資金貸付金	25,394,000	△ 25,394,000	0
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	3,000,000	△ 3,000,000	0
中小企業支援センター経営基盤強化支援貸付金	100,000,000	0	100,000,000
地域中小企業応援ファンド融資事業貸付金	4,290,000,000	0	4,290,000,000
中小企業高度化資金貸付金	2,411,075,000	△ 51,457,000	2,359,618,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (新設備貸与)	1,178,334,000	15,720,000	1,194,054,000
農業改良資金貸付金 (就農支援資金)	2,529,000	△ 1,264,500	1,264,500
沿岸漁業改善資金貸付金	190,000	△ 190,000	0
宮城県東京アンテナショップ敷金	111,600,000	0	111,600,000
宮城県農業公社退職手当等資金貸付金	28,356,813	△ 13,098,000	15,258,813
新規参入者定着支援資金貸付金	123,000	△ 123,000	0
林業・木材産業改善資金貸付金	27,480,000	△ 5,760,000	21,720,000
林業公社貸付金	990,567,305	△ 11,000,000	979,567,305
フェリー埠頭災害復旧費貸付金	118,283,210	△ 16,630,813	101,652,397
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	6,412,000,000	△ 247,000,000	6,165,000,000
仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金	2,090,664,000	△ 261,333,000	1,829,331,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る貸付金	1,290,890,000	△ 493,334,000	797,556,000
昭和49年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	74,740,000	△ 74,740,000	0
昭和51年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	41,238,000	0	41,238,000
平成27年(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金	150,000	△ 150,000	0
高等学校の定時制及び通信制課程修学資金貸付金	34,272,000	△ 3,528,000	30,744,000
塩釜警察署署長宿舍敷金	87,000	0	87,000
岩沼警察署署長宿舍敷金	207,000	0	207,000
岩沼警察署駐車場敷金	70,000	0	70,000
石巻警察署署長宿舍敷金	213,000	0	213,000
気仙沼警察署署長宿舍敷金	58,000	0	58,000
河北警察署署長宿舍敷金	56,000	0	56,000
古川警察署署長宿舍敷金	130,000	0	130,000
遠田警察署署長宿舍敷金	106,000	0	106,000
旧築館警察署署長宿舍敷金	55,000	0	55,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
加 美 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	94,000	0	94,000
大 和 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	0	67,000	67,000
合 計	119,043,148,957	△ 3,505,081,607	115,538,067,350

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
財 政 調 整 基 金	現 金	18,671,403,129	△ 5,880,387,902	12,791,015,227
県 債 管 理 基 金	計	200,960,761,122	△ 16,124,977,670	184,835,783,452
	有 価 証 券	49,000,000,000	6,500,000,000	55,500,000,000
	現 金	151,960,761,122	△ 22,624,977,670	129,335,783,452
地 域 整 備 推 進 基 金	計	42,284,757,945	△ 12,451,365,340	29,833,392,605
	有 価 証 券	3,301,986,462	706,488,319	4,008,474,781
	現 金	38,982,771,483	△ 13,157,853,659	25,824,917,824
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	計	11,543,414,224	△ 588,381,394	10,955,032,830
	有 価 証 券	901,416,945	570,523,348	1,471,940,293
	現 金	10,641,997,279	△ 1,158,904,742	9,483,092,537
退 職 手 当 基 金	現 金	4,675,000,000	△ 4,675,000,000	0
市 町 村 振 興 資 金 貸 付 基 金	計	0	3,000,000,000	3,000,000,000
	有 価 証 券	0	201,543,023	201,543,023
	現 金	0	1,298,456,977	1,298,456,977
	貸 付 金	0	1,500,000,000	1,500,000,000
土 地 基 金	計	10,514,107,451	11,698,000	10,525,805,451
	有 価 証 券	821,039,116	593,229,321	1,414,268,437
	現 金	9,693,068,335	△ 581,531,321	9,111,537,014
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
		(0)	(0)	(0)
公 共 施 設 等 整 備 基 金	計	18,720,338,093	1,202,029,878	19,922,367,971
	有 価 証 券	1,461,857,787	1,214,951,731	2,676,809,518
	現 金	17,258,480,306	△ 12,921,853	17,245,558,453
災 害 救 助 基 金	計	1,433,096,925	△ 14,938,788	1,418,158,137
	有 価 証 券	111,909,511	78,637,074	190,546,585
	現 金	1,321,187,414	△ 93,575,862	1,227,611,552
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	0	0	0
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 基 金	計	511,282,598	△ 221,431,842	289,850,756
	有 価 証 券	39,925,691	△ 980,760	38,944,931
	現 金	471,356,907	△ 220,451,082	250,905,825
次 世 代 育 成 ・ 応 援 基 金	計	1,786,822,563	△ 325,991,419	1,460,831,144
	有 価 証 券	139,531,693	56,748,524	196,280,217
	現 金	1,647,290,870	△ 382,739,943	1,264,550,927
企 業 版 ふ る さ と 納 税 基 金	計	3,293,285,024	△ 1,376,640,295	1,916,644,729
	有 価 証 券	257,170,267	353,982	257,524,249
	現 金	3,036,114,757	△ 1,376,994,277	1,659,120,480
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	計	7,002,977,133	△ 1,508,473,972	5,494,503,161
	有 価 証 券	546,857,466	191,395,054	738,252,520
	現 金	6,456,119,667	△ 1,699,869,026	4,756,250,641
地 域 環 境 保 全 基 金	計	1,882,045,675	△ 369,990,447	1,512,055,228
	有 価 証 券	146,967,598	56,195,190	203,162,788
	現 金	1,735,078,077	△ 426,185,637	1,308,892,440

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
環 境 創 造 基 金	計	658,495,239	△ 841,070	657,654,169
	有 価 証 券	51,421,421	36,942,318	88,363,739
	現 金	607,073,818	△ 37,783,388	569,290,430
宮 城 み ど り の 基 金	計	16,292,692	△ 1,675,704	14,616,988
	有 価 証 券	1,272,284	691,683	1,963,967
	現 金	15,020,408	△ 2,367,387	12,653,021
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	760,802,653	△ 2,211,627	758,591,026
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	0	0	0
文 化 振 興 基 金	計	7,932,878,487	599,729,933	8,532,608,420
	有 価 証 券	619,472,796	526,985,670	1,146,458,466
	現 金	7,313,405,691	72,744,263	7,386,149,954
社 会 福 祉 基 金	計	3,879,586,334	△ 240,106,475	3,639,479,859
	有 価 証 券	302,954,116	186,053,733	489,007,849
	現 金	3,576,632,218	△ 426,160,208	3,150,472,010
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	計	4,108,472,335	5,248,065,361	9,356,537,696
	有 価 証 券	320,827,660	936,335,604	1,257,163,264
	現 金	3,787,644,675	4,311,729,757	8,099,374,432
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	計	1,450,163,952	1,615,181	1,451,779,133
	有 価 証 券	113,242,263	81,821,707	195,063,970
	現 金	1,336,921,689	△ 80,206,526	1,256,715,163
子 育 て 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金	現 金	1,653,506,383	△ 691,379,346	962,127,037
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	計	2,140,701,925	2,385,000	2,143,086,925
	有 価 証 券	167,165,879	120,783,600	287,949,479
	現 金	1,973,536,046	△ 118,398,600	1,855,137,446
国 民 健 康 保 険 財 政 安 定 化 基 金	計	4,827,621,123	3,828,312,000	8,655,933,123
	有 価 証 券	376,985,474	786,043,148	1,163,028,622
	現 金	4,450,635,649	3,042,268,852	7,492,904,501
富 県 宮 城 推 進 基 金	計	17,814,886,852	△ 1,124,667,404	16,690,219,448
	有 価 証 券	1,391,151,748	851,379,779	2,242,531,527
	現 金	16,423,735,104	△ 1,976,047,183	14,447,687,921
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	計	257,919,313	119,000	258,038,313
	現 金	155,251,463	18,937,100	174,188,563
	貸 付 金	102,667,850	△ 18,818,100	83,849,750
産 業 用 地 整 備 促 進 基 金	現 金	229,940,376	△ 186,742,000	43,198,376
緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金	現 金	15,865,439,056	△ 162,125,315	15,703,313,741
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	計	656,466,853	△ 3,213,000	653,253,853
	有 価 証 券	530,635,026	7,248,974	537,884,000
	現 金	125,831,827	△ 10,461,974	115,369,853
農 林 水 産 業 担 い 手 対 策 基 金	計	1,698,521,787	△ 142,428,926	1,556,092,861
	有 価 証 券	132,636,349	76,443,424	209,079,773
	現 金	1,565,885,438	△ 218,872,350	1,347,013,088
農 地 中 間 管 理 事 業 等 推 進 基 金	現 金	223,650,578	169,992,524	393,643,102

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
森 林 整 備 地 域 活 動 支 援 基 金	計	26,606,986	△ 1,170,000	25,436,986
	有 価 証 券	2,077,720	1,340,044	3,417,764
	現 金	24,529,266	△ 2,510,044	22,019,222
森 林 環 境 整 備 基 金	計	151,569,471	12,109,171	163,678,642
	有 価 証 券	11,835,951	10,156,241	21,992,192
	現 金	139,733,520	1,952,930	141,686,450
県 有 林 基 金	計	459,860,087	19,140,667	479,000,754
	有 価 証 券	35,910,144	28,449,362	64,359,506
	現 金	423,949,943	△ 9,308,695	414,641,248
仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	648,514,876	2,420,668	650,935,544
	有 価 証 券	465,501,884	11,496,220	476,998,104
	現 金	183,012,992	△ 9,075,552	173,937,440
仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	802,089,048	6,145,000	808,234,048
	有 価 証 券	477,309,999	20,649,922	497,959,921
	現 金	324,779,049	△ 14,504,922	310,274,127
東 日 本 大 震 災 み や ぎ こ ど も 育 英 基 金	計	5,555,174,663	△ 549,229,097	5,005,945,566
	有 価 証 券	433,799,608	238,809,328	672,608,936
	現 金	5,121,375,055	△ 788,038,425	4,333,336,630
公 立 学 校 情 報 機 器 整 備 基 金	計	0	1,418,233,000	1,418,233,000
	有 価 証 券	0	190,556,644	190,556,644
	現 金	0	1,227,676,356	1,227,676,356
高 等 学 校 等 育 英 奨 学 資 金 貸 付 基 金	計	5,870,451,904	△ 145,623,014	5,724,828,890
	有 価 証 券	256,913,742	218,727,793	475,641,535
	現 金	3,049,207,446	25,456,801	3,074,664,247
	貸 付 金	2,564,330,716	△ 389,807,608	2,174,523,108
美 術 品 等 取 得 基 金	計	2,129,303,463	460,000	2,129,763,463
	現 金	635,826,083	9,040,000	644,866,083
	美 術 品 等	448点 (1,493,477,380)	△ 5点 (△ 8,580,000)	443点 (1,484,897,380)
合 計	計	403,098,208,318	△ 31,266,536,664	371,831,671,654
	有 価 証 券	62,419,776,600	14,500,000,000	76,919,776,600
	現 金	336,517,955,772	△ 46,849,330,956	289,668,624,816
	貸 付 金	2,666,998,566	1,091,374,292	3,758,372,858
	土 地	0.00㎡ (0)	0.00㎡ (0)	0.00㎡ (0)
	美 術 品 等	448点 (1,493,477,380)	△ 5点 (△ 8,580,000)	443点 (1,484,897,380)

(注) 各基金における () 書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た財政調整基金8,413,073,000円、地域整備推進基金2,332,339,463円、東日本大震災復興基金75,020,876円、公共施設等整備基金212,633,321円、次世代育成・応援基金139,434,802円、企業版ふるさと納税基金37,301,152円、スポーツ振興基金155,172,878円、地域環境保全基金16,919,696円、環境創造基金304,285,638円、産業廃棄物税基金19,358,801円、文化振興基金17,815,139円、社会福祉基金26,524,531円、地域医療介護総合確保基金177,094,703円、子育て支援対策臨時特例基金3,025,154円、国民健康保険財政安定化基金913,846,000円、緊急雇用創出事業臨時特例基金34,103,896円、中山間地域等農村活性化基金35,000円、農林水産業担い手対策基金59,130,698円、農地中間管理事業等推進基金1,469,000円、森林環境整備基金53,820,000円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金184,350,413円、公立学校情報機器整備基金3,977,863,000円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金11,681,034,000円、災害救助基金1,846,746円、富県宮城推進基金92,300,249円、森林環境整備基金104,272,478円、公立学校情報機器整備基金22,005,701円、高等学校等育英奨学資金貸付基金120,000円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	円 372,250,408,255	円 22,383,100,000	円 18,808,363,769	円 375,825,144,486
	一 般 単 独 事 業 債	310,659,692,460	17,614,900,000	29,576,452,129	298,698,140,331
	防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	42,741,300,000	13,826,900,000	0	56,568,200,000
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	4,084,072,601	234,400,000	853,795,386	3,464,677,215
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	260,016,122	0	2,800,000	257,216,122
	災 害 復 旧 事 業 債	35,639,851,690	3,647,400,000	3,112,521,565	36,174,730,125
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(7,543,778,995)	(400,700,000)	(443,961,146)	(7,500,517,849)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(28,096,072,695)	(3,246,700,000)	(2,668,560,419)	(28,674,212,276)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	8,812,225,000	828,600,000	91,600,000	9,549,225,000
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	6,792,223,082	0	1,904,500,000	4,887,723,082
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	42,219,064	0	0	42,219,064
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	27,976,893,290	1,555,700,000	2,019,652,006	27,512,941,284
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	235,183,284	0	36,645,288	198,537,996
	減 収 補 填 債	46,431,322,488	0	6,315,372,352	40,115,950,136
	上 水 道 事 業 出 資 債	2,998,213,559	115,100,000	454,527,289	2,658,786,270
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	0	0	0	0
	観 光 そ の 他 事 業 債	59,000,000	0	59,000,000	0
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	624,506,674	0	105,566,883	518,939,791
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	13,549,692,035	1,862,500,000	1,774,262,334	13,637,929,701
都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	105,600,096	0	0	105,600,096	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	減 税 補 填 債	円 23,973,950,662	円 0	円 736,566,556	円 23,237,384,106
	臨 時 税 収 補 填 債	364,500,000	0	72,900,000	291,600,000
	臨 時 財 政 対 策 債	605,427,059,424	4,623,589,000	49,651,463,355	560,399,185,069
	調 整 債	0	0	0	0
	財 政 健 全 化 債	2,744,346,066	0	209,300,000	2,535,046,066
	地 域 再 生 事 業 債	5,218,825,000	0	406,750,000	4,812,075,000
	行 政 改 革 推 進 債	5,448,825,000	0	188,200,000	5,260,625,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,329,000,000	0	3,916,000,000	413,000,000
	退 職 手 当 債	20,752,000,000	0	1,070,000,000	19,682,000,000
	財 源 対 策 債	1,852,832,615	0	345,133,308	1,507,699,307
	借 換 債	0	75,300,000,000	75,300,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	8,797,745,647	0	1,260,417,571	7,537,328,076
	小 計	1,552,171,504,114	141,992,189,000	198,271,789,791	1,495,891,903,323
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	52,433,892	12,286,000	0	64,719,892
	中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	82,765,043,683	51,695,000	2,123,085,377	80,693,653,306
	県 有 林 整 備 債	1,319,744,854	23,900,000	156,626,458	1,187,018,396
	港 湾 整 備 事 業 債	26,226,161,292	1,147,700,000	1,489,886,563	25,883,974,729
	小 計	110,363,383,721	1,235,581,000	3,769,598,398	107,829,366,323
合 計		1,662,534,887,835	143,227,770,000	202,041,388,189	1,603,721,269,646

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

令和7年7月15日審査に付された令和6年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 市町村振興資金貸付基金
- (2) 土地基金
- (3) 企業立地資金貸付基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金
- (5) 美術品等取得基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運用の状況

(1) 市町村振興資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和7年3月31日現在)
		増	減	
有 価 証 券	円 0	円 201,543,023	円 0	円 201,543,023
現金(銀行預金)	0	3,000,000,000	1,701,543,023	1,298,456,977
貸 付 金	0	1,500,000,000	0	1,500,000,000
計	0	4,701,543,023	1,701,543,023	3,000,000,000

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸付(増)		償還(減)		決算年度末現在高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和6年度	件 0	円 0	件 1	円 1,500,000,000	件 0	円 0	件 1	円 1,500,000,000

(注)「貸付(増)」、「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(2) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 7 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
有 価 証 券	円 821,039,116	円 593,229,321	円 0	円 1,414,268,437
現 金 (銀 行 預 金)	9,693,068,335	11,698,000	593,229,321	9,111,537,014
貸 付 金	0	0	0	0
土 地	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²
	0	0	0	0
計	10,514,107,451	548,637,069	546,531,069	10,525,805,451

(3) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和7年3月31日現在)
		増	減	
現金(銀行預金)	円 155,251,463	円 18,937,100	円 0	円 174,188,563
貸付金	102,667,850	0	18,818,100	83,849,750
計	257,919,313	18,937,100	18,818,100	258,038,313

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸付(増)		償還(減)		決算年度末現在高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和2年度	9 件	円 211,736,050	2 件	円 50,000,000	2 件	円 112,205,300	9 件	円 149,530,750
令和3年度	9	149,530,750	0	0	0	17,550,800	9	131,979,950
令和4年度	9	131,979,950	0	0	1	17,508,300	8	114,471,650
令和5年度	8	114,471,650	0	0	0	11,803,800	8	102,667,850
令和6年度	8	102,667,850	0	0	0	18,818,100	8	83,849,750

(注)「貸付(増)」、「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和7年3月31日現在)
		増	減	
有 価 証 券	256,913,742	218,727,793	0	475,641,535
現 金 (銀 行 預 金)	3,049,207,446	351,244,594	325,787,793	3,074,664,247
貸 付 金	2,564,330,716	107,060,000	496,867,608	2,174,523,108
計	5,870,451,904	677,032,387	822,655,401	5,724,828,890

※ 貸付金の減少額については、貸付金の償還のほか、償還免除した金額を含む。

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付(増)		償 還 等(減)		決算年度末現在高	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
令 和 6 年 度	6,189	2,564,330,716	339	107,060,000	915	496,867,608	5,613	2,174,523,108

【参 考】

区 分	前年度末現在高		貸 付(増)		償 還 等(減)		決算年度末現在高	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
令 和 元 年 度	6,483,779,499	1,169,505,000	1,730,177,479	5,923,107,020				
令 和 2 年 度	5,923,107,020	1,050,766,000	1,599,076,300	5,374,796,720				
令 和 3 年 度	5,374,796,720	135,264,000	1,483,055,040	4,027,005,680				
令 和 4 年 度	4,027,005,680	115,133,000	1,023,573,681	3,118,564,999				
令 和 5 年 度	3,118,564,999	104,004,000	658,238,283	2,564,330,716				

(収入未済の状況)

区 分	前年度末現在高		決算年度中増減				決算年度末現在高	
	人 数	金 額	増		減		人 数	金 額
			人 数	金 額	人 数	金 額		
奨 学 資 金	1,701	441,388,712	29	62,285,398	116	39,300,461	1,614	464,373,649

(5) 美術品等取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 7 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 635,826,083	円 9,040,000	円 0	円 644,866,083
美 術 品 等	1,493,477,380	0	8,580,000	1,484,897,380
計	2,129,303,463	9,040,000	8,580,000	2,129,763,463

(美術品等増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一 般 会 計 へ 売 払 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 34	円 436,820,500	点 0	円 0	点 0	円 0	点 34	円 436,820,500
版 画	219	118,898,950	0	0	0	0	219	118,898,950
彫 刻	20	298,337,330	0	0	0	0	20	298,337,330
写 真	39	4,776,400	0	0	0	0	39	4,776,400
素 描	68	317,317,200	0	0	0	0	68	317,317,200
日 本 画	37	257,341,000	0	0	0	0	37	257,341,000
工 芸	16	11,586,000	0	0	0	0	16	11,586,000
博 物 館 資 料	15	48,400,000	0	0	5	8,580,000	10	39,820,000
計	448	1,493,477,380	0	0	5	8,580,000	443	1,484,897,380

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金については、収入未済額が約4億6千4百万円で、前年度に比べ約2千3百万円増加しており、各種対策を講じてはいるものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。

引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。

<参考> 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

イ 健全な財政運営と適切な財務の執行

<p>(イ) 決算状況</p> <p>全国的な消費の持ち直しによる地方消費税の増収等により税収は過去最高の 3,138 億 8,101 万 6,940 円に上り、一般会計の実質収支は 17 億 3,377 万 5,501 円の黒字となったが、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や、公共施設の老朽化、物価高騰等の影響により、本県の財政状況の先行きは依然として不透明である。令和 6 年度当初予算においても、財政調整基金の取崩しを余儀なくされるなど厳しい財政状況に変わりはなく、加えて、人手不足、金融引締めに伴う景気の下振れなど様々なリスクも懸念される。これらの動向を注視し、人口減少局面における地域経済の持続性確保、激甚化・頻発化する自然災害への備え、公共施設の適正な維持管理等を念頭に、新・宮城の将来ビジョン推進事業を始め、県勢発展に向けた効果的な取組が着実に推進されるよう、引き続き堅実な財政運営に努められたい。</p> <p>なお、決算は県政の執行状況を県民に具体的に示すものでもあり、県民の利便性に配慮し、データの二次利用の観点も含め、ホームページによる情報提供の一層の充実に努められたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容</p> <p>○年度内における追加財政需要等に適切に対応するための財源確保の必要性を踏まえ、全ての事務事業について、適切な事業の執行管理に努める。（継続）</p> <p>○令和 7 年度当初予算編成に向け、主要事業や懸案事項等の進捗状況の把握に努める。（継続）</p> <p>○県の財政状況について、県政だよりやホームページ等を活用して県民への情報提供を行う。（継続）</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>○令和 7 年度当初予算では、人口減少対策やDXによる県民サービスの向上など、必要性や優先度が高い事業を重点的に予算化した。</p> <p>○令和 6 年度補正予算において、可能な限り財調基金取崩しを取り止め、その残高確保を図るとともに、令和 7 年度当初予算の取崩し額は、前年度同額とし抑制的に編成することができた。</p> <p>○県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行った。特に、多くの県民の目に留まる県政だよりについては、グラフや図、写真を多用するとともに表現を平易にするなど、財政運営の現状や今後の見通しについて、年代を問わず広く県民理解が促進されるよう工夫を行った。また、令和 5 年度当初予算から県ホームページに各課別歳出予算概要の掲載を開始し、9 月補正予算からは予算議案と予算に関する説明書を加えるなど、更なる情報発信に努めた。</p> <p>今後の課題</p> <p>○令和 7 年度当初予算においても、財政調整基金 120 億円の取崩しを余儀なくされているとともに、みやぎ財政運営戦略（第 4 期）に掲げる残高目標にも達していないことから、引き続き、効果的・効率的な財政運営と財政規律の維持を図る必要がある。</p> <p>○多くの県民に財政状況等が伝わるよう、より分かりやすい情報発信の在り方を検討していく。</p> <p>令和 7 年度以降の取組</p> <p>引き続き、財政の健全さを維持しつつ、復興の完了に向けたきめ細かな支援の継続とともに、富県躍進による今後の県勢発展のための確固たる基盤を構築し、県民一人ひとりが安心して暮らせる地域の実現を目指していく。また、引き続き、県政だよりや県ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、他県の事例も参考にしながら県民理解の促進に繋がるように努める。</p>
対 応	<p>【出納局 出納総務課】</p> <p>取組内容</p> <p>○ホームページの内容を見直し、これまでは概要のみ掲載していたところ、令和 5 年度決算から新たに決算書、決算附属書及び決算概要書の各電子データを掲載したほか、関連する決算審査意見書や施策評価等のページへのリンクを掲載し、県民の理解促進を図った。（新規）</p> <p>○上記に加えて、掲載時期についても、これまでは 10 月の議決後に掲載していたところ、決算書を取りまとめた 8 月時点で「見込額」として概要版を掲載するよう見直し</p>

<p>状況</p>	<p>を行った。(新規) ○財政課で県政だよりに掲載する普通会計決算の記事中に歳入歳出決算ページへのリンク(二次元バーコード)を追加し、更なる周知を図った。(新規)</p> <p>成果(取組結果) ○決算書等については、これまでは県政情報センター等での冊子の閲覧に限られていたが、ホームページに掲載したことで時間や場所を問わず閲覧可能となったほか、データの利活用も容易となり、県民の利便性が向上した。 ○ホームページの閲覧状況を前年度の同時期と比較すると、表示回数やユーザー数等の各項目で約1.5倍～約2倍に伸びた。とりわけ、ファイルのダウンロード数が約5.7倍になるなど、決算書等の電子データを掲載したことで県民の利活用促進につながった。</p> <p>今後の課題 ○決算書等の電子データ掲載により県民の利便性は向上したので、今後は必要な情報を読み解くことが出来るよう、ホームページ本文や概要版の中でより分かりやすい情報発信に努めていく必要がある。</p> <p>令和7年度以降の取組 ○引き続き、県ホームページに「見込額」をとりまとめた時点で概要版を掲載するとともに、決算書等の電子データを掲載する。 ○県民の分かりやすさを重視し、他県の事例も参考にしながら、ホームページ本文や概要版の更なる充実を図る。</p>
	<p>(口) 健全化判断比率等の状況 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率の審査に係る意見及び結果については、「宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」で述べたとおりである。 令和5年度は、歳入確保と歳出抑制の両面から財源不足の縮減に取り組んだ結果、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも前年度より改善し、臨時財政対策債を除く県債残高は「みやぎ財政運営戦略(第3期)」(令和3年度～令和6年度)における指標である標準財政規模の2倍を超えないレベルを維持している。引き続き、将来世代の過度な負担が生じないよう、投資と負担のバランスを図り、財政基盤の更なる健全化に努めるとともに、「みやぎ財政運営戦略(第3期)」の実績を検証し、県民に対する更に分かりやすい情報提供に努めながら、「新・宮城の将来ビジョン実施計画(中期)」を支える次期財政運営戦略の策定に取り組まれない。 なお、令和5年度は臨時財政対策債の発行額が前年度比約78億円の減となったが、引き続き、地方の財源不足の解消に当たっては、地方交付税に係る国法定率の引上げなど地方財政の健全化に資する持続可能な制度を確立するよう国に求めるとともに、県債残高の約36%を占める臨時財政対策債については、基準財政需要額への算入額と実際の元利償還額との間に乖離が生じないよう引き続き適切に管理されたい。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 財政課】 取組内容 ○「みやぎ財政運営戦略(第3期)」に掲げる取組の実施により、持続可能な財政運営の実現と同戦略の達成指標である実質公債費比率、将来負担比率の安定推移、県債残高(臨時財政対策債を除く)の適正管理に努める。また、「みやぎ財政運営戦略(第3期)」(令和3年度～令和6年度)が計画期間を満了することから、その後継となる新たな財政運営戦略を策定する。(継続・新規) ○臨時財政対策債は、理論的に算定される交付税措置額と実償還額が累計で均衡が図られるよう、適正管理に努める。(継続)</p> <p>成果(取組結果) ○「みやぎ財政運営戦略(第3期)」に掲げる取組を着実に実施し、必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、特例的な県債の活用を抑制し将来負担を軽減することができた。また、令和5年度決算の実質公債費比率は10.3%(前年度比▲0.3ポイント)、将来負担比率は135.3%(前年度比▲8.9ポイント)と改善し、県債残高(臨時財政対策債を除く)も前年度から6億円減少するなど、安定して推移しており、取組は着実に進んでいる。 また、「新・宮城の将来ビジョン」の推進と持続可能な財政運営の両立に向け、令和7年度から令和9年度を計画期間とする「みやぎ財政運営戦略(第4期)」を令和7年2月に策定した。 ○令和5年度の臨時財政対策債の元利償還額449億円に対し、交付税措置額は467億円で乖離額は約18億円であり、大幅な乖離が生じないよう適正に管理している。</p>

	<p>今後の課題</p> <p>○公債費が高止まりする中、社会保障関係経費や自然災害対策、公共施設の老朽化対策などへの財政需要の増加が見込まれており、これらの対応について計画的に財源を確保しながら取り組んでいく必要がある。</p> <p>○臨時財政対策債は、交付税措置額と実償還額に乖離が生じないよう、今後も適正に管理していく必要がある。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>○安定した財政運営に向け、「みやぎ財政運営戦略（第4期）」に掲げる歳入・歳出両面にわたる対策の着実な実施と県債残高の適正な管理はもとより、予算執行段階における節減や更なる財源確保対策などの取組を進めていく。</p>
	<p>(ハ) 収入未済の縮減</p> <p>県税の収入未済額について、滞納繰越分は前年度に続き縮減したが、現年分の県民税（個人県民税・法人県民税）及び事業税（個人事業税・法人事業税）で1億7,436万1,442円増加するなど、全体で前年度比1億3,029万185円（5.1%）増の26億6,934万6,698円となり3年ぶりに増加に転じた。主な要因は、国税における修正又は更正に伴う新たな課税によるものとしている。</p> <p>県税においては、「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」（令和4年度～令和6年度）に基づき、収入未済額全体の約75%を占める個人県民税を重点税目として、各県税事務所に市町村滞納整理連携・協働チームを設置し、研修の実施、共同催告、職員併任制度を活用した連携・協働による滞納整理などその縮減に取り組んでいるが、同計画では、令和6年度末での収入未済額の目標を23.5億円（うち個人県民税17.0億円）以下と定めていることから、現年度分の徴収率の向上に努めながら、確実に目標を達成されたい。</p> <p>県税以外の収入未済額では、宮城県収入未済額縮減推進会議が定めた「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」（令和4年3月改定）に基づき、令和4年度から令和6年度までの3年間に3億円を縮減することを目標として、内部統制多所属間双方向検証「マルチアングルゼミナール」も活用し、優良事例の情報共有等に努めている。昨年度、竹の内産業廃棄物最終処分場での行政代執行に係る特別納付金において、債務者が保有する5,500万円余の預金を差押え、回収したことは大きな成果であるが、各所属中心の対応では限界もあり、徴収可能な債権の効率的回収ができる組織体制や規程の整備について引き続き検討されたい。</p> <p>なお、滞納処分の停止を行った後の資力調査を確実に励行するとともに、不納欠損処理に当たっては、市町村が徴収する個人県民税も含めて県民に対する説明責任を果たすよう留意されたい。また、債務者に対する財産調査について、近年、預貯金から投資への資金の移動が加速しており、電子マネーや仮想通貨等の非現金資産の普及も考慮した財産的的確な捕捉、徴収の在り方についても更に研究されたい。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務 税務課】</p> <p>取組内容</p> <p>県税収入未済額縮減対策については、令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和6年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑止に取り組んでいる。（継続）</p> <p>特に、収入未済額の大半を占め、重点税目と位置付けている個人県民税については、市町村職員併任を活用し、共同催告や共同徴収を実施するなど、積極的に市町村と連携・協働して徴収対策を行い、収入未済額の縮減対策を実施した。（継続）</p> <p>その他の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」や「県税事務運営」に掲げる滞納処分を中心とする取組を徹底することで収入未済額の一層の縮減を進めるとともに、納付手段の拡大や自動車税種別割の納期内納付率向上を推進するための啓発活動を実施した。（継続）</p> <p>一方、納税折衝において、納期限内の一括納付が困難であると申し出があった場合は、収入や支出の状況を聞き取りした上で、納税緩和措置の適用の検討や分割納付の相談に応じるなどの取扱いをしている。（継続）</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>個人県民税の令和7年3月末現在の収入率は、現年分84.86%（対前年比0.97ポイント減）、滞納繰越分32.22%（対前年比3.58ポイント増）、合計83.09%（対前年比0.94ポイント減）と前年度と比べて減少し、収入未済額は前年度同期比で約9,600万円の減となっている。</p> <p>その他の税目の令和7年3月末現在の収入率は、現年分98.24%（対前年比0.04ポイント増）、滞納繰越分28.64%（対前年比0.02ポイント減）、合計98.07%（対前年比0.02ポイント増）と前年度と比べて増加し、収入未済額は、特に、国税における修正申告等により、結果、大口滞納事案等となり、前年度同期比で約1.55億円の増となっている。</p>

<p>宮城県市町村合同インターネット公売を令和7年1月のKS I官公庁オークション時に設定し、市町等が出品した73件中45件が落札され、落札金額は3,602千円となった。</p> <p>令和6年度自動車税定期賦課の納期内納付率は84.71%と過去最高となった。</p> <p>その他の税目の滞納処分については、令和7年3月末現在で差押件数2,193件、捜索件数20件となっており、不納欠損は842件108,742千円となっている。</p> <p>一方、納税緩和制度として、徴収猶予2件、換価の猶予47件、滞納処分の執行停止354件を適用している。</p>
<p>今後の課題</p> <p>依然として収入未済額の多い「個人県民税」については、市町村の実情に合わせた積極的な支援を継続することが必要であり、管轄県税事務所とのきめ細かな連携が必要である。</p> <p>その他の税目については、滞納者数の減少により困難な滞納整理案件が中心となることが予想され、差押徴収の強化・徹底と滞納整理の効率化が必要である。</p>
<p>令和7年度以降の取組</p> <p>令和9年度末における収入未済額を22億9千万円以下とする目標を設定した「第7次県税滞納額縮減対策3か年計画」（令和7年3月策定）に基づき、令和7年度については、収入未済額の縮減目標を令和6年度決算対比で個人県民税は3%以上、その他税目は2%以上の縮減を図れるよう各事務所で目標を設定し、関係機関と連携を図りながら、更なる収入未済額の縮減と発生抑制に取り組む。</p> <p>やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、公平公正な徴収を念頭に、徹底した財産調査を実施の上、適正な事案管理に引き続き務める。</p> <p>今後も引き続き滞納整理研修のリモート開催による県税職員のほか市町村職員を含めた徴税職員の技能向上や、オンライン預貯金照会システムの利用による早期の財産調査などデジタル化を推進する。また、非現金資産を含めた新たな差押財産等の模索、滞納整理等の手法など、他地方公共団体等からの情報を引き続き把握することに努め、県内市町村と一丸となり、効率的な滞納整理を進める。</p>
<p>【総務 行政経営企画課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税以外の収入未済額については、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」を改訂し、令和7年度から令和9年度までの3年間の縮減目標を掲げるとともに、回収難易度に応じた債権区分による目標を新たに定めた。また、収入未済額の課題等を踏まえ、滞納の長期化防止や債権回収業務の効率化などの取組を明文化し、収入未済額の縮減に向けた規程整備を図った。(継続) ・回収が困難となった債権回収等業務の一括契約において、全国調査結果を参考に新規事業者が参入しやすいよう公募要件の見直しを図った。(継続) ・マルチアングルゼミナール（内部統制多所属間双方向検証）では、主務課及び地方機関の双方の債権管理担当職員が一堂に会する機会を設けたほか、行動デザインチーム（MyBiT）によるナッジ理論を取り入れた通知等の作成事例の紹介も行い、債権管理の課題や優良な取組事例の情報共有を図った。(継続)
<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税以外の収入未済額については、物価高騰等による債務者への影響等を踏まえ、債務者本人の資力だけでは償還が困難な場合は、連帯借受人や連帯保証人にも協力を依頼する等、柔軟な視点で臨みつつ、粘り強い催告や分納者に対する継続的な納付指導等を実施した。 ・今後回収の見込みがない債権に対し、破産手続きや登記等の情報確認を徹底し、不納欠損処分の推進を図った。 ・債権回収会社（サービサー）への業務委託を継続的に実施し、令和4年度では6.4%だった回収率が令和6年度では9%まで上昇した。
<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも各債権管理担当課室においては、収入未済額の縮減に努めてきたが、物価高騰等の経済情勢の変化により回収が困難になっている事案も存在しており、限られた人員でこれらの課題に対応しなければならないのが実情である。 ・このため、収入未済縮減推進会議等を主軸として、部局横断的に一丸となって取り組む必要があるほか、債権回収の外部委託の拡充を検討するなど、不断の努力が必要である。
<p>令和7年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収等業務の一括契約において、令和7年度から委託先を弁護士法人としたことによる業務範囲の拡大を踏まえ、当該弁護士法人と各債権管理担当課室との連携を強化し、回収困難な案件の回収率向上を支援する。

・新たな取組方針に基づき、引き続き、収入未済縮減推進会議において、目標達成に向けた進行管理を行うとともに、実効性のある研修会の開催や、先進自治体への取組事例の情報収集等を行う。

(二) 歳入歳出外現金の適正管理
 歳入歳出外現金は、法令の規定に基づき県が保管する公金であり、その出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならないとされているが、特別徴収に係る個人住民税や契約保証金等について、払出先の誤りや、払出遅延が発生している。
 「歳入歳出外現金の管理状況」に関する令和4年度行政監査での監査委員意見及び公表された措置状況等を踏まえ、出納局が提供するチェックシートを活用するなど内部統制を強化するとともに、関係機関相互の的確な情報連携とチェック体制を確保し、再発防止に努められたい。

対 応 状 況	<p>【出納局 出納管理課】</p> <p>取組内容</p> <p>○会計事務指導検査において、所属が作成した歳入歳出外現金残高確認票と財務システムから出力した歳入歳出外現金整理表を突合し、管理状況を確認するとともに適切な進行管理について助言した。(継続)</p> <p>○会計職員研修及び出納員研修において、歳入歳出外現金に関する指導事項を紹介することにより、不適切な処理の未然防止対策の周知を図った。なお、両研修共にeラーニング形式を採用し、研修期間以外も含め職員が各自のタイミングで視聴して習熟を深められるよう庁内イントラに掲載している。(拡充)</p> <p>○内部統制システム推進会議幹事会において、全庁的に注意すべき部局リスクとして「歳入歳出外現金の払出(徴収)漏れ、払出(徴収)遅延」を選定し、事務局から通知することで、各所属のリスク対策を促した。(継続)</p> <p>○令和6年度に設置した内部統制行動計画改定ワーキンググループの中で、歳入歳出外現金の払出しに係るリスク回避検討シートを追加し、各所属のリスク対策を支援した。(新規)</p> <p>○歳入歳出外現金をはじめとした会計事務通知等検索アイテムの内容を更新し、職員が事務処理に必要な資料を迅速に閲覧することができるよう、利便性を向上させた。(拡充)</p>
	<p>成果(取組結果)</p> <p>○出納局における取組や各所属におけるリスク対策の結果、歳入歳出外現金に係る内部統制の不備の件数は、年々減少する傾向にある。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>○歳入歳出外現金に係る不備の件数は確実に減少しているが、依然として不適切な取扱いが発生しており、特に源泉所得税の払出しについては、不納付加算税を課された事例が発生していることから、再発防止の取組を徹底する必要がある。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>○会計事務指導検査において歳入歳出外現金の適正管理を重点的な項目として指導するほか、研修や出納局広報誌等により全庁に注意喚起を行うなど、不備の削減に向けた取組を継続する。</p>

(ホ) 3E(経済性・効率性・有効性)を重視した行財政運営と県民への説明責任
 「みやぎ環境税」や「みやぎ発展税」など一定の政策目的のための超過課税や法定外税については、目的に照らし、充当事業の有効性について十分に検証の上、客観的な指標を示しながら、情報提供の内容や時期をできるだけ統一する等、更に県民に分かりやすく公表、説明されたい。
 令和5年度には、公共事業等債などにおいて地球温暖化等をはじめとする環境問題に加え様々な社会課題の解決に資するプロジェクトを対象とするESG債(サステナビリティボンド)を東北地方の地方自治体で初めて発行したほか、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するプロジェクトへのガバメントクラウドファンディングの導入検討も進められている。こうした動きは、本県が推進する政策への認知度向上や気運の醸成などの効用を併せ持つ新たな歳入確保策として有意義であり、今後、理解や共感の広がりや安定的な資金調達につながるよう、充当事業の内容と実績について、3Eに即した情報発信と分かりやすい説明に努められたい。

<p>令和6年度は「新・宮城の将来ビジョン実施計画（前期）」（令和3年度～令和6年度）の最終年であり、向こう3年間の中期実施計画の策定年でもあることから、「宮城県行財政運営・改革方針（第1期）」（令和3年度～令和6年度）や「みやぎ財政運営戦略（第3期）」など「新・宮城の将来ビジョン」を支える計画を含め、3Eの視点から目標指標の達成状況とその要因を検証し、施策の効果（アウトカム）を県民に分かりやすく説明されたい。また、次期計画の策定においては、県民への約束となる目標指標の項目や水準について、アウトカムが明確になるよう必要に応じて見直されたい。</p>	
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 財政課】 取組内容 ○ESG投資への関心の高まり等の市場ニーズを捉えることで、投資家層拡大による将来にわたった安定的な資金調達を図るため、ESG債（サステナビリティボンド）を発行する。（新規）</p>
	<p>成果（取組結果） ○令和5年度は環境改善効果が見込まれる温室効果ガスの排出削減や河川の再度災害防止、陸上養殖研究施設整備といった事業のほか、社会的便益が見込まれる防災機能強化や障がい者支援施設整備といった事業に対し、ESG債を発行し、県のホームページにて、充当金額及び事業内容を公表した。また、令和6年度においても環境改善効果や社会的便益が見込まれる事業に対し、前年度同額となるESG債の発行を行った。</p>
	<p>今後の課題 ○政策認知度向上や歳入確保に向けた情報発信の在り方を検討していく。</p>
	<p>令和7年度以降の取組 ○引き続き、県ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、他県の事例も参考にしながら県民理解の促進と安定的な資金調達に努める。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【企画部 総合政策課】 取組内容 目標指標は施策評価における重要な基準の一つであり、施策の成果を検証するに当たり、目標指標がどのようにして評価結果に結びついたのか等を県民にわかりやすく説明するため、施策評価の調書に目標指標の達成状況の分析結果を記載する項目を設け、実績値の現状分析を行っている。また、目標指標だけでは表しきれない事業の成果や県民意識調査の結果等も踏まえた上で、必要性・有効性・効率性を含めた多角的な視点から総合的に評価を行うよう努め、宮城県行政評価委員会の意見を踏まえた最終的な評価結果を説明した「新・宮城の将来ビジョン 成果と評価」を作成し公表している。（継続） 新・宮城の将来ビジョン実施計画（中期）の策定に当たっては、社会経済情勢等の変化等を踏まえ、取組の成果を適切に評価に反映させることができるよう目標指標の見直しを行った。</p>
	<p>成果（取組結果） 目標指標がどのようにして評価結果に結びついたのか等を県民にわかりやすく説明するため、目標指標の設定理由やグラフ、経年の実績値等を施策評価シートの目標指標欄に集約し、達成状況の経年変化が一目でわかるよう基本票の見直しを行った。 新・宮城の将来ビジョン実施計画（中期）の策定にあたっては、政策・施策評価を踏まえた前期の実施状況を検証するとともに、近年の社会情勢の変化を踏まえた目標指標の変更やわかりやすい指標の導入、これまでの目標値達成状況を踏まえたより高い目標設定を行った。</p>
	<p>今後の課題 事業を推進していくにあたり、適宜目標指標の見直しを図るとともに、各事業の成果、効果等について県民にわかりやすく情報提供し、政策評価・施策評価を行う必要がある。また、関連する取組の状況や社会経済情勢の影響などから実績値が伸び悩んだ要因や対応方針等について分析することにしており、引き続き、目標指標の達成状況について県民にしっかりと説明をしていく必要がある。 なお、政策評価・施策評価の対象には費用対効果による評価が馴染まないものも含まれるが、各事業や施策を推進する上で経済性の視点は重要であることから、今後とも県民に対し様々な視点からわかりやすい説明を行っていく必要がある。</p>

	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>今後とも、目標指標の達成に向けビジョン推進事業の進行管理に取り組むとともに、「新・宮城の将来ビジョン実施計画」の策定の際に必要な応じ目標指標の見直しを図っていく。また、政策評価・施策評価に当たっては、目標指標を中心とした定量的成果を基準としつつ、定量的成果のみでは表しきれない定性的成果を取り入れながら、取組の成果が目標に対してどの程度充足しているのかを総合的に判定し、適切な評価及びその公表に努める。</p>
対 応 状 況	<p>【環境生活部 環境政策課】</p> <p>取組内容</p> <p>みやぎ環境税充当事業に係る有効性と客観的な指標については、県政だよりにおいて「みやぎ環境税充当事業の紹介」（県政だより 4-5月号）「みやぎ環境税充当事業の概要と成果」（県政だより 11-12月号）の記事を毎年掲載しているほか、県ホームページにおいて宮城環境税に係る取組とその実績について公表している。公表に当たっては、みやぎ環境税の目的と用途に関する考え方、用途事業の成果について、図表等を用いることで、分かりやすい説明となるよう留意している。</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>令和6年度の県政だよりにおいては、地球温暖化、気候変動に対し、重点的に実施する必要がある事業に対してみやぎ環境税が充てられていることが分かるよう、ラベルを追加する等、掲載紙面の内容を改善した。また、県ホームページにおける事業実績の公表に当たっては、従来の資料掲載に加え、主な事業についての説明や画像を追加する等、掲載ページの構成を見直した。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>令和7年度以降、宮城県政だよりの掲載紙面が縮小されるため、県政だより以外の方法による周知の方法を確保する必要がある。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>県政だよりの紙面縮小に対する代替の情報提供方法として、従来の県政だより紙面と同等の情報を県ホームページに掲載し、県政だよりからホームページへの誘導を促すことで、県民の知る機会の確保を図る。また、ホームページへの掲載に当たっては、閲覧のしやすさや掲載情報について留意し、より分かりやすい情報提供に努める。</p>
対 応 状 況	<p>【環境生活部 循環型社会推進課】</p> <p>取組内容</p> <p>産業廃棄物税制度について、県民や事業者の理解が得られるよう県ウェブページで施行状況や効果指標の推移を公表しているほか、チラシの配布等により情報提供を行っている。</p> <p>（1）県民向けの説明</p> <p>①産業廃棄物税の概要について【税務課ウェブページ】（継続）</p> <p>②産業廃棄物税に関するチラシ作成【循環型社会推進課ウェブページ、県税事務所等での配布】（新規）</p> <p>③産業廃棄物税基金の収支状況について【循環型社会推進課ウェブページ】（新規）</p> <p>④産業廃棄物税を活用した事業の実施状況について【同上】（一部新規：各充当事業の概要書作成）</p> <p>⑤効果指標の推移【同上】（新規）</p> <p>⑥産業廃棄物税の課税期間の延長について【同上】（継続）</p> <p>（2）事業者向けの説明としては、（1）の他に、以下を実施している。</p> <p>①県ホームページ上で公表している事業者向けの適正処理の手引きに概要を掲載【継続】</p> <p>②特別徴収義務者にチラシを送付し、排出事業者へ配布【新規】</p> <p>平成17年度から産業廃棄物税制度を導入しており、4回目の更新時期（令和6年度）に、関係団体への聞き取り調査やパブリックコメント等による意見聴取を実施した上で、令和12年3月末まで課税期間を延長。</p>

成果（取組結果）

県は、廃棄物を減らし、持続可能な循環型社会をつくるための指針として、宮城県循環型社会形成推進計画（以下「循環計画」という。）を策定し、産業廃棄物税を循環計画の目標達成のために必要な施策に充当してきた。循環計画における産業廃棄物の目標値と令和5年度実績値は下表のとおり。

項目		実績値		R5 暫定目標値と達成状況		最終目標値 (R12)
		H30 実績値 (基準年)	R5 実績値 (最新値)	R5 暫定目標値 ※1	暫定目標値 達成状況※2	第3期目標値 (R12年度)
産業廃棄物	排出量(千 t)	10,962	10,804	10,561	△	10,000
	リサイクル率(%)	35.6	35.3	35.0	○	35.0
	最終処分率(%)	1.7	1.3	1.4	○	1.0

※1 R5 暫定目標値は、H30 実績値を基準に R12 目標値からの均等割で算出

※2 ○：R5 暫定目標値達成

△：R5 暫定目標値未達成だが H30 より改善

×：R5 暫定目標値未達成かつ H30 より後退

今後の課題

循環計画では、産業廃棄物の排出量、リサイクル率及び最終処分率について高い目標値を設定しており、その達成に向けて県民の理解を得ながら産業廃棄物税を活用した施策の一層の推進が必要である。

令和5年度に県内事業者を対象として実施した産業廃棄物税に関する意識調査では、産廃税制度が「おおいに役立っている」、「ある程度役立っている」を合わせた割合（32.1%）は、「あまり役立っていない」、「まったく役立っていない」を合わせた割合（15.8%）を2倍程度上回った。一方、最も割合が高いのは「どちらとも言えない（49.8%）」となっており、その回答理由を調査したところ、「産廃税の制度の情報が不足し、課税目的や使途・効果が分からないため。」が最も多かったことから、産廃税制度や事業の成果について、引き続き積極的な周知が必要となる。

令和7年度以降の取組

・産業廃棄物税充当事業に係る事務処理を適切に行うとともに、県民や事業者へ情報提供につとめる。

- 4月 前年度事業報告内容調査、県ウェブページの内容更新
- 7月 次年度事業要望提出メーチェ
- 8月 次年度事業ヒアリング
- 10月 次年度事業決定通知
- 3月 次年度事業の概要書作成

【経済商工観光部 富県宮城推進室】

取組内容

「みやぎ発展税」の活用実績や成果等については、県議会経済商工観光委員会でも報告するとともに、県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。（継続）
また、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。（継続）
加えて、経済団体等に対し調整や要請を行い、当該団体等のホームページや発行する刊行物等において、実績や成果等を掲載する機会をいただき、事業者への更なる周知に取り組んでいる。（継続）

況	<p>成果（取組結果） 前年度までの活用実績や成果等について、県議会への報告や県のホームページへの掲載を行った。 また、「富県宮城推進会議」の構成団体のホームページや発行する刊行物等に、実績や成果等を掲載いただく機会を積極的に調整し、これまでの実績や成果について例年以上に広く周知するよう努めた。 その結果、前々年度に掲載のなかった構成団体の刊行物において、相当量の紙面を割いての広報が可能となるなど、情報発信・提供の機会を拡大することができた。</p> <p>今後の課題 令和6年度からの新規事業を含め、その取組の実績や成果等をより分かりやすく、かつ広範に伝えることができるよう工夫をしていく必要がある。</p> <p>令和7年度以降の取組 引き続き、経済団体等が発行する刊行物等において、主に事業者向けに実績や成果等を周知する機会をいただけるよう調整や要請を行う。 また、成果等について、一般県民に対しても理解しやすい形で広報がなされるよう、更なる改善に向けた検討を重ねる。</p>
<p>(へ) 精度の高い予算管理と事務執行管理 国庫補助事業に係る実績報告において実績額を誤り、国費相当分の歳入欠損が生じたため一般財源により補填した事案が複数発生しているほか、繰越工事に係る受託事業収入の納期限設定を誤り、繰り越された年度の歳入とならず一般財源により立て替えた事案や、事務引継や所属内での確認に不備があり、同一案件について重複して申請し、国庫補助金を二重に受け取った事案など、内部統制の不備による不適切な事務処理が発生している。特に、県費の持ち出しにより、県財政に損失を及ぼすミスが繰り返されていることは重大であり、徹底した再発防止策を講じられたい。 東日本大震災及びその後の災害からの復旧・復興においては、軽易な手続きでの繰越しにより、年度内に完了しない各種事業が切れ目なく実施されてきたが、震災後の入庁者が4割に達する中、会計年度独立の原則に対する例外的な措置である繰越制度の趣旨や要件について、改めて組織的に共有し事業の適正な進捗管理に努められたい。また、国に対して、引き続き、年度当初から円滑に事業を実施できるよう計画的な予算措置を求められたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 財政課】 取組内容 ○東日本大震災及びその後の災害復旧・復興に係る特例的な繰越しについて、改めて周知を行うとともに、国に対して、年度当初から円滑な事業が実施できるよう計画的な予算措置を求める。</p> <p>成果（取組結果） ○令和5年度末に予算執行基準を通知し、令和6年度予算の適切な予算執行を促すとともに、多額に上っている前年度からの繰越事業については、適正かつ迅速な予算執行を徹底するとともに、適正な事務処理を促した。 ○国庫支出金については、事務事業の進捗に即して、交付申請事務を迅速に行うとともに、関係省庁との連絡を密にし、概算払の手続を進め、歳出時には必ず見合いの特定財源が収入済となるように促した。</p> <p>今後の課題 ○財務規則をはじめとした関係規程や「みやぎ財政運営戦略（第4期）」などに基づき、効果的・効率的な財政運営と財政規律の維持を図るとともに、多額に上っている前年度からの繰越事業の適正かつ迅速な予算執行の徹底に努める。</p> <p>令和7年度以降の取組 ○引き続き、事業の適正な進捗管理に努め、年度当初からの事業実施に向けた適正な予算執行に努める。</p>

対 応 状 況	<p>【出納局 出納総務課】</p> <p>取組内容</p> <p>○令和7年度の内部統制システムの実施に向けて、「国庫補助金に係る請求漏れ、請求額誤り」及び「調定遅延」を部局リスクに掲げ、重点的に取り組むべき項目として顕在化させるとともに、各所属のリスクとして次期の対策に反映されるよう促した。(継続)</p> <p>○国費事務に係る内部統制上の不備の再発防止に向けて、ミスが発生した関係課を含めて適切な事務処理の理解を促進するため、マルチアングルゼミナール(以下、マルゼミという。)を開催したほか、リスク対策や業務フロー図の活用等を全庁に向けて周知した。(拡充)</p> <p>○主管課総括課長補佐会議を通じて、各部局に対し不適切事務事案を周知することにより注意喚起を図った。(継続)</p>
	<p>成果(取組結果)</p> <p>○「国庫補助金に係る請求漏れ、請求額誤り」及び「調定遅延」を部局リスクとして選定したことで、各所属においてリスク対策の重要性が明確化され、重点リスクに設定した所属が増加し、それぞれミスを防ぐための対策が講じられた。</p> <p>○国費事務のリスク対策等の周知により職員の理解が深まるとともに、業務フロー図の活用により潜在リスクを認識しやすくなり、業務の管理体制の強化につながった。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>○今後も国費事務に係る内部統制の取組について、一層の浸透を図る必要がある。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>○国費事務を重点的な項目として引き続き部局リスクに掲げ、各所属におけるリスク対策を促進する。</p> <p>○国費事務の適正な事務処理に向けて、様々な機会をとらえて全庁に注意喚起を図るほか、マルゼミ等の開催やその中で得られた知識の横展開を図り関係課の理解向上を支援するなど、さらなる内部統制の取組を推進する。</p>
<p>(ト) 補助金の適正執行</p> <p>補助金交付手続については、平成29年度の包括外部監査結果を踏まえて、「補助金交付手続の改善方針」(令和4年3月1日付け行経号外)を定め、併せて「(参考様式)補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を作成したところであるが、大量に処理する中で交付先を誤り未払い及び過払いが発生した事案や、交付決定額を超えて額を確定し交付した事案のほか、実績報告書の提出期限が守られていない事案も引き続き複数発生している。</p> <p>上記「チェックリスト」の有効活用などにより内部統制の体制整備を図り、補助金事務の適正な執行に努められたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【総務部 行政経営企画課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル活用による効率的かつ確実な事務手続きの実現に向け、庁内の補助金業務に関する実態調査を行い、職員の事務負担や内部統制リスクとなっている課題のうち特に優先的に取り組むべきものについて分析した。(新規) ・国の経済対策に係る補助金業務の増加による職員の事務負担の増加の影響により、「補助金交付手続きの改善方針」に規定する補助金交付手続の確認が疎かになる懸念があったことから、職員以外の者でも従事可能な業務を労働者派遣としてアウトソーシングすることで、マンパワー不足を補い、確実な履行確認がなされるよう担当課を支援した。(継続)
	<p>成果(取組結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金担当課においては、マンパワー不足による事務負担が解消され、補助金の履行確認等、内部統制の観点での本来業務への傾注が可能になった。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な補助金交付事務が確保されるよう、内部統制の観点から、「補助金交付手続きの改善方針」について担当課の実情を踏まえ、継続的に周知徹底を図る必要がある。 ・職員の事務負担や内部統制リスクとなっている課題の解決に向けた取組を引き続き検討・推進する必要がある。
	<p>令和7年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補助金交付手続きの改善方針」について引き続き周知を図り、適正手続の徹底を確保していく。 ・補助金業務のプロセス全体について部局横断的に検討する体制を整え、内部統制の視点からもデジタル活用による効率的かつ確実な事務手続きに向けた見直しを検討していく。

(チ) 財産の適正管理

令和3年度行政監査において、供用備品の適正な管理を徹底するよう指摘したにも関わらず、未だ財務規則に基づく照合確認や、供用の状況の記録・管理が適正に行われておらず、現物と物品管理システムの登録データとの間に齟齬のある所属が散見されることは誠に遺憾である。

物品管理者にあっては、物品は公金が形を変えたものであり、その亡失、損傷などがあった場合には、職員個人の賠償責任も問われ得るものであることを十分に認識し、指定管理者が管理するものを含め、全ての供用備品について毎年度計画的に照合確認を行い、現物の状態や使用・貸付の状況などを正確に記録されたい。加えて、不用な備品を保管し続けることは、それ自体が無駄であるほか、例えば、売却機会の損失や古いパソコンからの情報流出、使用期限を過ぎたAEDの使用のようなリスクを伴うものであることを念頭に置き、備品の現状に即して、適時に遊休物品の登録や処分等の手続を執られたい。

県では、令和4年度から、備品管理に係るマルチアングルゼミナールを開催し、優れた実践例や有意義な意見の展開、普及を図っているが、引き続き、好事例の展開を推進するとともに、各所属における備品の管理の状況を定期的にモニタリングした上、課題や現場の実情に応じた指導、支援に取り組まれたい。

対 応 状 況	<p>【出納局 契約課】 取組内容 決算審査意見について、全庁的に注意を喚起するため、以下(1)～(3)の取組を実施した。</p> <p>(1) desknet'sNEO 掲示板にて、「【注意喚起】物品の貸付に係る事務手続きの徹底について」(令和6年8月9日)を掲示し、貸付事務に係る注意喚起を行ったほか、定期的に発行している出納局広報誌「ニューズレターNo.143」(令和7年3月4日)に「物品管理のポイント整理」を掲載し、「物品管理・調達事務マニュアル」を基に、物品管理の適切な事務処理を示した。(新規)</p> <p>(2) 「物品管理・調達事務マニュアル」を改訂し、不用物品の処分に係る一連のフローについて記載を充実させ、各所属における不用物品の処分を促進したほか、備品の照合確認など、物品管理の重要性について全庁的な意識啓発を図った。また、(1)のニューズレターNo.143で、物品管理に関するチェックリストを示し、各所属において登録備品を再確認等するよう促したほか、遊休物品に係る利活用の方法や不用物品の処分手順について、分かりやすく解説した。(新規)</p> <p>(3) 令和6年度は「業務委託契約」を主なテーマにマルチアングルゼミナールを開催し、参加者による意見交換を行うことで、屋外に置く備品には耐久性の高い備品シールを貼付するなどの好事例の展開を図った(14の課(室)・公所から計17名が参加)。また、出納管理課が所管する「会計事務出前講座」にて「物品調達及び廃棄契約に係る基本的事項と留意点」等の講義を実施した。(参加者：保健福祉部7公所7名)(継続)</p> <p>また、所属に直接出向いて備品の管理状況を確認(7公所)するとともに、出納管理課に対し、同課が実施する会計事務指導検査にて、備品管理状況の確認について依頼するなど、可能な限り各所属の物品管理状況を確認するよう努めた。(継続)</p>
	<p>成果(取組結果)</p> <p>(1)、(2) desknet'sNEO 掲示板での掲示やニューズレター発行以降、これらを確認したという所属から、備品の分類換による処分手続き等についての問い合わせが増えたことから、一定の効果があったものと思料される。(以前は、同様の問い合わせはほぼなかった。)</p> <p>(2) 備品の照合確認や不用物品の処分など、物品管理の重要性について各所属の意識を深めるとともに、物品管理の適正化を図るために「売払い・廃棄事務の手引き」を改訂し、遊休物品の登録及び活用や、不用物品についての処分等を促進した。</p> <p>(3) マルチアングルゼミナールでは、優良な事例を取り上げてその取組み内容を紹介するとともに、定期監査における指摘事項について意見交換を行うことにより、参集所属がそれぞれの実情に応じた改善に取り組めるよう気づきを促すことで、庁内の意識醸成につながる取組みとなっている。</p> <p>また、所属に直接出向いて備品の管理状況を確認した結果、廃棄済物品を台帳に計上されているものが確認されたため、廃棄等の適切な事務処理につながった。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>契約課では、全庁的な物品管理について随時、財務システムにより確認を行っているものの、各所属の状況を確認する機会は限られていることから、今後も出納管理課で実施している会計事務指導検査への同行により、各所属における物品管理状況の確認等とともに、「物品管理・調達事務マニュアル」が、全庁的に浸透していない状況にあることに鑑み、機会を捉えて広く周知に務めるとともに、各所属からの疑問や相談に対応することで物品管理の適正化を図る必要がある。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>「物品管理・調達事務マニュアル」の全庁的な普及促進を図るとともに、引き続き、事務指導検査への同行による各所属の物品管理状況の確認等を実施する(令和7年度は12公所程度を対象)。また、マルチアングルゼミナールを開催し好事例の横展開を図るとともに、出納局広報誌「ニューズレター」やdesknet'sNEO 掲示板を活用した啓発活動を行っていく。</p>

(リ) 公社等外郭団体の経営改善と自立的運営

公社等外郭団体について、県では、「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」（令和4年度～令和6年度）に基づき、「経営改革」から「自立推進」に取組の軸を移し、公社等の一層の自立に向けた支援に注力することとしている。

令和5年度は、前年度に続き47団体が公社等外郭団体として指定され、そのうち改善支援団体は、前年度より1団体少ない5団体である。引き続き、公社等外郭団体の経営状況に応じて、「宮城県公社等外郭団体自立推進計画」に基づく経費削減や自主財源の確保、人材育成などの経営改善を推進し、その設立目的に沿ってより県政に貢献できるよう必要な支援に取り組まれない。あわせて、財政的援助団体等監査において長期滞留債権や立替金の精算遅延が認められた団体に対しては、当該団体による適切な債権管理と未収金の縮減促進に向け、引き続き助言、指導に努められたい。

対 応 状 況	【総務部 行政経営企画課】 取組内容 ・令和6年度指定の46団体に対し、経営状況等に関する団体の自己評価結果や経営上の課題などを踏まえ、所管部局が主体となって必要な助言や指導を行った。(継続) ・令和6年度は自立推進計画の最終年度であったことから、新たな自立支援策の策定に向けて、公社等及び団体所管課を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、公社等の抱える課題を再整理した上で、新たに公社等向けには「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン (R7～)」を、庁内向けには「宮城県公社等外郭団体経営評価及び運営指導方針 (R7～)」を策定し、県の関与の更なる適正化を図ることにより、公社等の一層の自立と、県の掲げる政策の効率的かつ効果的な実現を図ることとした。(新規)
	成果(取組結果) ・団体による経営状況等に係る自己評価を次年度の経営改善に反映させる仕組みが定着され、自立に向けた取組が進められている。 ・令和6年度においては、令和5年度に「公社等外郭団体経営評価委員会」の調査審議の対象とした1団体の経営状況が改善したことから、「改善支援団体」から「自立支援団体」に分類を変更し、今後は更なる自立的な運営に向けた指導・助言を行うこととした。また、「改善支援団体」に分類していた1団体について、財務状況が改善し、自立に向けた取組が進展したことを踏まえ、指定要件の対象外となったため、指定除外することとした。これにより、令和7年度の指定団体は前年度から1団体減の45団体となり、「改善支援団体」は2団体減の3団体となった。
	今後の課題 ・「改善支援団体」に対する重点的指導・助言と並行して、「自立支援団体」のうち、早期に改善が必要な団体に対しても、早い段階から重点的な経営改善指導を行い、県財政への影響を最小化する必要がある。 ・県の出資等に見合った充実した事業活動が行われるよう、各団体への指導・助言を引き続き行う必要がある。 ・小規模団体においては、単独での職員研修の開催が困難であることから、支援を行っていく必要がある。
	令和7年度以降の取組 ・「宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン」及び「宮城県公社等外郭団体経営評価及び運営指導方針」に基づき、「公社等外郭団体経営評価委員会」の調査審議により、「改善支援団体」のほか、早期に改善が必要な団体を新たに「経営検証団体」と位置付け、適時性のある経営改善を推進していく。また、「自立支援団体」に対しては、継続的に自立的運営に向けた指導・助言を行う。 ・「組織運営の健全性」の点数が低い公社等への点検指導の実施により、健全な組織運営の実効性を確保する。 ・公社等の担当者に対する合同研修会を実施するなど、財政的援助団体等に対する指摘も踏まえた組織力の向上を図る。

(ヌ) 地方公会計制度の活用

統一的な基準による地方公会計に基づく財務書類等及びその補助簿としての固定資産台帳の活用について、これまで県では、図書館を例に他県施設と比較することで、施設の運営状況を測るツールとしての活用可能性を検討したほか、減価償却等の考えにより、施設使用料を試算し、料金改定の一助とするなどの取組を行ってきた。引き続き、他自治体でのセグメント分析事例も参考に、震災からの復旧・復興事業や国土強靱化事業で整備した資産のストックマネジメントの基礎資料としての利用など、更なる利活用について推進されたい。

対 応 状 況	<p>【総務部 財政課】</p> <p>取組内容</p> <p>○実務担当者向けの簿記研修（4回）及び管理監督者向けの研修（2回）を実施した。（継続）</p> <p>○令和5年度から開始した日々仕訳について、研修（9回）の実施及び業務マニュアルを整備した。（継続）</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>○実務担当者を対象とした簿記研修は85名、新任の管理監督者を対象とした研修は45名の参加があり、幅広く公会計に必要となる知識の普及に努めた。</p> <p>○日々仕訳についての研修は166名の参加があったほか、業務マニュアルを整備したことにより、円滑な日々仕訳の導入の一助とすることができた。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>○これまでの研修により制度理解の浸透と実務能力の向上に努めるとともに、より良い研修の在り方について検討を進めていく。また、日々仕訳の業務マニュアルについて不断の見直しを進め、精度の高い財務書類等の作成を行う。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>○日々仕訳の実施に当たっては、日常業務において発生主義・複式簿記などの知識が必要となることから、引き続き、研修等を通じて必要な知識の普及啓発を進めていく。</p> <p>○活用方法については、国の研究会で公表されている活用事例や他団体の状況も参考としながら、「みやぎ財政運営戦略（第4期）」に掲げる公会計制度の活用による受益者負担の適正化をはじめ、資産の管理、予算審議など、持続可能な財政運営に活用できるよう、更なる検討を進めていく。</p>

ロ 内部統制の定着と組織体制の強化

<p>(イ) 内部統制の取組状況と課題</p> <p>令和5年度の内部統制実施状況に対しては、「宮城県内部統制評価報告書審査意見書」において、評価手続及び評価結果は相当であるとした上で、再発している重大な不備への対応を求めるとともに内部統制の基本的要素に即して意見を述べたところである。</p> <p>令和7年4月に予定される内部統制行動計画の改定では、現制度の効果検証を行い、内部統制は県庁組織及び職員のガバナンス力の向上に資するものとの視点に立ち、より効率的に機能する制度となるよう検討されたい。</p>	
対 応 状 況	<p>【出納局 出納管理課】</p> <p>取組内容</p> <p>○宮城県内部統制行動計画（財務事務編）の改定のため、関係所属を参集してワーキンググループを2回開催した。ワーキンググループでは、日常的モニタリングの有効性に係る効果検証等を実施し、内部統制がおおむね順調に浸透していることを確認したほか、行動計画の改定方針について意見交換を行い、これに基づいて改定作業を行った。（新規）</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>○ワーキンググループでの検討により、財務事務に付随する一般事務において重大な不備が複数発生していることや、各所属のリスク対策や業務の標準化の更なる促進が課題として挙げられたため、改定行動計画では、これらの課題解決を図るものとした。</p> <p>○また、近年発生した不備や環境の変化を踏まえて識別済みリスクの再評価を行い、これに基づいて標準的なリスク対応策を整備したほか、より効率的に内部統制の取組が実施されるよう、各所属の負担軽減を目的とした様式の改定を行った。</p> <p>○行動計画は、内部統制システム推進会議幹事会の承認を受け、令和7年4月に施行した。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>○内部統制が法制化された令和2年度以降、内部統制の不備は順調に減少している一方で、重大な不備は依然として発生していることから制度を効果的に機能させることが必要である。</p>

令和7年度以降の取組
 ○改定行動計画では各所属における効率的な業務の標準化やリスク対策を支援するための資料の拡充・整備を図ったことから、改定内容の普及啓発と各所属の効率的運用について指導・助言をしていく。
 ○改定行動計画に掲げた取組を総合的に推進することにより、内部統制のさらなる浸透・定着を図る。

(口) 人財の確保・育成と組織体制の強化
 職員採用試験（大学卒業程度）の最終倍率は、令和4年度4.5倍、令和5年度4.3倍、令和6年度3.2倍と年々低下し、また、20代及び30代の若手職員の自己都合等退職者は、令和元年度の37人から令和5年度は66人と増加している。これらの状況は、持続可能で良質な行政サービスの提供体制を確保する上で憂慮すべき事態であり、県組織全体で危機感を共有し、総合的な対策を講ずる必要がある。
 本県における事業件数が震災前を上回る水準にある中、職員数は減少傾向にあり、育児・介護や健康上の理由から勤務時間等に配慮を要する職員は増えている。事務事業の統廃合やアウトソーシング、オンライン化、調査・会議等の内容・回数の見直しなど、現行の取組を加速化するとともに、目標を明示し共有した上で、生成AIやノーコードツール等、新しい技術も活用しながら県行政の生産性の向上を推進し、職員の働きやすさの向上により、更に成果の上がる県組織となるよう努められたい。
 生産年齢人口の減少と労働市場の流動化が加速する社会情勢において、官民間問わず働き手の職業観は、仕事のやりがいや組織への貢献の実感、自己成長等が重視される方向に変化している。職員一人一人がやりがいと成長の実感を得られる、選ばれる県庁を実現するため、宮城県職員として必要な基礎力を明示し、職員のスキルアップやキャリア形成を支援する人材育成はもとより、多様な人財確保や働き方を受け入れる職場環境の整備にも戦略的に取り組まれたい。

【総務部 人事課】
取組内容
 人財育成については、本格的な人口減少と行政課題の複雑化に対応するため、本県においても、多様な人材を受け入れ、組織力を高めていくことが課題となっていることから、様々なバックグラウンドを持つ職員がその能力を最大限発揮することができるよう、職員の多様な働き方に応じた計画的なキャリア形成を支援する視点を重視した研修を展開する。(継続・拡充)
 また、職員確保については、全国的に公務員採用試験の応募者が減少しているなかで、本県においても令和6年度大卒程度試験の最終倍率は3.2倍で過去最低となっており、必要な職員数の確保や組織体制の維持に向けて、全庁一丸となって取り組むため、令和6年10月に「職員確保緊急プラン」を策定した。(新規)
 このプランでは、大きく3つの柱を中心に取り組むこととしている。
 ①応募者確保・・・これまでも様々な広報活動に取り組んできたが、それらを更に強化する。また、試験内容の見直しを行い、より幅広く、多くの方に受験してもらえるよう取り組む。
 ②多様な働き方の実現・・・仕事とプライベートの両方を充実させるためには、職員一人一人のライフスタイルに合わせた働き方を推進していく必要があり、学生などから就職先として選んでもらえるよう、また、現在働いている職員にも満足してもらえるよう、環境改善や風通しのよい魅力的な職場づくりに取り組む。
 ③安心できる暮らしの支援・・・職員にしっかりと安心して働いてもらうためには、勤務条件等の充実が不可欠であり、処遇改善や福利厚生の実施に取り組む。

成果（取組結果）
 人財育成については、自己の適性や能力について理解を深め、主体的・計画的なキャリア開発を深く学ぶ機会として、「若手職員のためのキャリアデザインセミナー（R6：24人）」を実施したほか、子育てとキャリアの両立を目指し、実践するための手法を学ぶ機会として「子育て・キャリア応援セミナー（R6：20人）」、女性職員のキャリア形成意欲向上等を目的として「女性職員キャリアデザインセミナー（R6：20人）」を実施した。また、より深い自己理解、キャリアの棚卸を行う機会として、キャリアコンサルタントと希望する職員との「キャリアビジョン面談（R6：36人）」を実施した。
 また、職員確保については、採用試験区分を新設し、大学卒業程度の早期枠を実施している。特徴としては、一次試験を民間企業の採用試験等にも多く活用されている「SPI3」で行うこととしている。試験対象の職種は「総合土木」と「森林（旧：林業）」であり、令和7年3月に募集したところ、どちらも令和6年度に実施した通常枠の約2倍の応募（総合土木：60人、森林：28人）があったことから、これまでなかった受験者層に対しても関心が高かったものと思われる。

	<p>なお、環境整備の一環としてオフィス改革を実施しているが、機能的・開放的なオフィスを整備し、職員の満足度及び職場の魅力を向上させることで、学生などにも就職先として選んでもらえるといった効果も見込まれる。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>人財育成については、人口減少の進展等に伴い、職員の確保が課題となっている中、職員一人一人のスキルアップがますます重要となっていることから、キャリア開発を深く学ぶ機会を提供する必要がある。</p> <p>また、職員確保については、特に採用予定人数を確保するのが困難な技術系職種を中心に、学生向けの発信を強化することで、公務の魅力を感じてもらい、もっと宮城県職員の仕事に関心を持ってもらえるよう取り組む必要がある。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>人財育成については、階層別研修に「キャリアデザインコース」を新設し、主査・主任主査級・主幹級の職員を対象とした「キャリア充実期のキャリアデザイン研修」、「女性職員キャリアデザインセミナー」を実施するほか、これらの研修を受講した職員一人一人のキャリア形成を支援するための「キャリアビジョン面談」を実施する。</p> <p>また、職員確保については、技術系職種インターンシップの旅費補助やPR動画作成など、職員確保緊急プラン推進事業を各部署と連携し推進するとともに、採用試験内容等の見直しを行う。</p>
対 応 状 況	<p>【総務部 行政経営企画課】</p> <p>取組内容</p> <p>生成AIの利用対象を全職員に拡大したほか、「地域課題の解決に向けた協定」を締結している Google 社のサービスを活用し、マニュアルや通知等を容易に検索できるチャットボットの運用について検証を行った。(拡充)</p> <p>また、ノーコードツールの運用管理について必要な事項を定める「運用の管理要領」、名称やアクセス権設定等について具体的な作成ルールを定める「アプリケーション作成ルール」を策定した。(継続)</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>・Google クラウドジャパンの協力を得て、先進的なAI機能を有するコラボレーションツールでの文字起こしやチャットボットの実証を開始したほか、先進的なAI機能を活かしたレポートの作成など、様々な分野での検証を行った。また、ノーコードツールについては適切なルールが整備され、ツールの活用による更なる内部事務の効率化が図られた。</p> <p>今後の課題</p> <p>・新しい技術のツールを全庁的に導入していくに当たり、運用担当者のスキル向上や、トラブル対応のための体制整備が求められる。また、導入したツールやサービスが効果的に活用されるためには、全職員への周知徹底や利用促進が必要。また、実際に使用している職員からのフィードバックをもとに、さらなる改善点を見つけ、システムを継続的に改善していく必要がある。</p> <p>令和7年度以降の取組</p> <p>・みやぎ行政運営・働き方改革プランにおいて生成AI・自動化ツールなどの積極活用を明示したところであり、先進的なAI機能を有するコラボレーションツールを導入し、マニュアルや通知等を容易に検索できるチャットボットの運用や、文字起こし機能だけでなく要約や分析等の多様な機能を有するサービスを活用することで、さらなる業務の効率化を図る。</p>
	<p>(ハ) 働き方改革の推進</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応業務の縮減や各種生産性向上施策の推進等により、令和5年の年次有給休暇取得実績は、1人当たり14.2日と、前年より1.9日増加した。また、令和5年度における職員1人当たりの月平均時間外勤務時間も、前年度より2.1時間少ない17.0時間となり2年連続で減少しているが、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第4期宮城県特定事業主行動計画の目標数値(12.5時間以下)との間には4.5時間の乖離がある。</p> <p>時間外勤務の縮減と計画的な休暇の取得は、心身の健康維持と公私にわたる充実、仕事における属人性の軽減、時間の有効活用を意識した働き方へのシフト等を促し、公務におけるパフォーマンスの伸展に資するものであるから、引き続き、職員の担当事務を随時見直し負担を平準化するなど、休暇の取得と定時退庁を行いやすい環境づくりを推進されたい。</p>

男性職員の育児休業取得実績は、令和5年度85.7%（令和4年度65.4%、令和3年度52.3%）と伸びている。引き続き、取得が浸透する職場環境の整備に努められたい。令和5年度に導入された部・課を超えた短期業務支援は、一時的な繁忙状況を機動的に調整し、支援対象所属の負担軽減のほか、業務改善の提案も併せて行う意欲的な事業であり、育児休業など活用範囲の拡大について検討されたい。

本県では、時差勤務、フレックスタイム、在宅勤務など、ライフステージに関わらず職員が勤務を継続し、能力を発揮できるようバックアップする各種制度が運用され、リモートデスクトップサービス やクラウドPBX による利便性の改善が図られているものの、その利用実績は一部の職員にとどまっているほか、新型コロナウイルス感染症の5類移行を機に減少に転じている制度も見られる。各種制度の活用状況を分析し、更に促進されたい。

なお、働き方改革については、DXの推進と併せて「新・宮城の将来ビジョン」の実行のための基盤となるものであり、その全体像や重点事項、数値目標、達成状況、投資効果等を一元的に管理し、県庁全体で共有し県民に対して分かりやすく明示する枠組の構築を検討されたい。

対 応 状 況	<p>【総務部 人事課】 取組内容</p> <p>(1) 時間外勤務の縮減に向けては、時間外勤務等取扱要綱に基づく事前命令や長時間時間外勤務者の把握などについて、管理職員による適切なマネジメントが徹底できるよう、メールマガジンでの意識付けなどを継続したほか、事務事業の見直しや庁内DXの推進による業務の効率化、部局ごとの完全定時退庁日の設定などの取組を行った。また、計画的な休暇取得につながるよう、夏季休暇の取得期間の弾力的な運用の開始やリフレッシュ休暇対象者に細やかな呼びかけを行うなど、休暇を取得しやすい環境づくりの推進に努めた。(継続)</p> <p>(2) 育児休業を取得しやすい職場環境づくりのため、育児休業を取得した男性職員の体験談をまとめた事例集や、育児休業を取得した場合の給与等を試算するシートを提供しているほか、休暇・休業等の取得予定を記載した育児計画書を所属の管理職員と共有することとしている。(継続)</p> <p>特別休暇（産前休暇は出産日前8週 ※多胎の場合は14週）や育児休業（子が3歳に達する日まで）の取得前後に、育児のための在宅勤務（育テレ）を一定期間活用できることとしている。これにより働き方の選択肢を増やし、円滑な子育て期間への移行や職場への復帰をサポートすることで、仕事と家庭生活との両立を支援する。(新規)</p> <p>業績評価において、育児休業を取得した職員の業務を代替した職員に対して、評価を加算（代替職員の職位と業務割合に応じて加算値を増加）することとしている。これにより育児休業を取得する職員の抵抗感の軽減、業務を代替する職員のモチベーション向上を図る。(新規)</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>(1) 知事部局等における令和6年度の時間外勤務実績については、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間が、16.2時間となった。年次有給休暇取得実績は、1人当たり14.4日と昨年と同水準を維持したほか、夏季休暇の取得期間の弾力的な運用の開始により、6月又は9月の取得者がそれぞれ141人、574人となった。</p> <p>(2) 男性職員の育児休業取得率が向上していくことで、周囲の職員が育児休業を取得している姿を目の当たりにし、自らも子どもが生まれたら取得するものと感じている男性職員が増え、好循環が生まれていると思われる。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>(1) 時間外勤務については、第4期宮城県特定事業主行動計画の目標値（12.5時間）に対し3時間以上の乖離があるため、更なる業務効率化等を進め一層の縮減を図る必要がある。休暇の取得促進については、職員の心身の健康管理に配慮の上、多様な働き方への理解を進めながら、管理職員が組織全体の業務進行管理を適切に行うなど、計画的に休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>(2) 宮城県職員子育て支援・女性活躍計画（第4期宮城県特定事業主行動計画）の目標値としては、令和7年度末までに男性職員の育児休業取得率100%、男性職員が取得できる育児に係る特別休暇を5日以上取得する割合100%としているが、様々な事情により取得できない（しない）職員もいることから、その理由等を踏まえ対応を検討する必要がある。</p>

	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>(1) 引き続き要綱等に基づく手続きの徹底や、年度当初などの通知発出により所属ごとの環境づくりが進むよう周知するとともに、事務事業の見直しや組織内の業務平準化・効率化などに取り組むほか、管理職員のみならず職員に全体に勤務時間制度を柔軟に活用した働き方の変革を促すなど、時間外勤務の縮減、休暇の取得促進に取り組んでいく。</p> <p>(2) これまでの取組を継続し、男性職員が「育児休業を取得して当たり前」という雰囲気が醸成されるよう周知を図っていく。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 行政経営企画課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期業務支援については、行政経営企画課の正規職員2名を3か月間ずつそれぞれ2所属、計4所属に配置した。また、派遣労働者の受け入れについて一括で契約し、37名を延べ31所属に配置した。なお、育児休業や病気休暇のある所属にも対応し、活用範囲を拡大した。(継続) ・また、時差勤務及びフレックスタイム制度のほか、在宅勤務について、リモートデスクトップサービスやクラウドPBXを活用したBYODを引き続き運用し、自宅でも職場と変わらず業務できる環境を整備した。(継続) ・行政運営と働き方改革に特化した新たなプランの策定を検討し、知事を本部長とした宮城県行政改革推進本部会議において「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン(令和7年度)」を策定した。(新規)
	<p>成果(取組結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期業務支援で正規職員を配置した所属においては、当該班職員に係る時間外勤務時間の縮減が見られたほか、業務改善の提案も併せて行うことができた。派遣労働者を配置した所属においては、一括契約による調達業務負担の削減及び正規職員の業務負担の削減効果があった。また、在宅勤務実施者は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を機に令和4年度から令和5年度にかけて減少したが(R4:2,207人日→R5:1,520人日)、令和6年度は延べ2,921人日の実績があり、増加に転じた。 ・「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン(令和7年度)」では、毎年度、取組の見直しができるアジャイル型の進行管理を導入し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる体制を構築したほか、他分野計画との重複を避け、簡素化したことにより、職員の事務負担も考慮した効率的・効果的な計画行政を示すことができた。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期業務支援の配置所属は公募ではなく人事課との調整で決定するため、人事課との連携が重要である。また、派遣労働者の契約においては、優秀な人材を速やかに準備できる事業者を選定することが重要である。 ・なお、令和8年10月以降、職員用端末が更新され、そのままテレワークできる端末となる予定。これまで以上にテレワークのしやすい風土づくりが重要となっていく。 ・「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン(令和7年度)」は、社会情勢や技術革新の変化に合わせた進化を理想としており、定期的な見直しを図っていく必要がある。
	<p>令和7年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期業務支援において、人員が不足する所属に適切に配置できるよう、人事課と連携を一層強化し、機動的な職員配置を実現する。また、リモートデスクトップサービスのライセンス数を増強するほか、管理職への周知を更に進めることでテレワークのしやすい風土づくりと更なる環境整備を図る。 ・「みやぎ行政運営・働き方改革推進プラン(令和7年度)」では、持続可能な質の高い行政運営と、職員が働きがいを感じられる魅力的な職場環境の実現に向けて、毎年度、行動指標や成果指標の達成状況を検証の上、柔軟に見直しを行っていく。
	<p>(二) 職員の健康管理</p> <p>職員が能力を最大限に発揮するためには、心身の健康が何より重要である。令和5年度に、知事部局及び各種委員(会)事務局において精神疾患により7日間以上の病気休暇を取得した者は、前年度より16人多い137人で、平成22年度の67人に対して2.04倍と大きく増加しており、病気休暇者の3分の2以上は病気休暇の取得日数が50日以上となっている。また、教育委員会における精神疾患での7日間以上の病気休暇者は前年度より7人少ない69人で平成22年度の約1.3倍、うち約半数が取得日数91日以上である。</p> <p>メンタルヘルス対策は、職員の働きがいや組織・仕事への主体的な貢献意欲などの確保においても重要であり、長時間勤務者に対する医師による面接指導や主務課の健康管理スタッフによる保健指導の実施、ストレスチェックの集団分析結果による職場環境改善に向けた助言など、更なる運用改善に取り組まれない。</p> <p>パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど、職場におけるハラスメントは、執務環境を著しく悪化させ、職員の能力発揮を阻害して公務能率を低下させるだけでなく、被害を受けた職員の心身に重大な損害を及ぼす可能性があり、決して許されない。</p> <p>研修や会議を通じて、各種ハラスメントに該当する事例や、そうした行為をしないための留意事項及び職務に必要な指示・指導や助言も含めて自分の考えを適切に伝える技術</p>

等について、職員に繰り返し情報提供するとともに、心理的安全性が高く、良好なコミュニケーションにより人間関係が確保された職場づくりを推進されたい。あわせて、公益通報制度も含む職員の各種相談制度が、実質的に機能しているか、その実効性を適宜確認されたい。

<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 行政管理室】 取組内容 日頃から、階層別研修における公務員倫理の講義、「こころの身だしなみ」チェックシステムによる自己チェック、総務部長通達「職員の職務に係る倫理の保持について」の発出、ハラスメント防止に関する研修会など、あらゆる機会を捉えてハラスメントの防止や指導等に際しての留意点などを周知しているほか、所属において職員の職務指導を担当する管理職員を対象として実施している管理者支援においても、ハラスメントや心理的安全性の高い職場環境づくりについて情報共有・意見交換を行い、業務に活かす取り組みを行っている。(継続) また、相談制度の実効性確保のため、公益通報制度においては、外部の担当弁護士が県が行う通報対応に対し必要な助言を行うこととしているほか、ハラスメント相談対応においては、対応方針や調査結果について相談者に共有し相談者の意向を踏まえた対応を行っている。(継続)</p>
	<p>成果（取組結果） <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修における公務員倫理の講義： 新任職員、主事・技師、主査級、主任主査級、班長、総括課長補佐級、技能労務職員 ・「こころの身だしなみ」チェックシステムによる自己チェック： 令和6年7月～9月に約5,000名が実施 ・総務部長通達「職員の職務に係る倫理の保持について」： 令和6年4月22日及び令和6年12月2日発出 ・ハラスメント防止等講習会： 令和6年9月4日に実施、約130名が受講 ・管理者支援（会議方式）： 令和6年10月～11月に4回実施、62名が参加 ・内部通報弁護士委託契約： 令和6年4月1日から令和7年3月31日 </p>
	<p>今後の課題 ハラスメント防止や良好なコミュニケーション等による心理的安全性の高い職場環境づくりについて、研修や通達等あらゆる機会を捉えた周知・啓発を継続していく必要がある。</p>
	<p>令和7年度以降の取組 引き続き、あらゆる機会を捉えて周知・啓発を継続するとともに、適宜、実効性の確認を行い必要な改善を図っていく。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 職員厚生課】 取組内容 (1) メンタルヘルス対策 <ul style="list-style-type: none"> ・長時間勤務者に対し、産業医が対象職員に対し保健指導及び対象所属長等に対し助言指導を行った。 ・令和5年度のストレスチェックにおける高ストレス者と判断された職員全員に電子メールにより面談勧奨を行い、希望する方へ医師との面談指導や職員健康相談室での健康相談を実施した。また、ストレスチェックの結果を踏まえ、ストレスに関する知識や対処法を学ぶ機会として、職場研修（セルフケア）の管理監督者向け及び一般職員向けのメンタルヘルスセミナーを適宜開催するとともに、所属単位のセルフケアセミナーを実施した。(継続) ・職場巡視を実施し、執務環境の確認を行い、安全面での対策が必要な事項について改善を求めた。(継続) ・関係する規程や参考様式などをイントラに掲示し、地方機関において安全衛生に関する取組が自主的に行えるよう支援した。 </p>
	<p>成果（取組結果） <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック面談 28人 ・メンタルヘルスセミナー 管理監督者向け 6回、一般職員向け 4回、新規採用職員向け3回、所属向け 13回 ・長時間勤務者に対する保健指導464人 助言指導所属延数 211所属 ・職場巡視 本庁 実施個所数 60課室（うち指摘あり 20課室） 地方機関 実施個所数 47公所（うち指摘あり 1公所） </p>

	<p>今後の課題 地方機関における安全衛生委員会の開催等について、引き続き啓発する必要がある。</p> <p>令和7年度以降の取組 ・ストレスに関する知識や対処法を学ぶ機会として、管理監督者向け及び一般職員向けのメンタルヘルスセミナーを適宜開催するとともに、所属単位のセルフケアセミナーを実施する。(継続) ・職場巡視を実施し、執務環境の確認を行い、安全面での対策が必要な事項について改善を求める。(継続) ・各所属において、安全衛生に対し実効性のある取組となるよう、安全衛生委員会の運営方法の周知やサポート等を行っていく。 ・令和6年度から産業医、相談員を増員して相談体制を強化しており、女性特有の健康問題、禁煙に関する相談など、令和7年度も引き続き職員の健康に関する様々な相談に対応する。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【教育庁 総務課、教職員課】 取組内容 県立学校各校のコンプライアンス推進担当者（原則、教頭及び事務次長が担当する）に対する研修会を年2回実施（継続）し、そこでの研修内容を各校にて展開しているほか、特にパワハラ防止に向けては全校長への研修会や部長・主任層向けのオンデマンド研修会を実施（新規）し、一般職員向けの研修資料を作成・提供し、校内研修の実施（新規）を促した。それらの中ではセクハラ、パワハラ、マタハラなどの具体的な事例を挙げて、加害者にならないように注意するとともに、被害を受けた場合には速やかに然るべき管理職に相談するよう周知している。また、教職員SOS相談窓口を新設（新規）し、悩みを抱えた職員が相談しやすい環境を整備した。 あわせて、公益通報制度については、教育委員会内の通報窓口のほか、外部窓口として担当弁護士を置くとともに、通報等を受けた際は、通報対象事実を確認したうえで、調査等の必要な対応を行っている。(継続)</p> <p>成果（取組結果） 上記研修会により風通しの良い働きやすい職場環境になるよう各校に周知されたことに加えて、SOS相談窓口には本年度3月までに20件の相談が来ており、然るべき専門機関への照会も含めて、対応している。</p> <p>今後の課題 今後も引き続きハラスメントが起きない、全ての職員が働きやすい、風通しの良い職場作りに取り組む必要がある。</p> <p>令和7年度以降の取組 各種研修について、実効性の高い研修になるように工夫して取り組んでいく。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【教育庁 福利課】 取組内容 教育委員会では、長時間勤務者に対し、本人の申出により医師の面接指導を実施する他、健康障害発生のリスクが高い教職員の所属を訪問し、医師からのアドバイスをもとに本人及び管理職への指導を行っている。(継続) 長時間勤務による健康障害を未然に防止するため、新任管理職に対して疲労の蓄積が原因で起こる健康障害についての理解を深め本人に対する指導及び職場環境の整備を図る目的で「過重労働対策セミナー」を実施している。(継続) また、各所属に設置されている衛生委員会において長時間勤務対策について審議することを必須とした。(新規) 実施が努力義務である50人未満の学校等も含めて、所管する全教職員に対しストレスチェックを実施し、自らのストレス状況への気付きを促すとともに、各所属の集団分析結果を職場環境改善につなげるため管理職を対象としたストレスチェック活用研修会を実施している。(継続) また、メンタル不調で休職となった教職員の年代や異動状況等をみると、特に若年層（30歳代以下）で人事異動をきっかけにメンタル不調となる例も見うけられることから、令和4年度から、初めて人事異動を経験した教職員及び初任者の相談役に指定されたメンターを対象とした研修会を実施している。(継続)</p>

	<p>成果（取組結果） 各所属の衛生委員会で審議された長時間勤務対策を福利課で取りまとめ、好事例等を所属間で共有した。学校現場における長時間対策をより具体的に把握し他の学校にも展開することで、各所属での労働安全衛生管理対策の充実につながった。 令和6年度のストレスチェック集団分析結果から、仕事上のストレスが健康に影響を与えるリスクは全国平均よりも良好な結果となった。仕事の量的負担と裁量度の判定は令和5年度と同じ数値となったが、上司や同僚からの支援の判定は令和5年度より数値が改善した。このことは、集団分析結果を職場環境の改善へつなげることを目的として実施している「ストレスチェック活用研修会」に一定の効果があつたものと考えられる。 また、若年層を対象としたメンタルヘルス研修会の受講者を対象としたアンケートでは、「大変参考になった」「ある程度参考になった」との回答が9割を超えており、受講者の自己コントロールやコミュニケーション力の向上に役立った。</p>
	<p>今後の課題 高ストレス者や長時間勤務者に対して、医師による面接指導の勧奨や各種相談窓口の紹介を積極的に行い、健康障害の発生を未然に防止する必要がある。</p>
	<p>令和7年度以降の取組 ストレスチェックや各種メンタルヘルス研修の実施等、上記内容に継続して取り組むとともに、医師会等の関係機関と調整を行い、長時間勤務者に対する医師の面接指導体制を拡充する。</p>
	<p>(ホ) DXの推進 DXの推進による生産性、効率性の向上が、県組織にとって必須かつ急務であることは言うまでもなく、その点の施策も含む「みやぎ情報化推進ポリシー」（令和3年度～令和6年度）の推進状況について、3Eの視点からも目標指標の達成状況とその要因を分析し、アウトカムを県民に分かりやすく説明されたい。また、次期計画の策定に当たっては、アウトカムが明確になるよう必要に応じて目標指標の項目又は水準を見直し、その達成に向けて効果的な施策を示されたい。 デジタル身分証アプリは、各種ミニアプリの活用により、これからの県民生活の質を大きく向上させる可能性を持ったツールであるため、県民への丁寧な説明に努めながら効果的な活用を図られたい。 キャッシュレス決済や電子申請は、県民・事業者の利便性と行政運営の効率性を両立させる有意義な取組であり、市町村における導入促進に向けた支援も含め、みやぎデジタルファースト宣言の趣旨に即して積極的に推進されたい。 電磁的記録の標準的な管理については、「所属内における電磁的記録管理マニュアル」（令和4年2月28日付け県情文号外）により定められているが、その運用状況について主務課による計画的なモニタリングが行われていない。運用状況を把握の上、マニュアルと実態との間に乖離がある場合、原因を確認し、実務に即しつつ、公正で効率的な電磁的記録の管理が行われるよう取り組まされたい。あわせて、複写や削除が容易である、検索性が高い、保管スペースを必要としないなどの電磁的記録の特性を踏まえながら、単なるデジタル化にとどまらず、保存された記録やデータが県の財産として有効に活用され、業務改善や組織改革及び効果的な施策立案にもつながるよう、管理の在り方を検討されたい。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 県政情報・文書課】 取組内容 ・地方機関文書事務調査指導において、対象公所に対して運用状況を把握の上、同マニュアルの趣旨を説明し、その管理の大切さについて職員の理解向上を図るとともに、業務の実態に合った管理方法等改善案を提案する。（拡充） ・下半期の新任職員研修において、情報公開制度と文書管理の関係を説明し、同マニュアルによる管理の趣旨と大切さについて、正しく理解してもらおう。（拡充） ・総務部における共有NASの導入を契機に、同マニュアルのルール見直しを行い、部内において試行する。（新規） ・電子化に対応した文書管理の促進をねらいの一つとした公文書の管理に関する条例の新規制定を検討する。（新規）</p> <p>成果（取組結果） ・地方機関文書事務調査指導において、対象27公所に対して運用状況の把握に努めたところ、14公所に課題が認められた。各公所には、情報公開制度の適正な運用のためには適切な文書管理が必要である旨を説明し、行政文書とそれ以外の文書に分けて管理することの大切さについて職員の理解向上を図るとともに、業務の実態に合った管理方法等改善策を提案した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・下半期の新任職員研修において、情報公開制度と文書管理の関係を説明し、同マニュアルによる管理の趣旨、行政文書とそれ以外の文書に分けて管理することの大切さについて、普及啓発を行った。 ・総務部における共有NASの導入を契機に、同マニュアルのルール見直しを行い、部内において試行中である。 ・令和7年6月議会提案を目指し条例（中間案）を作成しパブリックコメントを行うとともに、各実施機関から意見聴取し電子的管理の現状について意見交換し、取組について普及啓発を行った。 <p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度の適正な実施のためにも、所属内NASにおける行政文書の適正な管理は必須であることを理解してもらえるよう職員の意識啓発が必要である。 ・今後、新たに制定される公文書の管理に関する条例を踏まえた行政文書の管理が求められることから、職員に向けた研修や情報提供が継続的に必要である。 ・電子的管理の先にある利用者の利便性向上（開示請求等への電子的対応）を検討していく必要がある。 <p>令和7年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度の適正な運用においては、文書管理の一つであるNAS等電磁的記録の管理は必須であることから、引き続き、地方機関文書事務調査指導や職員研修等において、適正文書管理の必要性を正しく理解してもらう。（継続） ・地方機関文書事務調査指導等を通じ文書管理の実態を把握するとともに、同マニュアルのルール見直しを行い、業務の実態に合った文書管理を可能とするマニュアル改正を行う。（継続） ・新条例制定をはじめ、条例施行に関する規則の制定、実施機関に向けた管理規程指針（ガイドライン）の策定、知事部局の文書規程の制定を行い、条例全面施行に向けて、説明会等を実施する。（新規） ・新条例の公文書管理に対応した次期総合文書システム稼働（令和8年11月～）に向けた改修を実施する。（継続）
<p>対 応 状 況</p>	<p>【企画部 デジタルみやぎ推進課】</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 「みやぎ情報化推進ポリシー」（以下「前ポリシー」）の推進状況については、毎年度の取組状況やKPIの達成状況を取りまとめて庁内に共有し、3Eの視点を踏まえて課題や進捗状況を業務に活かしていくとともに、県HPで公表して県民向けにも発信している。また、令和6年度で終期を迎える前ポリシーの後継として令和7年4月から施行する「みやぎDX推進ポリシー（2025～2027）」（以下「新ポリシー」）を策定したところであり、新ポリシーにおいても、アウトカムが明確になるよう、各施策にあらためて適切なKPIを設定し、達成に向けて尽力することとしている。なお、ポリシーは、個別具体的な事業の評価を目的としたものではなく、将来の方向性を示すものであるため、費用対効果や経済波及効果等の定量的な評価・分析が必ずしも馴染まないものもあるが、目指すべき姿に近づいているかどうか、的確に認識した上で丁寧に説明していきたい。（継続）</p> <p>(2) デジタル身分証アプリについては、令和6年4月から、「基本アプリ」、「原子力防災」、「インフラ通報」、「アンケート」の3つのミニアプリにより本格運用を開始し（11月に「みやぎ防災」を追加）、「みやぎ健康ウォーク」「宮城県からのお知らせ」「みやぎポイント」「フードロスクーポン」の実証を実施した。また、昨年11月から本年2月まで、「みやぎ防災」と「みやぎポイント」の両方を利用登録した県民にみやぎポイントを3,000ポイントプレゼントするキャンペーンを実施したところ、登録者数が大きく増加した。さらに、知事講演等の対外的な発信の機会や、県政だより、テレビ・ラジオ等の広報媒体等の活用、コールセンターの開設や出張相談会の開催、スマホキャリア各社と連携したアプリ使い方講座の実施などにより周知広報に努めた。（継続）、（拡充）、（新規）</p> <p>(3) 従来運用していた「みやぎ電子申請サービス」をリニューアルし、17市町村との共同調達により、キャッシュレス決済機能などの新たな機能を追加して、令和7年2月から運用を開始した。令和7年4月からは参加自治体が21市町村となる予定である。</p> <p>成果（取組結果）</p> <p>(1) R5ポリシー関連事業：事業数 177 事業、決算額 62.4 億円 R6ポリシー関連事業（暫定）：185 事業、予算額：59.6 億円 KPIを設定している一部の事業については、社会情勢の変化等、今後も注意深く進捗を管理し、必要に応じて担当課室に助言や支援を行いたい。</p> <p>(2) アプリの登録者数は、令和7年3月12日時点で658,775人（県人口の29.3%）となっている。また、コールセンターでの対応件数は令和7年3月12日時点で7,340件、出張相談会の開催件数は27の自治体で21回、アプリ使い方講座は516回だった。</p> <p>(3) 令和6年2月の時点で、409手続が「みやぎ電子申請サービス」での受付が可能となった。このうち、79手続がキャッシュレス決済に対応可能である。</p>

	<p>今後の課題</p> <p>(1) 新ポリシーで掲げた目標や理念の実現に向けた適切な施策運営や進行管理、県民にDXを実感していただけるような具体的な成果の発信</p> <p>(2) 登録者数100万人という目標の早期実現のため、さらなるミニアプリの充実と普及拡大</p> <p>(3) 「行政手続オンライン化推進方針」に基づき、令和7年度末までの行政手続の原則オンライン化に向けた継続的な取組が必要である。</p> <p>令和7年度以降の取組</p> <p>(1) 前ポリシーについては対象期間全体での取組を総括し新ポリシーの運営に活かすとともに、新ポリシーにおいても、前ポリシーと同様に進捗状況の確認や取組全体の進行管理等を通じて、県行政のDX推進に努める。</p> <p>(2) これまでと同様のアプリ提供事業者、各ミニアプリ担当部署、市町村との緊密な連携に加え、民間事業者等との連携を強化し、既存アプリの安定的運営や魅力のある新アプリの検討に取り組む。また、各種周知広報も令和6年度の取組を継続・強化していく。さらに、令和7年度から、当課が地域ポイント事業運営を一括管理する事務局機能を担うことになることから、地域ポイント事業の安定的運営と課題整理に努める。</p> <p>(3) 行政手続のオンライン化を推進するため、定期的なフォローアップ調査やオンライン化研修等を実施する。また、電子申請やキャッシュレス決済に対応可能な手続について、引き続き拡充を図り、県民サービスの向上に努める。参加していない自治体についても個別に意向を伺いながら、電子申請等の利便性を共有の上、共同調達の仕組みについて引き続き周知を行っていく。</p>
	<p>(ハ) 共生社会の形成と推進</p> <p>本県では、県民、企業、NPOや関係団体等の多様な主体が参加し、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創る「協働共創社会の実現」を目指しており、男女共同参画に関しては、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」（令和3年度～令和7年度）に基づき、市町村、事業者、関係団体とともに施策を総合的に推進している。</p> <p>知事部局における女性職員の割合は年々上昇し、令和6年度は31.7%（1,520人）で、令和5年度の30.8%（1,479人）を0.9ポイント上回ったが、管理職員に占める女性の割合は、令和6年度は9.6%（58人）で、令和5年度の10.1%（61人）をわずかに下回り、2年連続の減少となった。会計年度任用職員のうち女性の割合は、フルタイム60.0%、短時間53.8%で、概ね横ばいで推移している。また、附属機関における女性委員の割合は、令和6年4月1日現在34.0%（578人）で前年と同じである。女性が能力を発揮するための組織環境は整備されつつあるが、管理職員や附属機関の委員における女性の登用拡大など、一層の進展に努められたい。</p> <p>さらに、公募型企画提案（プロポーザル）方式の選定委員に女性が全く含まれない事例が散見されるが、男性のみの視点で政策形成や判断が行われることはリスク要因となり得ることを認識し、意思形成過程への女性の参画を推進されたい。</p> <p>人口減少局面にあって、更に女性が働きやすい環境づくりを進めることが急務であることは言うまでもない。女性の年代別の正規雇用率は20代後半をピークに下降線をたどり「L字カーブ」と呼ばれるが、県では、出産や育児等の事情により離職した女性を対象とする就職支援窓口を開設し、令和5年度に延べ46人（うち正規雇用8人）の就職が決定した。一般に、非正規雇用の労働条件は、正規雇用と比較して不利な場合が多く、景気後退や災害発生の際に解雇や雇い止めの対象となるリスクも大きい。「富県躍進」の実現に向け、より多くの女性が正規雇用での就労を実現するよう更なる環境整備に努められたい。</p>
<p>対 応 状 況</p>	<p>【総務部 人事課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材が活躍できるよう昇任も含め、女性活躍を意識した人事配置に努めている。 ・女性活躍を推進し、多様な人材が活躍できるよう、勤務時間の柔軟化やオフィス改革など、働き方改革を進めている。 <p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局における女性職員の割合は、令和7年度は32.2%（1,538人）で、令和6年度の31.7%（1,520人）を0.5ポイント上回った。 ・管理職員に占める女性の割合は、令和7年度は10.3%（63人）で、令和6年度の9.6%（58人）を0.7ポイント上回った。 <p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性比率を高める必要もあるが、それ以前に採用試験の応募者が年々減少しており、全体的な応募者増に取り組む必要がある。

	<p>令和7年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多様な人材が活躍できるよう職員一人ひとりの状況や適性等も踏まえながら、女性活躍を意識した人事配置に努める。 ・学生の方々に県職員が働く現場を見てもらう機会を増やすなど、女性にも男性にも、公務の魅力や、やりがいを感じてもらえるような取組を進めていく。
対 応 状 況	<p>【環境生活部 共同参画社会推進課】</p> <p>取組内容</p> <p>社会全体における男女共同参画を目指し、政策等の決定過程で多様な視点等を取り入れるための取組として、当課では、審議会委員等への女性の積極的な登用の働きかけを行う（継続）とともに、公募型企画提案方式の選定委員への女性委員の選定状況について実態調査を行った（新規）。</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>本調査により、選定委員に女性が全く含まれていない選定委員会が3割弱程度あることが判明した。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>委員の選任に当たっては、知識や専門性が求められることから、あらゆる分野において女性人材の育成が求められる。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けて、意思形成過程において女性の意見を取り入れることは重要であることから、選定委員会への女性委員の選定についても、審議会委員等への女性の登用と同様に庁内各課への働きかけを行っていくこととしている。</p>
対 応 状 況	<p>【経済商工観光部 雇用対策課】</p> <p>取組内容</p> <p>出産・子育てなどをきっかけに離職した女性の再就職を支援する「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」において、利用者のニーズに配慮し、令和6年度は、オンライン専用相談枠の設置（新規）やデジタル・ITスキルのリスキリング支援（新規）を実施したほか、出張相談会など市町村等との連携事業も開催（拡充）するなど、支援体制及び内容の充実を図った。</p>
	<p>成果（取組結果）</p> <p>令和6年度は、延べ66人（うち正規雇用8人）の就職が決定した。</p>
	<p>今後の課題</p> <p>本センターの相談実績の多くが仙台市内在住者であり、仙台市以外からの利用拡大が課題となっている。</p>
	<p>令和7年度以降の取組</p> <p>各市町村の福祉関係部局や就職相談施設等と連携した出張相談会やミニセミナー等の開催を通じて、仙台市以外の地域における利用者の拡大に努めていく必要がある。また、子ども連れでも相談しやすい環境の整備に努めるとともに、働きやすい職場環境づくりに向けた企業支援にも引き続き取り組んでいく。</p>

(ト) 感染症及び大規模災害等危機対応

東日本大震災からの復興については、第2期復興・創生期間のうち3年が経過し、ハード面はほぼ完了したが、完了に至っていない一部の防潮堤工事について引き続き事業推進に努めるとともに、広域防災拠点整備事業については、公共事業再評価結果を踏まえて適切な進捗管理の下、早期の効果発現に努められたい。また、心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト面では、中長期的な取組が必要となっている。沿岸部を中心として被災者の心のケアの拠点の一つであったみやぎ心のケアセンターの業務は、令和7年度末までに、順次、市町、保健所、精神保健福祉センターによる地域精神保健福祉活動へ移行する予定である。住民に寄り添った円滑な移行の実現に向けて、市町等との緊密な連携を図られたい。

激甚化・頻発化する自然災害のほか、特定家畜伝染病や新興感染症など、県に求められる危機対応力は、ますます多様化、高度化している。例えば、県警察では、過去の災害の教訓を踏まえ、日頃から他県警察との合同訓練その他の各種訓練を実践し、災害警備派遣での被災者の捜索・救助等に貢献した。また、警察以外では、令和6年能登半島地震の対口支援に従事した派遣職員の業務日報等を庁内で閲覧可能とすることにより現場での体験の共有を図っている。このように、大震災や豪雨災害、新型コロナウイルス感染症等に対処した経験から得られた知見を実用的な形で県組織内で共有、継承し、危機管理体制の充実・強化に向け、不断の取組を着実に実践されたい。また、引き続き、危機管理に関する計画やマニュアル等の策定過程への女性の参画に配慮するほか、防災・減災や復興の対応に女性の視点や高齢者、障害者などのニーズが反映されるよう努められたい。

対 応 状 況	<p>【復興・危機管理部 復興・危機管理総務課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新興感染症への対応等・新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとして、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が改定されたことから、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づき、令和7年3月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」の改定を実施した（新規）。○ 危機管理体制の充実・強化等（BCP）・令和6年7月に「宮城県業務継続計画（BCP）」の改定を行った。本改定に当たっては、「第五次地震被害想定調査報告書」に基づき、人的被害やライフライン被害の想定を見直したほか、非常時優先業務やその実施体制について見直しを行った。・また、令和6年度上半期及び下半期の計2回、全職員を対象として、BCPの理解度チェックを実施した。
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新興感染症への対応等・今回の改定では、対応する各段階を準備期、初動期、対応期の3期に分類するとともに、対策項目として13項目を設定し対応策や取組の主体等を明記しており、改定前の計画と比較して、より広範囲かつ具体的な内容となっている。また、医療や保健等の一部対策項目では、新型コロナ対応の経験を踏まえた取組も計画に反映するなど、より実効的な計画となるよう努めた。○ 危機管理体制の充実・強化等（BCP）・今回の改定では、県が実施した最新の調査報告に基づく被害想定に変更を行ったほか、組織改編や人事異動等を踏まえ非常時優先業務体制の時点修正を行うなど、最新の状況を踏まえて見直しを行うことにより、計画の実効性向上に努めた。・また、令和6年度上半期・下半期において計2回実施したBCPの理解度チェックでは、いずれも9割を超える回答率となるなど、数多くの職員に対しBCPについて考える場を提供できたことにより、更なる理解度向上に繋がった。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新興感染症への対応等・改定後の県行動計画を踏まえた対応マニュアルや業務継続計画等の整備のほか、国や関係機関等と連携した訓練等の実施を通じて、感染症危機に対する体制整備を更に推進していく必要がある。・また、県行動計画を踏まえ、市町村においても市町村行動計画を改定する必要があることから、県としても県内全市町村が滞りなく計画改定できるようサポートを行っていく必要がある。○ 危機管理体制の充実・強化等（BCP）・非常時優先業務実施体制及び各所属における非常時優先業務について、施設等の状況や各所属の業務等をしっかりと把握し、災害時のニーズに対応した内容となるよう、より精査していく必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPの理解度チェックについては、基本的な事項に関する設問は正答率が高かったものの、より詳細な事項を問う設問は正答率が低かったことから、各職員がBCPの内容に習熟し有事の際にしっかりと対応できるよう訓練等を継続して実施していく必要がある。
	<p>令和7年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症への対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・改定後の県行動計画を踏まえた対応マニュアルや業務継続計画等の整備のほか、国や関係機関等と連携した訓練等の実施していく。 ・市町村が行う市町村行動計画の改定作業に当たり、市町村の進捗管理や助言等を行っていく。 ○ 危機管理体制の充実・強化等（BCP） <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、被害想定を踏まえながら非常時優先業務実施体制等の見直しを行い、計画の実効性向上に努めるとともに、BCPの理解度チェックなどの訓練等を通じて、職員の理解度向上を図っていく。
<p>対 応 状 況</p>	<p>【復興・危機管理部 防災推進課】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各災害への対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・今後想定される様々な自然災害や危機管理事案に速やかに対応するため、「みやぎ県民防災の日総合防災訓練」等の各種訓練を実施し、関係機関との連携強化を図り、災害時の実践的機能の向上及び危機管理体制の充実に取り組んでいる。（継続） ・毎年度4月から5月にかけて、復興・危機管理部の配備担当職員や各部局防災主管課、地方振興事務所及び地域事務所、被災市町村初動派遣職員等を対象とした研修を実施し、危機対応力の向上及び防災体制の強化に取り組んでいる（継続）。 ・訓練や研修の実施にあたっては、Web会議や総合防災システム（MIDORI）等を活用し、様々な状況下においても防災体制を維持し、危機対応を行うことができるよう取り組んでいる（継続）。 ・令和6年能登半島地震に係る応援経験を踏まえ、迅速かつ円滑に応援活動に注力するための資機材や通信環境整備に取り組んでいる。（新規） ○ 危機管理マニュアル、地域防災計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の経験や近年頻発する災害対応を踏まえ、応急対策に関するマニュアル等の大幅な見直しを行い、適宜見直しを行うとともに各種訓練により検証を行い必要な改正を行っている。 ・災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定について、保健福祉部と連携して市町村の支援を行っている。 ・防災対策の検討に女性の視点を活かすため、宮城県防災会議における女性委員の選任に努めている。 ・宮城県防災指導員養成講習の開催等により地域防災の担い手となる女性防災リーダー等を養成するとともに、「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」により地域防災活動への女性参画機会の拡大や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築に取り組む。
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各災害への対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練については、令和6年6月に「みやぎ県民防災の日総合防災訓練」、令和6年9月には「宮城県9.1総合防災訓練」を実施し、関係機関や市町村との連携強化を図ったほか、蔵王山火山防災協議会による通信訓練、図上訓練等各種訓練を実施した。 ・職員研修については、令和6年4月に復興・危機管理部転入者研修、配備研修（復興・危機管理部配備担当者向け）、防災業務研修会（各部局防災主管課、地方振興事務所及び地域事務所向け）、令和6年5月には総合防災システム（MIDORI）操作研修会（市町村、消防、被災市町村初動派遣職員等向け）、圏域防災研修会（市町村、被災市町村初動派遣職員等）を実施し、危機対応における基礎知識の習得や危機対応手順の確認等に努めた。 ○ 危機管理マニュアル、地域防災計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道・東北8道県相互応援協定」に基づき開催した8道県連絡会議において、8道県内における応援に係る課題の整理や今後の方針等を協議したほか、能登半島地震等を踏まえ、令和元年度に策定した「宮城県広域受援計画」等の見直し検討等を行い、更なる防災体制の強化に努めた。 ・避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定については、保健福祉部と連携し、市町村を訪問して福祉や防災担当者とともに課題の洗い出しや他市町村の事例紹介等を行ったほか、市町村防災担当課長・危機管理監等会議において計画策定に向けた情報提供等を実施した。 ・学識経験者を中心に女性委員の選任を進め、令和6年10月における女性委員の割合は委員59人中16人、割合は約27パーセントとなっている。

	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県防災指導員養成講習を17回開催するなどし、新たに198人（R7.2.28現在）の女性防災指導員を養成したほか、女性防災指導員等を対象にした活動事例に関する情報共有のための交流セミナーを開催し、39人の参加があった。また、令和4～5年度の「女性の視点を取り入れた地域防災推進事業」の成果をもとに防災パンフレットを制作し、県民に対して地域防災への女性の視点の必要性を周知啓発に取り組んだ。さらに、会場参加型での講習会等に参加が得られない若者や女性に向けた学習コンテンツとして「宮城県防災eラーニング講座」を開設した。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各災害への対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの災害対応や応援派遣における経験、訓練等を踏まえ、各部局や関係機関との平時からの連携体制等の強化を図る必要がある。 ○ 危機管理マニュアル、地域防災計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・上記同様にこれまでの災害対応等を踏まえ、災害対策本部事務局内及び関係機関相互の情報共有や災害対応が円滑に行われるよう手順の明確化を図る必要がある。 ・大規模災害に備え、関係部局と連携して要配慮者の適切な避難支援を実施するために、個別避難計画の推進を図る必要がある。 ・委員に充てる者は法により規定されており、実質的に充て職となる委員は知事の裁量で女性を選任できないことから、女性委員の割合を増やすことには一定の制約がある。 ・女性防災指導員の養成数等、女性の参画は着実に進んでいるが、宮城県防災指導員の構成割合では約8割が男性であることから、女性の参画の障壁とその解決策等を検討するなどし、引き続き女性参画の推進に取り組む必要がある。
	<p>令和7年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各災害への対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各種訓練及び研修の見直しを行うとともに、継続して実施することにより、災害対策本部事務局と庁内、関係機関との連携体制等の強化に努めていく。 ・新たな情報共有ツールや通信手段の整備を図るとともに、各種訓練及び研修において試用することにより、効果的な情報共有の手段や運用の確立を行い、効率的に努めていく。 ・協定等に基づき応援・受援が想定される道県状況を事前に確認することにより、連携体制の強化を図る。 ○ 危機管理マニュアル、地域防災計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度における各種計画等の検討を踏まえ、引き続き訓練等を通し、災害対策本部事務局内における情報共有等の手順の確認や明確化に努めていく。 ・今後も県地域防災計画等の策定過程に女性が参画できるよう配慮を行う。 ・要配慮者の個別避難計画がより実効性のあるものとするため、保健福祉部と連携し、市町村の支援を行う。 ・引き続き、防災指導員養成講習等の開催により女性の地域防災リーダーを養成するとともに、令和6年度に制作した防災パンフレットやeラーニング講座を活用するなどし、女性が防災分野へ参画しやすい環境整備に取り組む。
<p>対 応 状 況</p>	<p>【保健福祉部 精神保健推進室】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ みやぎ心のケアセンターの運営（継続） ○ 市町村が行う被災者の心のケアに対する補助（継続） ○ トラウマ・インフォームド・ケア（TIC）研修、サイコロジカル・ファースト・エイド（PFA）研修の実施（継続） ○ 精神保健福祉センターにおける依存症・自死・ひきこもりに関する相談支援（継続） ○ 保健所における精神保健福祉相談、アルコール関連問題等の専門相談（継続） ○ 保健所に対するトレーナー保健師の派遣（継続）
	<p>成果（取組結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ みやぎの心のケアセンターにおいて、専門職による住民支援（対面相談：431件、電話相談：571件）、メンタルヘルス講演会等の普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修等を実施した。市町村や保健所等との定期打合せ等をとおして関係機関が連携し、きめ細やかな被災者支援ならびに今後の支援の移行調整を行った。 ○ 市町村が行う被災者の心のケアの取組について、仙台市における訪問活動やこころの相談に係る経費を補助した。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度までみやぎ心のケアセンターが実施していたトラウマ・インフォームド・ケア（TIC）研修、サイコロジカル・ファースト・エイド（PFA）研修について、精神保健福祉センターが取組を引き継ぎ、県内市町村や保健所職員に対する人材育成を実施した（TIC研修（令和4年度から）：年1回開催（受講者数116人）、PFA研修（令和3年度から）：年1回開催（受講者数44人））。 ○ 精神保健福祉センター及び保健所において、依存症・自死・ひきこもりに関する相談支援や専門相談により住民に対するきめ細やかな支援を継続するとともに、トレーナー保健師を活用し、震災対応経験がない新任期保健師を主に、支援スキル向上のための人材育成を行った（トレーナー派遣回数：26回）。 ○ 「東日本大震災に起因する心のケアに関する取組状況調査」（対象：県内すべての市町村及び県保健福祉事務所（地域事務所・支所を含む））を実施し、令和8年度以降の取組計画及び支援要望等を把握し、一般施策の活用に向けて調整を行った。
	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の心の健康については、生活環境の変化や家族機能の低下など、個人ごとに背景が多様化している。うつ病・アルコール関連問題・ひきこもりなど複数の問題が絡み合い、深刻化・複雑化するケースもあり、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策の継続が必要である。 ○ 沿岸市町では、従来から心のケアを担う専門職が不足していたことに加え、震災後に採用された保健師等が増加していることから、市町の活動を支える県機関の支援体制の強化と人材確保・育成が必要である。
	<p>令和7年度以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災による心の問題は長期に及ぶことから、市町村、保健所、関係機関等との連携を一層強化し、子どもから大人まで切れ目のない支援を継続する。 ○ 「令和3年度以降の宮城県の心のケア取組方針」に基づき、令和7年12月にみやぎ心のケアセンターを閉所するが、これまで当該センターが取り組んできた心のケアについて、関係機関と連携しながら円滑に地域精神保健福祉に移行する。 ○ 沿岸市町の活動を支える県機関の支援体制の強化と人材確保・育成について、長期的かつ安定的に取り組んでいく必要があり、引き続き確実な財源確保を国に要望していく。
<p>(子) 学校徴収金における不適正な会計処理の根絶</p> <p>令和4年度に続き、県立学校における学校徴収金の私的流用により職員が懲戒免職となる事案が再発した。学校徴収金の事務は公費に準じて職務として取り扱われているが、教職員による百万円を超える私的流用が、平成20年度から令和5年度までに6回も発覚したことは極めて遺憾であり、異常な事態と言わざるを得ない。</p> <p>今まで何度も対策を講じてきた中で再発していることを重大視し、改めて、その背景には、行為者における誠実性と倫理観の欠如はもとより、組織内部のチェック体制が十分に機能せず、「学校徴収金取扱マニュアル」が定めるルールからの逸脱を防止・把握する実質的な措置が講じられていないなど組織マネジメント上の課題があったと認識し、校長を始めとする管理監督職員は、不正発生の3要素（動機・機会・正当化）に即して、不正な会計処理を可能又は容易にする機会が生じないよう学校におけるガバナンスを確立し、職員を孤立させず、いつでも相談又は通報できる体制を確保、周知するなど、組織として職員を不正から守る職責を果たされたい。</p>	
<p>対 応 状 況</p>	<p>【教育庁 高校財務・就学支援室】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての県立学校92校に対し、各校における現在の取組状況の確認（実地調査）を行い、管理監督職員を含め、会計事務処理状況の適正化に向けた具体的な指導・助言を実施した。（拡充） ・92校のうち、45校については事前予告なしでの実地調査を行った。（新規） ・県立学校長会議、県立学校事務長会議等において、学校徴収金取扱いにおける組織マネジメントの重要性、ガバナンスの確立について、繰り返し説明し、管理監督職員の意識の醸成を図った。（継続） ・実地調査結果や学校現場との意見交換を踏まえ、銀行印と通帳の管理者を明確化するなど、学校徴収金取扱マニュアルの改定を行った。（拡充） ・教職員による現金取扱いに係る諸課題等を解消するため、県立学校における私費会計について、ネットショッピングにおける法人アカウント、法人向けクレジットカードなどキャッシュレス化に対応した新たな手法を導入した。（新規）

成果（取組結果）
<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査の際に、私的流用に繋がる可能性の高い事項について改善を指導した学校に対しては、後日、事前予告なしで再訪問し、管理体制が改められていることを確認した。 ・ネットショッピングにおける法人アカウントは90校、法人向けクレジットカードは92校が導入し、教職員による現金払い、立替払いを解消し、利便性の向上と管理の適正化を実現した。
今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・校長を始めとする管理監督職員を始め、学校全体における内部統制及び学校徴収金取扱マニュアルに基づいた事務処理の定着が必要である。 ・教職員を孤立させず、いつでも相談又は通報できるような風通しの良い職場づくりが必要である。
令和7年度以降の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校長会議、県立学校事務長会議等において組織マネジメントの重要性やガバナンスの確立について周知するとともに、実地調査の全校実施を継続し、学校徴収金取扱マニュアルに基づいた事務処理が確実に定着するよう取り組む。 ・一部地域の宮城県公立学校事務長会が実施している学校間相互検査について、全県導入に向けた検討を進める。

前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

事項	<p>高等学校等育英奨学資金貸付基金について</p> <p>(基金運用状況審査意見書 P56)</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金については、収入未済額が約4億4千百万円で、前年度に比べ約3千百万円増加しており、各種対策を講じてはいるものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。</p> <p>引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。</p>
対応状況	<p>【教育庁 高校財務・就学支援室】</p> <p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未納の翌月に未納者全員に督促状を送付するとともに、未納の初期段階にある者には電話連絡を行ったほか、未納状態が継続している者には、年2回未納総額を明記した納付催告書を送付し納付を促した。また、その後2ヶ月以上未納状態が継続している場合は、年2回その連帯保証人宛てに催告文書を送付し納付を促した。(継続) ・平日昼間に電話がつかない未納者に対しては、朝夕に電話による督促を行った。特に返済初期である未納者に重点的に電話し、償還猶予に関する情報提供を行うとともに、未納額の納付を促した。(継続) ・償還口座について、奨学生本人口座か保証人口座のいずれかを選択できることとした。(継続) ・償還方法を原則口座振替としているが、残高不足や口座解約済で償還日に口座振替ができない場合、振替用紙同封の督促状を送付し、納付を促した。(継続) ・未納者が現金納付を希望したときにタイミングを逃さず受領することができるよう、就学支援班の複数の班員を現金取扱員に指定した。(継続) ・奨学生が償還しやすいよう、償還方法を月賦償還、半年賦償還、年賦償還、月賦償還と半年賦償還の併用償還の4種類を選択可能とした。また、納付相談等により、一時的に償還困難な状況が判明した未納者に対しては、未納額をさらに分割して納付することを可能とした。(継続) ・生活保護、失業、育児休業等で無給、給料減額となった場合など、経済的困窮により償還が困難となった奨学生に対しては、償還猶予に関する情報提供を行い、新たな未済額の抑制に努めた。(継続) ・住所の異動を届けずに転居し、所在不明となった未納者、連帯保証人については、住民基本台帳ネットワークでの住所検索や公用請求により現住所の把握に努め、督促を行った。(継続) ・県立学校長会において毎年収入未済額が増加している現状について説明し、各学校で奨学生や保護者に対して、奨学生の選考時、貸付決定通知書の交付時、卒業時などの機会を捉えて、償還金が新たな貸付の原資になっているという制度の仕組みや、償還の重要性を丁寧に周知してもらうよう、依頼した。(継続) ・回収困難案件をリストアップし、その債権の回収を債権回収会社(サービサー)に委託した。(継続) ・収入未済縮減に向けた取組を確実に推進するため、「高等学校等育英奨学資金 収入未済縮減に向けた取組方針」を策定した。(継続) <p>成果(取組結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の収入未済額の令和6年度回収実績 収入未済額(令和5年度末): 440,533,712円 回収実績: 31,465,451円 (回収率: 7.1%) ・サービサーによる令和6年度回収実績 委託件数: 15人 9,043千円 回収実績: 8人 1,174千円 (回収率: 13.0%)

今後の課題

- ・当該貸付は、平成17年度に国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、その後は県事業として継続してきたものであり、最初の大学卒業生が出た平成24年度から、毎年償還対象者と収入未済額が増加している。
- ・貸付金の償還期間は10年程度の長期間で行われており、償還開始時から未納となっている者もいることから、奨学生が高校在学中のうちに、機会を捉えて償還金が新たな貸付の原資になるという制度の仕組みや、償還の重要性を丁寧に説明する必要がある。
- ・また、未納期間が長期化している債務者も多くいることから、償還初期段階に督促状の送付や電話連絡の頻度を増やすなどして、未納を長期化させないようにすることが必要である。さらに、未納者から効果的、計画的な債権回収を行っていくためにも、未納者毎に過去の対応状況をしっかり整理していく必要がある。
- ・債務者、及び連帯保証人が共に自己破産等により免責決定を受けた場合等の対応として、債権放棄（不納欠損）の検討も必要である。

令和7年度以降の取組

- ・債権管理の適正化を図るため、「収入未済縮減に向けた取組方針」（令和7年3月策定）や当室で策定した取組方針に基づき、未納者をより細かく債権区分毎に分類する。
- ・サービサーによる回収効果を高めるため、委託対象者の選定基準を精査するとともに、毎月の回収実績に基づき、適宜委託対象者の見直しを図っていく。
- ・奨学金の貸付時に償還の重要性の意識付けを行うため、奨学生に対し、選考時、貸付決定通知書の交付時、卒業時などの機会を捉えて、償還金が新たな貸付の原資になるという制度の仕組みを丁寧に説明するとともに、連帯保証人である保護者に対しても、貸付決定通知書の交付の際に同席を求めるなど、機会を捉えて周知するよう学校に依頼する。
- ・債権放棄（不納欠損）について、国への相談や他部局の事例調査により、事務処理のルール化に向けた検討を進めていく。